

第3回臨時会

平成21年5月1日開会

平成21年5月1日閉会

第4回臨時会

平成21年5月29日開会

平成21年5月29日閉会

第5回定例会

平成21年6月11日開会

平成21年6月24日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

— 目 次 —

◎第3回臨時会

○5月1日

日程第1	会議録署名議員の指名	4
日程第2	会期決定の件について	4
日程第3	議案第38号から議案第51号までの14議案及び報告第1号一括議題	5
日程第4	質疑	14
日程第5	討論・採決	23
日程第6	常任委員会委員の選任	34
日程第7	議会運営委員会委員の選任	38
日程第8	議案第52号について（監査委員選任）	40
日程第9	議会運営委員会の閉会中の審査事項について	41
日程第10	広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について	41
追加日程第1	議長辞職の件	28
追加日程第2	議長選挙	29
追加日程第3	副議長辞職の件	31
追加日程第4	副議長選挙	33
追加日程第5	各種委員の推薦について	39

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成21年 第3回臨時会 (5月)	議案第38号	専決処分した事件の報告及び承認について (三股町税条例の一部を改正する条例)	原案承認	5月1日
〃	議案第39号	専決処分した事件の報告及び承認につ いて（三股町国民健康保険税条例の一 部を改正する条例）	原案承認	5月1日
〃	議案第40号	専決処分した事件の報告及び承認につ いて（平成20年度三股町一般会計補 正予算（第8号））	原案承認	5月1日
〃	議案第41号	専決処分した事件の報告及び承認につ いて（平成20年度国民健康保険特別 会計補正予算（第5号））	原案承認	5月1日

平成 21 年 第 3 回臨時会 (5 月)	議案第 42 号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成 20 年度老人保健特別会計補正予算（第 2 号））	原案承認	5 月 1 日
〃	議案第 43 号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成 20 年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号））	原案承認	5 月 1 日
〃	議案第 44 号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成 20 年度三股町介護保険特別会計補正予算（第 5 号））	原案承認	5 月 1 日
〃	議案第 45 号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成 20 年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 3 号））	原案承認	5 月 1 日
〃	議案第 46 号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成 20 年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号））	原案承認	5 月 1 日
〃	議案第 47 号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成 20 年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号））	原案承認	5 月 1 日
〃	議案第 48 号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成 20 年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号））	原案承認	5 月 1 日
〃	議案第 49 号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成 20 年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第 2 号））	原案承認	5 月 1 日
〃	議案第 50 号	工事請負契約の締結について（勝岡小学校体育館建築主体工事）	原案可決	5 月 1 日
〃	議案第 51 号	財産の取得について（自動食器洗浄機）	原案可決	5 月 1 日
〃	議案第 52 号	監査委員の選任について（財部 一男）	原案同意	5 月 1 日

◎第 4 回臨時会

○5 月 29 日

日程第 1	会議録署名議員の指名	4 7
日程第 2	会期決定の件	4 7
日程第 3	議案第 5 3 号から議案第 5 4 号までの 2 議案一括議題	4 8
日程第 4	質疑	5 2
日程第 5	討論・採決	6 2

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成21年 第4回臨時会 (5月)	議案第53号	一般職の職員の給与に関する条例等の 一部を改正する条例	原案可決	5月29日
〃	議案第54号	議会議員の報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例	原案可決	5月29日

◎第5回定例会

○6月11日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	69
日程第2	会期決定の件について	69
日程第3	議案第55号から議案第67号までの13議案、陳情1件、請願2件及び 意見書案3件並びに報告6件一括上程	70
日程第4	議案第67号及び請願第2号、第3号並びに意見書(案)第1号、第2号、 第3号の質疑・討論・採決	76

○6月15日(第2号)

日程第1	総括質疑	82
日程第2	常任委員会付託	88

○6月22日(第3号)

日程第1	一般質問	92
	3番 上西 祐子君	92
	1番 指宿 秋廣君	104
	10番 山中 則夫君	124
	4番 大久保 義直君	139
	8番 原田 重治君	140

○6月23日(第4号)

日程第1	一般質問	152
	2番 財部 一男君	152

5番 重久 邦仁君	-----	168
7番 池田 克子君	-----	187

○6月24日（第5号）

日程第1	常任委員長報告	-----	198
	総務厚生常任委員長	-----	198
	建設文教常任委員長	-----	201
	一般会計予算・決算常任委員長	-----	202
日程第2	質疑	-----	202
日程第3	討論・採決（議案第55号から議案第66号及び陳情第4号）	-----	204
日程第4	議員派遣について	-----	211

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成21年第5回定例会（6月）	議案第55号	三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	6月24日
〃	議案第56号	三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決	6月24日
〃	議案第57号	三股町ふるさと未来基金条例	原案可決	6月24日
〃	議案第58号	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例	原案可決	6月24日
〃	議案第59号	平成21年度三股町一般会計補正予算（第1号）	原案可決	6月24日
〃	議案第60号	平成21年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	6月24日
〃	議案第61号	平成21年度三股町老人保健特別会計補正予算（第1号）	原案可決	6月24日

平成 21 年 第 5 回定例会 (6 月)	議案第 62 号	平成 21 年度三股町後期高齢者医療保 険特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決	6 月 24 日
〃	議案第 63 号	平成 21 年度三股町介護保険特別会計 補正予算 (第 1 号)	原案可決	6 月 24 日
〃	議案第 64 号	平成 21 年度三股町介護保険サービス 事業特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決	6 月 24 日
〃	議案第 65 号	都城市子ども発達センターきらきら を三股町の住民の利用に供させること について	原案可決	6 月 24 日
〃	議案第 66 号	町道路線の認定について	原案可決	6 月 24 日
〃	議案第 67 号	監査委員の選任について	原案同意	6 月 11 日
〃	陳情第 4 号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を国に求めることについての陳情	採 択	6 月 24 日
〃	請願第 2 号	消費税によらない「最低保障年金制度」 の創設を求める請願	不採択	6 月 11 日
〃	請願第 3 号	物価に見合う年金引き上げを求める請 願	不採択	6 月 11 日
〃	意見書 (案) 第 1 号	新たな過疎対策法の制定に関する意見 書 (案)	原案可決	6 月 11 日
〃	意見書 (案) 第 2 号	労働環境の整備、改善を図るための関 係法令の抜本的な改正と早急な経済対 策を求める意見書 (案)	原案可決	6 月 11 日
〃	議意見書 (案) 第 3 号	公契約に関する基本法の制定を求める 意見書 (案)	原案可決	6 月 11 日
〃	意見書 (案) 第 4 号	「協同労働の協同組合法」(仮称)の速 やかな制定を求める意見書 (案)	原案可決	6 月 24 日
〃	議案第 61 号	平成 21 年度三股町老人保健特別会計 補正予算 (第 1 号)	原案可決	6 月 24 日

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の趣旨	質問の相手
1	上西 祐子	1 景気対策、失業者救済対策としての取り組みについて	① 町内の生活道路の補修、改善、側溝の蓋かけ等、又、町営住宅の補修、改善等を重点施策として取り組むことは出来ないか伺う。	町長
		2 住民の健康づくり施策について	① 予防、健診を拡充し、町民の健康と心を守るために保健師をもっと増やすことは出来ないか。	
		3 自殺者対策への取り組みについて	① 借金や病気など自殺者が多くなっているが、本町での相談窓口やセーフティネット貸付制度はどのようになっているか。	
2	指宿 秋廣	1 国の補正予算の本町への影響について	① 国道222号線バイパス工事について	町長
			② 木材製品需要促進について	
			③ 教育教材の充実について	教育長
			④ 三股駅裏の開発について	町長
		2 役場職員の意識高揚について	① 人事異動について	
		② 組織機構について		
3 新型インフルエンザ対策について	① 町民支援及び対策機構について	教育長		
	② 遠足及び修学旅行の取り扱いについて			
3	山中 則夫	1 町長の政治姿勢について	① 町内の産業の振興に真剣に取り組んでいるのか。	町長
			② 企業誘致の取り組みは現在どうなっているのか。	
			③ 旭ヶ丘運動公園を地域振興の拠点にしては	
			④ その後、植木児童館の新設等について取り組まれているのか。	

4	大久保 義直	1 職員の人事異動について	① 職員異動の内容について	町 長
5	原田 重治	1 都市計画について	① 農地の使用変更（宅地への地目変更）を町として強力に進めるつもりはないか。時代と共に都市の配置も変わってきている。	町 長
		2 下水処理について	① 蓼池方面の下水処理計画があったはずだが、今どのような方法で考えているのか。	
		3 過疎対策について	① 餅原、田上方面の発展のため道路の整備を行なう必要があるとおもうが。	
6	財部 一男	1 町税の滞納対策等について	① 固定資産税、県町民税、国民健康保険税の20年度の収納率状況は。又過年度分の収納率等はどうか。	町 長
			② 滞納対策は充分に行なわれていると思うが、どのような対策をとっているのか。	
			③ 国民健康保険税が増加しているが、町民の負担は限度がきていると思われる。一般会計より繰入れし、税負担の軽減をする考えはないか。	
		2 沖水川の河川プールについて	① 現在河川プールは、使用禁止となっているが、禁止になった経緯について伺う	町 長 教育長
			② 今後河川プールを再開する意気はないのか。	
			③ 新しい河川プールを建設する考えはないのか。	

発言 順位	質問者	質問事項	質問の趣旨	質問の相手
7	重久 邦仁	1 投票所の復活について（選挙管理委員会の取り組みは）	① くいまーるバス、臨時運行について	選挙管理 委員長
			② 投票のために有権者が利用する運賃の補助について	
			③ 地区座談会開催状況について	
			④ 啓発活動の取り組みは	
		2 文化会館について	① 自主文化事業の取り組みについて	教育長
		3 小中学校について	① 小中学校の教育指導について	
4 総合型地域スポーツクラブについて	① 組織運営と取り組みについて			
5 農業振興について（耕作放棄地の解消について）	① 現状と取り組みについて伺う	町 長		
	② 再生利用計画はあるのか			
	③ 農業委員会との連携はあるのか			
8	池田 克子	1 健康管理対策におけるがん検診の受診率向上について	① 女性特有のがん検診の対象者について、それぞれ（乳がん、子宮頸がん）の該当者は何名か	町 長
			② 女性特有のがん検診推進事業における無料クーポン券の早期配布について	
			③ 受診しやすい体制（休日・早朝・夜間）づくりについて	
		2 学校教育における特別支援教育について	① 発達障がい児の児童数は（各学校ごと）	教育長
			② 補助教員と特別支援教育支援員との違いは（それぞれの人数も含めて）	
			③ 特別支援教育支援員の拡充について	

三股町告示第 15 号

平成 21 年第 3 回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 21 年 4 月 28 日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成 21 年 5 月 1 日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

指宿 秋廣君

財部 一男君

上西 祐子君

大久保義直君

重久 邦仁君

東村 和往君

池田 克子君

原田 重治君

中石 高男君

山中 則夫君

黒木 孝光君

山領 征男君

○応招しなかった議員

平成 21 年 第 3 回 (臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 21 年 5 月 1 日 (金曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 21 年 5 月 1 日 午前 10 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件について
- 日程第 3 議案第 38 号から議案第 51 号までの 14 議案及び報告第 1 号一括議題
- 日程第 4 質疑
- 日程第 5 討論・採決
- 日程第 6 常任委員会委員の選任
- 日程第 7 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 8 議案第 52 号について (監査委員選任)
- 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第 10 広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について
- 追加日程第 1 議長辞職の件
- 追加日程第 2 議長選挙
- 追加日程第 3 副議長辞職の件
- 追加日程第 4 副議長選挙
- 追加日程第 5 各種委員の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件について
- 日程第 3 議案第 38 号から議案第 51 号までの 14 議案及び報告第 1 号一括議題
- 日程第 4 質疑
- 日程第 5 討論・採決
- 日程第 6 常任委員会委員の選任
- 日程第 7 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 8 議案第 52 号について (監査委員選任)
- 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

日程第10 広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長選挙

追加日程第3 副議長辞職の件

追加日程第4 副議長選挙

追加日程第5 各種委員の推薦について

出席議員（12名）

1番 指宿 秋廣君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 大久保義直君
5番 重久 邦仁君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 桑畑 和男君	副町長 ----- 木佐貫辰生君
教育長 ----- 田中 久光君	
総務企画課長兼町民室長 -----	渡邊 知昌君
税務財政課長 ----- 原田 順一君	町民保健課長 ----- 重信 和人君
福祉課長 ----- 大脇 哲朗君	産業振興課長 ----- 下沖 常美君
都市整備課長 ----- 中原 昭一君	環境水道課長 ----- 岩松 健一君
教育課長 ----- 野元 祥一君	会計課長 ----- 山元 宏一君

午前 10 時 00 分開会

- 議長（中石 高男君） それでは、ただいまから平成 21 年第 3 回三股町議会臨時会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

- 議長（中石 高男君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議中の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 1 番、指宿君、11 番、黒木君の 2 人を指名いたします。

日程第 2. 会期決定の件について

- 議長（中石 高男君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 原田 重治君 登壇〕

- 議会運営委員長（原田 重治君） おはようございます。それでは議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

去る 4 月 28 日に、委員会を開き、本臨時会にかかわる諸事項について協議を行いました。その結果、本臨時会の会期は本日 1 日限りとするとし、今回提案される議案第 38 号から第 51 号の 14 議案、日程第 8、監査委員選任の第 52 号議案並びに報告第 1 号については委員会付託を省略し、本日、全体審議として措置し、また、日程第 5 の終了後、全員協議会に切替え、選挙の方法や常任委員会等の選任方法等について、事前に意思決定し日程第 6 以下の議事を進めることで決定いたしました。

以上、報告を終わります。

- 議長（中石 高男君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日 1 日間とすることにし、今回提案される議案第 38 号から第 51 号の計 14 議案、日程第 8、監査委員選任の第 52 号議案並びに報告第 1 号については委員会付託を省略し、本日、全体審議として措置し、また、日程第 5 号の終了後、全員協議会に切替え、選挙の方法や常任委員会等の選任方法について、事前に意思決定し日程 6 以下の議事と進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 1 日間とし、今回提案される議案第 38 号から第 51 号の 14 議案、日程第 8、監査委員選任の第 52 号議案並び

に報告第1号については委員会付託を省略し、本日、全体審議として措置し、また、日程第5号の終了後、全員協議会に切替え、選挙の方法や常任委員会等の選任方法等について、事前に意思決定し日程6以下の議事と進めることに決しました。

日程第3. 議案第38号から議案第51号までの14議案及び報告第1号一括議題

○議長（中石 高男君） 日程第3、議案第38号から議案第51号の14議案及び報告第1号を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは提案理由の説明を申し上げます。

平成21年第3回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号から、第49号までの12議案につきましては、すべて去る平成21年3月31日付けでそれぞれ専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、今議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

まず、議案第38号「三股町税条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

地方税法等の一部改正が、第171回通常国会において可決され、平成21年3月31日に公布されたところであります。今回の改正は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における住宅借入金など、特別税額控除を創設するとともに、土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長ほか、上場株式等の配当など、及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の適用期限の延長など、見直しがなされたものであります。

本案はこのように、地方税法の一部が、改正されたことに伴いまして、所要の事項について、条例の一部を改正したものであります。

次に、議案第39号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明を申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、三股町国民健康保険税条例の一部改正を行ったもので、国民健康保険税の介護納付金課税額を90,000円から100,000円に引き上げるものであります。

次に、議案第40号「平成20年度三股町一般会計補正予算（第8号）」について、ご説明を申し上げます。

本案は、年度末における各種事務事業の実績あるいは、決定に基づき歳入歳出予算の補正及

び地方債の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額91億4,602万円に歳入歳出それぞれ9,239万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ92億3,841万3,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものについてご説明を申し上げます。

町税は収入実績見込みにより、地方譲与税、利子割交付金及び、地方交付税は交付決定によりそれぞれ増額し、株式等譲渡所得割交付金については交付決定により減額したものであります。

国庫支出金は交付決定により増額し、県支出金は交付決定により減額したものであります。

諸収入は実績により増額し、町債は国庫補助金の決定及び事業費の確定によりそれぞれ減額したものであります。

次に歳出について主なものについてご説明申し上げます。

各款及び各項においてそれぞれ各種事務事業の実績に基づき執行残、不用額を減額したものでありますが、福祉費においては児童福祉費の保育所運営費処遇加算等を増額したものであります。

諸支出金は、基金から生ずる預金利子のほか、今回の歳入歳出予算で見込まれる収支額の剰余分を財政調整基金及び公共施設等整備基金にそれぞれ積み立て、予備費は、平成20年度の実質収支額を見込んで、増額補正したものであります。

繰越明許費の補正につきましては、緊急の経済対策として、国の平成20年度第2次補正予算を受けて、予算措置したものでありますが、各事業費間の増減補正をしたものであります。

次に、議案第41号「平成20年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」について、ご説明を申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績、あるいは決定に基づき歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額29億9,048万5,000円から歳入歳出それぞれ8,276万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億771万6,000円としたものであります。

まず、歳入について申し上げます。国民健康保険税、国庫支出金、県支出金及び共同事業交付金を実績及び交付決定により、それぞれ減額し、療養給付費等交付金を交付決定により増額いたしております。

次に、歳出について申し上げます。歳出につきましては、実績見込みにより減額補正したものであります。

次に、議案第42号「平成20年度老人保健特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績、あるいは決定に基づき歳入歳出予算の補正を

行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額3億95万7,000円から、歳入歳出それぞれ3,669万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,425万9,000円としたものであります。

まず、歳入につきましては、交付決定により支払基金交付金、国庫支出基金及び県支出金を減額し実績により諸収入を増額したものであります。

次に、歳出につきましては、総務費、医療諸費を実績見込み等によって、それぞれ減額を補正したものであります。

次に、議案第43号「平成20年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）」についてご説明を申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績、あるいは決定に基づき歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額2億82万8,000円から、歳入歳出それぞれ590万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,492万8,000円としたものであります。

まず、歳入につきましては、実績見込み等により、後期高齢者医療保険料及び諸収入をそれぞれ減額したものであります。

次に、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合交付金及び保健事業費を実績見込み等によりそれぞれ減額補正したものであります。

次に議案第44号「平成20年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号）」について、ご説明を申し上げます。

本案は、年度末における事業費の実績、あるいは決定に基づき歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額16億7,909万4,000円から歳入歳出それぞれ760万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,149万3,000円としたものであります。

まず、歳入につきましては、介護保険料、支払基金交付金及び県支出金を減額見込み等によりそれぞれ減額し、国庫支出金を交付決定により増額したものであります。

次に、歳出につきましては、保険給付費を減額し、財源の組替え補正を行ったものであります。

次に、議案第45号「平成20年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績、あるいは決定に基づき歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額1,233万1,000円から、歳入歳出それぞれ17万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,215万9,000円としたものであります。

次に、歳入につきましては、実績見込み等により予防給付費収入及び諸収入をそれぞれ減額したものであります。

次に、歳出につきましては、実績見込み等により施設管理費を減額補正したものであります。

次に、議案第46号「平成20年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入について、事務事業の実績により督促手数料及び前年度繰越金を増額し、使用料及び一般会計繰入金を減額補正したものであります。

次に、議案第47号「平成20年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において、事業の実績により督促手数料及び前年度繰越金を増額し、一般会計繰入金を減額補正したものであります。

次に、議案第48号「平成20年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績、あるいは決定に基づき歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額3億9,081万4,000円から、歳入歳出それぞれ771万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,310万4,000円としたものであります。

まず、歳入につきましては、事業の実績により一般会計繰入金及び町債をそれぞれ減額したものであります。

次に、歳出につきましては、事業の実績により、執行残及び不用額をそれぞれ減額補正したものであります。

次に、議案第49号「平成20年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績、あるいは決定に基づき歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額3,042万1,000円から、歳入歳出それぞれ62万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,980万1,000円としたものであります。

まず、歳入につきましては、墓地使用料を減額し、基金繰入金を増額したものであります。

次に、歳出につきましては、事業の実績により、執行残及び不用額をそれぞれ減額し基金を増額補正したものであります。

次に、議案第50号「工事請負契約の締結について」ご説明を申し上げます。

本案は、国の平成20年度第二次補正予算等により、勝岡小学校の体育館建設を繰越明許によ

り実施しようとするものであります。去る4月の23日に条件付き一般競争入札に付したところ、日興・ケン特定JVが、2億4,809万4,000円で落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第51号「財産の取得について」ご説明を申し上げます。

本町の給食センターは平成2年度に建設され、児童生徒への給食サービスの提供を行ってきたところではありますが、最近では設備の老朽化が進み、また社会情勢等の変化に伴い、設備の運用等に支障を来しているところでもあります。自動食器洗浄機においても使用量が增大して日常の使用においても苦慮している中で、今回買い替えをするものであります。

本件は去る、4月の23日に指名による競争入札に付したところ有限会社宮崎中西サービスが3,038万7,000円で落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

以上、14議案の提案理由をそれぞれ申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今回、本臨時会に提出しております、報告第1号三股町土地開発公社の平成21年度事業計画及び予算につきましては、関係法令の規定に基づき報告するものでございます。よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（中石 高男君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） それでは、私の方から補足説明をしたいと思います。

皆様のお手元に、平成21年度町税条例の改正概要というものを3枚つづりでございますが、お渡ししたと思います。この議案の38条、税の条例の改正でございますが、そこに条文と新旧対照表がありますけれども、なかなかこれを読んでも、大変難しいようでございますので、この概要で説明をしたいと思います。

まず、今回の改正は町民税に関する改正でございますけれども、公的年金からの特別徴収で、年金以外の所得に掛かる町民税については特別徴収から普通徴収に改正と、年金については10月から町民税についても年金を受給されている方については、差し引きしますよ、要するに特別徴収しますよということになっているわけでございますけれども、その中には、年金以外の収入、年金を貰っていらっしゃって他の収入があったとします。それについて、合算してその分も年金から引くことになっていたところでございますけれども、その分については、年金からは引かない、普通徴収になるということで、改正でございます。

それから、2つ目でございますが、今回の改正の大きな柱はここでございます。個人町民税の

住宅借入金等特別税額控除の創設ということでございまして、これはどういうことかと申しますと、まず、対象者としましては、平成21年から平成25年度までに新しく住宅に入居した方、ということになります。それから、控除額でございすけれども、所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった場合、部分と申しますかその分が町民税から差し引くということになります。最高で5万8,500円でございます。これは、県民税からも引かれるところでございます、県民税も合わせますと、9万7,500円が引かれるということになります。控除する期間は、平成22年から平成35年までということになります。これにつきましては、今までは住宅ローンの控除というものは、所得税からのみ引かれておったところでございます。ただ、税源委譲がございまして、その税源委譲の分につきましては、町民税からも引きますよとなっていたわけでございすますが、それを今度は、それとは別に新しく平成21年度から入る人については、新しい制度ができたということでございまして、今まで所得税からは合計160万円ほどが引かれておったということのようございすますが、今回は所得税で引かれる分も入れてでございすけれども、合計600万円が最高ですけれども、控除、引かれるという形になるようございす。そういった、法の改正でございす。

それから、それ以下につきましては、ほとんどが期間の延長というものがほとんどでございす。まず、上場、株式等の配当益に対する軽減ということでございすますが、今まであったところございす。これも、1年延長と、平成23年までということになります。ただ、今回は経過措置として、ありました税率が100分の1.8というものと、それから、100万円以上については、100分の3プラス1万8,000円というふうになっていたところございすけれども、今回は一律に100分の1.8というものにすべて変わるということで、1年延長ということになります。

それから、株式等の譲渡益に対するものでございすますが、これも1年延長という形でございす。ただ、先ほど配当益に対するものと同じで、経過措置として500万円以下と500万円以上ということで、100分の1.8と100分の3プラス9万円という形の2本立てになっていたわけでございすけれども、これもすべて、一律に100分の1.8ということになります。

それから、その次のページでございすけれども、土地の譲渡等の課税の特例ということでございすますが、これにつきましては期間を平成21年度までということになっておったわけでございすますが、これを平成26年度までということで、延長されるものでございす。

それから、条約利子と配当等に対する課税の特例ということでございすますが、これも期間が1年延長するということでございす。それから、固定資産税に関する改正でございすけれども、これにつきましては、まず、有水面埋立法等による埋立地を使用する場合の非課税者範囲の拡大ということで、これは、県とか国とかそういったところが海とか川とかを埋め立てまして、そこ

を利用する方、使用する方ですかね、それについては、課税できるとなっているところがございますけれども、非課税の範囲が定まっております、それが非課税者の範囲が拡大したと、一般財団法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保健組合とか、健康保健組合連合会とか、そういうものが加わったというものの改正でございます。

それから、固定資産税の負担調整措置の延長ということで、平成18年度から平成20年度までを平成21年度から平成23年度までということで延長でございます。これは、3年ごとに評価替えで見直しをしていくわけでございますけれども、それが今年から、評価替えの見直しをして実施されるわけで、その平成21年から平成23年まで期間の延長でございます。中の負担の調整の負担調整措置ですね、これについては、今までと変わらないものでございます。そこに書いてありますが、宅地に対する課税標準額の特例とか、商業地等の宅地の課税標準額の特例あるいは、その次にあります農地に対する課税特例、特別保有税に対する課税の特例ということが期間が3年間ですね、延びるといふことの改正でございます。

以上がですね、概要でございます。

続きまして、もう一つ、今度は次の議案でございますけれども、議案の40号の「平成20年度三股町一般会計補正予算」の専決分でございます。資料を1枚でございますけれども、お手元に配ってあろうかと思えます。先ほど、町長が提案理由で申し上げましたけれども、繰越明許費が補正予算書の6ページに、繰越明許費の補正というものがございます。これは、何かということでご説明いたしますが、先の、2月の24日に臨時議会をしていただきまして、そこで、繰越明許費の補正を組んだところでございます。国の生活対策臨時交付金ですかね、1億2,100万円を使ってやりますよということで、そのときのこの写しでございます。これがですね。第二表繰越明許費ということですが、この中の手書きでこうしてあると思えます。下の方のページにですね、教育費の小学校費に宮村小学校耐震診断委託事業、あるいは梶山小学校耐震、それから三股小学校耐震、という3つのものがございまして、これが入札の結果、そのかっこがありますが、その金額で落ちたところでございます。その、落札率といいますが、予算書に対してのは、48.6%とか、47.4%という割合で、約半分以下でございます。予算は右のほうに559万1,000円と三股小学校については、653万8,000円を組んでおりまして、この差額分が結局、繰越明許費はこの事業の費用の項目を県がかえることは出来ないということによってございまして、いわゆる補助残の裏の1億2,100万円を使い切らなくなる可能性が出てくるということでございます。それで、その他のものについては、勝岡小学校が体育館が本体だけが入札が済んでいるわけでございますが、あと外構なり、電気関係ですかね、そういうものがあるわけでございます。それでですね、1億2,100万円の交付金が、せっかく交付されるものを使い切らないということが生じる可能性があるために、この3つの委託のう

ち、予算で残っている分の1番上の総務費の庁舎震災対策事業、まだ入札しておりませんが、この部分に充当するという案でございます。その右の方に918万2,000円とありますが、これが予算書の中に実際に中のほうで動かしてあります。その分を差しまして、当初はこの総務費のところは、2階のサッシの入れ替え、2階部分のですね、をもって予算化したところでございますが、今回、918万2,000円が増えますので、3階分のサッシの入れ替えあるいは、北側のサッシの入れ替え等を実施していきたい。もちろん入札残がまた出て、また達しないかもしれないということが生じるかもしれませんが、そういう時には、庁舎の中の一部はまだ他にも床の面とか、いろいろやるところがありますので、そういったものに当てようということで、今回補正を動かすところでございます。

以上が、この繰越明許費、この前予算したばかりでございますけれども、今回補正という形でしたところでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 私の方からは、補足説明として議案第50号「工事請負契約の締結」の関係について補足をしたいと思っております。議案書を開けていただきますと、勝岡小学校の体育館の建築主体工事これについて議案となっております。一般競争入札で落札をして、2億4,809万4,000円で日興・ケン特定JVが落札をいたしております。資料の方に、入札参加した業者名7つの共同企業体が、そこに書いてあります。入札の結果については、お手元に改札調書がございますので、見ていただければよろしいのですが、1回目で落札をしておりません。最低制限価格以下で全業社入札されたということで、2回目の執行で2社ほど失格ということで、3番目に低い金額の日興・ケン特定JVが落札をされたところでございます。結果については、そういうことになっております。落札率が86%という形になっております。最低制限価格が85.5%で設定をされているということで、その一番近い金額の最低額をされたところが落札という形になっております。

この企業体を組んだと、この入札の方法について、これは2月の補正予算で臨時交付金の関係で、予算化したものですから、その議会で予算を議決されて、していただいた後にどういった方法で入札しようかということで、十分検討してきたところでございますが、まず、単体で入札するということについては、町内にこの規模の工事を単体で請けられるところがないということもございまして、地域活性化臨時交付金という対象から考えますと、町内の経済活性化をということとを考えると、町内の業者にぜひ参加ができるような方法で、入札をしたいということでございまして、いわゆる都城市との都城市を親の代表企業として、それに対して、三股の業者が構成員の企業として参加するような形での企業体を構成していただいて、それで入札をしよ

うということになったわけでございます。構成の割合については、出資割合は30%以上をするということで条件をつけております。

それから、都城市内に本社を有する企業、いわゆる代表企業については、経営審査事項に基づく総合評定値を850点以上そして構成員企業については650点以上ということで、考えて設定をいたしました。それと工事の技術者ですね、これについても、それぞれ企業の中で、その1級施工管理士、1級建築士を持っておられないとできないということが、現場においてあります。そして、企業として、もう1人そういった方がいないとこれに参加できないというようなことになりますので、結局2名以上の1級建築士、1級管理施工士、技士がいるところを選定条件ということで、参加をしていただいたところでございます。

それから、総合評価方式についても検討をしたのですが、この規模になりますと、前に水道工事を総合評価方式でやったのですが、特別簡易型ということで、やったのですが、今回の場合はどうしても技術提案ということで、施工管理計画等の提出を求められるような規模の工事でございますので、やはりそれには簡易型か、そういう技術を評価するような方式を選ばないといけないということもございまして、そうした場合に日程的にどうしても入札までの期間、あるいは企業体の方からそういう計画を提出していくまでの期間を相当期間おこななければならないということも、ございまして、なかなか平成20年度の補正ということで、平成21年度中には完了しないと繰越しができないという関係もございましたので、日程、工程をたどっていきますと、総合評価方式ではちょっと期間的に間に合わないということもございまして、条件付の一般競争入札で決定したというところでございます。大体そういったことで、経過として検討した内容としてはそういうことになっておりますので、その結果このような結果になったということでご報告をいたしておきます。

以上です。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 議案の第51号ですね。お手元に資料があるかと思うのですが、これに基づいて補足説明をいたします。食器洗浄器については極めて高額ということで、副町長を委員長に選定委員会を3回開催いたしました。選定委員会を開催する中で、県内の機器を取り入れている給食センターの現地視察、また実際に業者を呼んでのヒアリングを行ったところです。

その結果、当初、中西製作所、それから日本調理器、タニコー、それからアイホーと4社で想定していたところですが、まず、日本調理器については、故障等の発生の回数、またそれに対する対応の問題、それからヒアリングに伴って、機器の使いこなし方の問題ですね。次のページを開けてもらうといいと思うのですが、機器で食器洗浄器は浸漬槽というのがまずあります。ここで最初の汚れを落とすということになります、Aタイプ、Bタイプというのがあります。

Aタイプについては、エスカレーター方式、Bタイプはエレベーター方式ということになっております。Aタイプについては、連続的な作業ができるというのが特徴になります。これについては、洗浄に関わる職員が調査した結果、1名少なくて済んでいる。一方のBタイプですね、エレベーター方式。こちらの方になりますと携わる人員が1名多いという結果が出ております。そういうことも踏まえて、またもとにかえていただきまして、結果として、最終的に2社を指名したということになっております。ヒアリング等を通じた中で、当初は本体をSUS、サスの430以上とそして、フレームについては、SSの400以上ということで想定していました。このサスというのはステンレスのことです。SSはスチール、鉄のことですね。ところが、ヒアリング等を通じていく中ですべてステンレスという形が最も好ましいということが出てきましたので最終的には、すべてをステンレス仕様ということに変更したところです。その結果として、2社の指名、入札を行ったところです。予定価格が3,150万円これは予算額でございます。その結果、中西サービスが入札は2,894万円ということで、掛けるの1.05で、3,038万7,000円で落札したということになっております。落札率については、当初の本体がステンレス、フレームがスチールという計算上でいくと96.46%になりますが、最終的には、すべてステンレスにしましたので、実質的には、金額的には200万強上がるということではないかということではないかと考えております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第4．質疑

○議長（中石 高男君） それでは、説明が終わりましたようですので、日程第4、質疑を行います。

14議案及び報告1号を一括して行います。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

尚、質疑は、会議規則により、臨時会では同一議題につき、1人5回以内となっております。ご協力方、よろしくお願いたします。質疑はありますか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 議案38号についておたずねいたします。

先ほど、概要で説明いただいたのですが、町の影響というのですか、減税の影響、これが実施されたら、町民税が減税になるとそれだけ町の収入が少なくなるわけですが、そこら辺の対応とどれぐらいの町民への影響は考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○税務財政課長（原田 順一君） 住宅の借入金、住宅資金の借入金等の特別控除の問題であろう

と思いますが、これは、平成21年から平成25年までに入居した方が影響してくるのです。それで、本年度の入居される方が、どのくらいいるのかという問題であります。その辺でも変わってくるわけですが、これにつきましては、まだ正確な数字が出ていないのですけれども、だいたいの予想をつかまなければならないと思っております。これについて、町民税の収入減になる分につきましては、減収補填特例交付金ということで、全額を国が交付すると、市町村の減収分をとなっております。その額が一体幾らになるというのは、県と今後協議してつめていくわけですが、そういうことですが、今現在では、どのくらいあるのかというのは、まだつかんでいないところでございます。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今のは、わかりました。次の議案39号の国保税の介護分が9万円から10万円その辺りをもう少し詳しく教えていただきたいのと、町の今までが9万円で限度額だったのが、10万円に上がるわけです。だから、高額な人たちが全員が上がると認識しているのですけれども、それでいいのか、そしてどれぐらいの町民が高額な国民健康保険税を払って今、限度額で打ち切られている人がいらっしゃるのか、お尋ねします。

○町民保健課長（重信 和人君） この国民健康保険税条例改正で介護納付金課税額1万円上がるのですけれども、町民への影響と申しますと、保険税最高限度額の方で、保険税が47万円、それと、後期高齢者支援金が12万円、それと介護納付金が1万円増えて10万円で、賦課限度額が69万円になります。いずれにしろ、上がるということです。

影響につきましては、ちょっと試算しておりません。

○議長（中石 高男君） 他にありませんか。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 1番です。議長にお願いしたいのですが、この条例だけは分けてもらえるかと思っております。

それでは、まず、最初の税条例について、お聞きをいたします。

この説明書の中で、600万円分の控除というのは、税額控除ですよ。違うのですかね。収入が600万円ですか。これは、住宅の関係の総体合せると、今まで160万円分だったのが、600万円の控除になりますという説明でした。これは、税額控除と思うので、この人たちの収入及び評価です。要するにどれぐらいの収入の人が、どれぐらいの家を建てたら、この600万円ぐらいになるのかというのを教えてほしいと思います。

それと、同じものなので、お聞きをしますが、税条例の中の条約利子配当等に対する課税の特例、この中の条約利子配当等というのは、何を指すのか、これは略して書いてありますが、租税条約実施特例法という感じで、第3条2の第12項に規定する条約適例配当等となっておりますけれども、明確に何なのか、教えてほしいと思います。

○議長（中石 高男君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） まず、先ほどの住宅借入金の特別控除の問題でございますけれども、これについては、税であります。今まで、160万でございましたけれども、これが所得ではなくて、税でございます。

○議員（1番 指宿 秋廣君） だからその所得なり収入を教えてとっている。税でしょう、600万円が。その人たちはなんぼの収入があって、どれぐらいの家を建てた課税標準が、もしくは、各土地を持つてる課税標準額がどうなるんですか、と聞いているのです。

○税務財政課長（原田 順一君） 最高額が160万円と600万円ということございまして、それは、実際どのぐらいの収入の人がなるのかという問題ですが、まず1点は、住宅ローンを借りるというのが、まず1点でございます。それからその人の収入が高いか低いかによって、これも引かれていくかどうかという問題がございます。所得が全然ない、収入が全然ないということになると…。

○議員（1番 指宿 秋廣君） どれぐらいの収入がある人が、どれぐらいの課税標準、要するに、ローンを借りたら課税標準でかえってくるがな。課税表示ではなくて、ローンでもいいが、どれぐらいのお金を借りたら、それに該当するのですか、と聞いているんです。

○税務財政課長（原田 順一君） これには、最高のところは5,000万円、所得税については、町民税については、2,000万が限度となっているのです。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 後のはまだ答えがないので、後でまた教えてほしいと思いますが、私が聞いているのは、「例えば国は5,000万円です。町は2,000万です。」今の説明では「5,000万円の下、結果税額がその人の所得で越えなかったものについては、県は引きます。町は町民税も引きます。」となっているわけだから、三股町に影響があるという、この600万円の税額控除を受けるような人たちは、「幾らぐらいのローンを借りて、収入が幾らぐらいあれば、この人たちに該当しますよ。」ただ税額がゼロの人はかからん。当たり前のことで、税額が10万円なのに600万円の控除がはずはないわけで、この人たちはどれぐらいの収入がないと600万円に該当しないのですよということが、聞きたいのです。お願いします。

○議長（中石 高男君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） そのところは勉強不足で、調べないと大体どのくらいなのかということが、わかりません。

要するに、5,000万円までを所得税では、5,000万円までの借りた分についての1%分、今までは、2,000万円の1%分だったのです。ただし、1年から6年までの間ですけれども、7年目から10年分は0.5%分を所得税から差し引いていたところでございます。

今回は、所得税からですけれども、最高5,000万円までの1%分を所得税から引きます。2,000万円までは、0.5%分を町民税から、住民税から引くということでございます。ですから、所得税が5,000万円の1%、50万円ですかね。50万円を毎年10年間だから、所得税から500万ということになりますかね。10年間で。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 所得がどれぐらいの人がこれになるのですか。要するにこれだけ引かれないといけないわけだから、逆算すると所得が出てくるのですが、「所得はサラリーマン収入はどれぐらいですよ。」というのが出てきます。特定の人ではなくて。60万に該当する人はどのぐらいの収入のある人ですよ。ということが出てくるわけですね。

○税務財政課長（原田 順一君） それは、調べて後で、答弁します。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 議長、まだ下の方が説明がないので、お願いします。

○議長（中石 高男君） 下の説明をお願いします。税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 条約利子については、先ほど、議員からもおっしゃったように、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律というのがあります。この中で、外国との株式等に対して収入がある、あるいは、外国で日本人が行って収入を得る、あるいは、こちらから外国の取引で得るということで、我が国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避、あるいは脱税の防止のための条約がこの法律でございます。したがって、外国との取引に対する配当利子とっております。正確にはまだ詳しくあるのかもしれませんが、概略そういう旨であると解釈しております。

○議長（中石 高男君） いいですか。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） この税条例については、後でということですが、こういう説明をされるのであれば、わかりやすく言うとどれぐらいの収入の人が最高該当するのか、それ以上の人ということですね。該当しますよと。それから、どういうことになっていますよというのはまたお願いしたいと思えますし、それがあってからまた質問があればしたいと思っております。

今度は、次の第39条の国保税条例について、これは町長にお聞きをいたします。町長は今回最高額がここに出てきている、9万円、47万円、9万円の各税を10万円、47万円、10万円と改正しようとしてされているわけです。これは最高税の話ですが、三股町の町民ですね。今度は65万円が67万円になるんですよ、47万円だから。ですよ。町民に最高税がどれぐらいが限界かなと、もしくは、エンドレスでいいのかなと町長は考えていらっしゃるのかどうか、これを提案された時の考えを教えてください。町長の政治的な考え方を。まだまだとれると思っているのか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今回のこの議題39号のこの条例の改正でございますが、やはり、国また県の状況等を把握しながら、今ここで出しているこの額について、このような状況ではないかということ考えているところでございます。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 一般質問ではないので、町長の考え方が欲しかったわけです。どういうつもりでこれを出されたのですかということだけだったので、できれば、私はこういうつもりで出したのですよと、例えば80万まで上げることができると思いますよとか、そういう話があるのかなと思ったのですが、一般質問ではないので、これで終わります。

次に、一般会計補正予算のこの繰越明許についてお聞きをします。各小学校の委託費が47%でしたと、50%を切るものでしたとされているのですが、受けたところの委託費の90%は、ほぼ100%に近い人件費ではないのかなと思うのです。その受託した会社というのですか。そのときに47%といたら、今度は請け元が大変ではないのかなというのを思いながら質問をします。これを答えてくださいとはいいません。この削られたものを役場の庁舎の改築に使うと書かれているのですけれども、役場の耐震だけ突っ込んでいくという話ですが、この小学校の耐震の中で言うと、これが出てくるとすぐに、3つともするのか、1つなのかわかりませんけれども、これに対する工事が出てきます。そういう論議はされたのか、されなかったのか、なぜここだけにしわよせされたのか疑問だったので、教えてほしいと思います。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） この耐震診断の関係ですが、予算的には500万台、600万台というふうになっておりますけれども、実際に発注する際に、この耐震診断については、耐震診断とその後続く簡易設計というのがあります。その簡易設計というのは、耐震補強をする場合は、この部分に必要なだという設計ですね。今回の3つの体育館については、耐震診断をしてその耐震診断の結果ISG、ISGが0.3未満については、耐震補強なり、改築なりというのが早急に必要になるわけですが、その後の流れ等も含んだ中で、発注の際には、その簡易設計に関わる部分、これは取り除いて発注したと、いうことから予算からすると40%後半代での入札ですけれども、実質は60%内外の落札ではないかなと考えております。ある意味で確かに低いということについては考えております。

以上です。

○議員（1番 指宿 秋廣君） そこは教えてもらえてなかったもので、いきなり40%、50%を切るものという話だったので、先ほど言われた、除いたのをこうした件です。除かなければ、この金額はもう少し各学校の耐震診断それ以降の設計に使えるということではないのですかね。そのほうがより迅速になるということから言ったら、小学校を削った、要するにそうしたものについて、それによってそっち側でしますよという方が、感情的には余ったから役場をしますという

のではなくて、こういうことなので、その次にある各小学校の次の設計に入ります、この方がより、私にはストーンと来るのですけれども、なぜそうされたのかということをお教えしてほしいと思います。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） ここに繰越明許費で上がっているのは、2月に補正を頂きました、地域活性化、経済活性化の臨時交付金の対象事業ということでございますので、今、指宿議員から言われました、後の工事につながるものにとというのが、この項目の中でやらざるを得ないということもございますので、それには、つなげていけないということでございます。ですから、最初2月の補正で繰越明許費を設定しましたが、その項目の中でその額を動かさざるを得なかったと、というのが一つであります。

それから後の学校関係の、体育館の耐震については、今、国が平成21年度の補正を提案をしております。その中で、学校の耐震補強等の工事については、この中でいろいろな事業が組み合わさることが予想されておりますので、そちらの方で、後の工事等については、できるのであればそういう形で対応していきたいと、今検討しているところでございます。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 要するに、今、説明のなかったのは、後からまた14兆何千億円ですか、国の補正予算の中で組まれる予定だという話ですよ。補助率がこれよりもそっちの方がいいからということで見送ったということですか。それとも、最初入れたものを抜いてまでしなければいけなかったということがあったわけですか。要するに、最初は「それでいいですよ。」と国は言ったわけですよ。先ほどあった「耐震診断に委託した次に来る設計を入れて申請していましたよ。」とそして、これを「いや、入札の段階で抜きましたよ。」抜いたのはそういうことがあって、抜かれたのか、もしくは、その既設的なものがあったのか。そこら辺が国・県では補助申請をしたときには、それでいいということだったわけですから、それに対する答弁が、要するに補助率の関係でそうしたのか、そこら辺がうまく私自身にわからないので、教えてください。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 当初、想定していた設計を抜いたというのは、この設計は、耐震診断をした結果として、弱い部分、補強をしなければならない部分、その部分については「こういう補強が必要ですよ。」というあくまでも耐震補強の簡易設計、簡単な設計ということになります。小学校の3つの体育館については、現時点では、耐震補強工事をしていくということでは、まだ決定しておりません。現時点では、教育委員会としては、できれば改築していきたいということです。改築していくということになれば、その簡易設計というのは意味がないわけです。だから、耐震診断の結果を見てその結果に基づいて、耐震補強をするのであれば、耐震補強の設計が本設

計が必要になる。ただ、改築にいくということであれば、改築のための設計がということで、今回、簡易設計をするのは無駄になるだろうということから、抜いたところでございます。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 要するに「耐震補強をするということは想定していませんよ。」と、今の答弁であったわけですが、将来つくかもしれない体育館について再度町長の方から各小学校、宮村、梶山、三股の各小学校については、今、答弁がありました耐震の改築ではなくて補強ではなくて、改築というのは立替と捉えたのですが、町長の方からそれで間違いはないかどうかをしてこの問題に対する質問は終わります。町長がお答えをお願いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） あくまでもこの今後の各小学校の屋内体育館の整備につきましては、耐診の結果を踏まえて、一部改修なのか、全面改築なのかということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 議案40号、一般会計補正予算の48ページでございます。公共施設等の整備基金の積み立てということで、1億円積み立てられているわけですが、この基金に対しては地域活性化の経済危機対策臨時交付金、これの交付金なのかお尋ねしたいことと、議案50号の工事請負費のこの中でJVが組まれたわけですが、解体に関してちょっと問題があったと思うのです。我々が現地に行ったときに。これは解体もこれに含めての予算であるのかどうか、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 専決予算の48ページの積立金の関係、7,000万円と1億でございますけれども、これについては、国が今、一生懸命進めています臨時交付金、生活対策あるいは、緊急の、それは全くこの中には介入しておりません。入っておりません。毎年、年度末に、剰余した分を基金に積み立てる操作をしているわけでございます。その一環だと思っていただければと思います。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 議案の50号です。工事請負契約についてですけれども、これについては、3月議会で説明したのですが、工期等の関係があります。これを踏まえて、解体と建築これは一緒に含んだ内容になっております。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） いや、この基金の積み立てが今後の臨時交付金であれば、地域の中小企業の受注機会に配慮するようそういう意味合いの交付金だというものが含まれているよう

でございますので、これが予定として1億5,600万円ほど、三股町には交付される予定だと聞いておりますが、その件に関して少し情報というか、計画があればお尋ねしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 今、議員からの質問は地域活性化の経済危機対策臨時交付金の話であろうと思います。これにつきましては、今、国の通常国会で議案が補正予算として提案されておりまして、まだ予算は通過していないところでございます。5月には通過するのではないかとと言われておりますけれども、そのときに、2つほどこの臨時交付金がございます、1つはいま申しました、地域活性化経済危機対策臨時交付金、もう1つは、地域活性化公共投資臨時交付金、この2本立でございます。で、そのうち地域活性化経済危機対策臨時交付金が今のところ、まだあくまでも試算でございますけれども、1億5,600万円ほどが三股町に交付されるのではないかと考えております。先ほどの地域活性化公共投資臨時交付金、これにつきましてはまだ正確なところはありませんけれども、国の予算ベースで行きますと、1億5,600万円分は国全体で約1兆円なのです。次の地域活性化公共投資臨時交付金は、国全体で1.4兆円なのです。それから試算して、単純ですけれどもそうすると1億5,600万円よりも多い、2億円弱かなと、財政当局の方ではらんでいないところでございます。

しかし、数字はまだわからないということございまして、国の予算が通れば、本町でも、まだ内部のほうで町長とも詳しく打ち合わせしておりませんが、いずれ近いうちに予算を組まなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 本当に、中小企業の皆さんが、危機的状況でありますので、これは、三股町の活性化のために早急に、もちろん予算が通ったならのことですが、使っていただきたいと思います。要請しておきます。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） これより11時35分まで、本会議を休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時35分再開

○議長（中石 高男君） 休憩を閉じて、会議を開きます。税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 先ほどの、指宿議員の住宅特別控除の関係でございますが、

まず、所得税については、104万円、103万円以上あった場合には、所得税が基礎控除が38万円ありまして、その残にかかるわけでございますけれども、これについては、500円でございますので、およそ103万以上収入が最低あれば、控除されているということでございます。それ以上は、税率がそれぞれあるわけでございますが、一例を500万円をとってみました。収入500万円ですね。基礎控除を引きまして、462万円の所得とした場合の所得税が49万6,500円ということで、ほぼ、50万円でございます。5,000万円の1%でございますので、500万円という形になります。

それから、町民税でございますけれども、町民税についても、104万円、103万円以上あった場合に、所得控除、基礎控除ですね、基礎控除分だけを引いて税率掛けますと、所得割が3,500円かかるということでございます。

したがって、2,000万円の0.5%というのは10万円ですので、10万円までは引かれるということですから、町民税がかかる最低の3,500円、このときに3,500円が引けると、これが最低でございます。上のほうは、2,000万円の0.5%ですから、10万円ですのずっと掛かっていくわけですが、例えば先ほどの所得税と同じ500万円の収入がある世帯とした場合に、町民税が46万7,000円、控除の基礎控除は38万円だけの控除でございますが、それに子供さんが何人いるかで違ってくるとか、扶養者が何人いるかで違うわけでございますが、基礎控除の38万円だけを引いた額で、46万7,000円ということでございます。

したがって、町民税については毎年10万円までが限度でございますので、先ほどその中でありました額でございます。

以上が、104万円と500万円の時の試算でございますが、大まかな試算でございますけれども、以上でございます。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 要請だけ、お願いだけいいですか。

普通、国保をするときには、課税2人子供2人で、標準家庭はというじゃないですか。どれぐらいの税になりますよと。だから、こういう説明をするときも、例えば「標準家庭の場合だったらどれぐらいですよ。」と、いうものを出してもらわないと、ポンとだされてもわからないので、議長の方でそこをお願いいたします。

○議長（中石 高男君） 今後は、資料でも全員に配布するようにお願いします。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないようなので、質疑を終結します。

日程第5． 討論・採決

○議長（中石 高男君） 日程第5、討論・採決を行います。

議案第38号「専決処分した事件の報告及び承認について、三股町税条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。この条例ですが、専決で国会で決まったから仕方がないのですが、これは景気対策ということで減税措置をとっておりますが、この内容を見たときに、金持ちだけが優遇された減税のような気がします。一般町民とか普通の人たちには余りにも、今、家を持っていらっしゃる方も関係ないわけで、そういうことで、私はこれには反対いたします。

以上です。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないようなので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議がありますので、起立により採決をします。

議案第38号は原案のとおり承認することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第38号は原案のとおり承認されました。

議案第39号「専決処分した事件の報告及び承認について、（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。他に討論はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第39号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第40号「専決処分した事件の報告及び承認について、平成20年度三股町一般会計補正予算（第8号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第40号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第41号「専決処分した事件の報告及び承認について、平成20年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第41号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第42号「専決処分した事件の報告及び承認について、平成20年度三股町老人保健特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第42号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第43号「専決処分した事件の報告及び承認について、平成20年度三股町後期高

齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第43号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は、原案のとおり承認されました。

議案第44号「専決処分した事件の報告及び承認について、平成20年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第44号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、第44号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第45号「専決処分した事件の報告及び承認について、平成20年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第45号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、第45号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第46号「専決処分した事件の報告及び承認について、平成20年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第46号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第47号「専決処分した事件の報告及び承認について、平成20年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第47号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第48号「専決処分した事件の報告及び承認について、平成20年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第48号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第49号「専決処分した事件の報告及び承認について、平成20年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第49号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第50号「工事請負契約の締結について」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第50号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

議案第51号「財産の取得について」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第51号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は、原案のとおり可決され

ました。

○議長（中石 高男君） しばらく本会議を休憩し全員協議会を開きます。

午前 11 時 49 分休憩

〔全員協議会〕

午後 1 時 27 分再開

○議長（中石 高男君） 休憩に引き続き、本会議を再開します。

それでは、私、この度、議長を辞職したいと思いますので、席を副議長の方に譲りたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（大久保 義直君） それでは、先ほど議長が辞職願を出されたということでございますので、ただいまから副議長の大久保が進行させていただきますと思います。

ただいま、議長の中石君より、辞職願が出されましたので地方自治法第 106 条第 1 項の規定により私、副議長が議長の職務を行います。

お諮りします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大久保 義直君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題とすることに決しました。

議事日程表、追加日程第 1 のところに「議長辞職の件」とご記入をいただきたいと思います。

追加日程第 1 . 議長辞職の件

○副議長（大久保 義直君） 追加日程第 1、議長辞職の件を議題とします。地方自治法第 117 条の規定により、中石君の退場をお願いします。

〔中石議長退場〕

○副議長（大久保 義直君） 局長に辞職願いを朗読をいたさせます。

○局長（上村 陽一君） それでは、朗読させていただきます。

辞職願い

この度、一身上の都合、申し合わせにより、平成 21 年 5 月 1 日付けを持って、議長を辞職したいので、許可されるよう願ひ出ます。平成 21 年 5 月 1 日、三股町議会副議長、大久保義直殿、三股町議会議長、中石高男

以上でございます。

- 副議長（大久保 義直君） それでは、お諮りします。中石君の議長の辞職を許可することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（大久保 義直君） 異議なしと認めます。よって、中石君の議長の辞職を許可することに決しました。中石君の除斥を解除します。

〔中石議長入場〕

- 副議長（大久保 義直君） ただいま中石君の議長辞職は許可されました。中石君、議長退任あいさつを演壇からお願いします。

〔中石高男君 登壇〕

- 議長（中石 高男君） 皆さんこんにちは、退任につきまして、お礼のあいさつを一言申し上げます。

2年前になりますけれども、19年の5月1日臨時会で議員の皆さんの推挙をいただきまして、議長職ということで拝命したわけですが、過去2年間、いろいろと迷惑もかけたかと思えます。この重職を得ましたことは、皆さんの一人一人のご指導、ご支援のおかげであると深くお礼を申し上げます。今後もまた、議員一員として、町の発展のために皆さんと想いは一緒でございますので、ご協力し、頑張ってまいりたいと考えておりますので、今後もよろしくお願ひしたいと思えます。

終わります。どうもありがとうございました。

- 副議長（大久保 義直君） ただいま議長が欠けていますので、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（大久保 義直君） 異議なしと認めます。よって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決しました。

議事日程表の追加日程第2のところに「議長選挙」とご記入願います。

追加日程第2 . 議長選挙

- 副議長（大久保 義直君） 追加日程第2、議長選挙を行います。

議会における選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第46条第1項及び第4項、第48条、第68条第1項、並びに第95条の規定を準用することになっております。選挙の方法については、投票で行うことにします。

議場を閉鎖をいたします。ただいまの出席議員は12名であります。投票用紙を配布いたしま

す。

〔投票用紙配布〕

○副議長（大久保 義直君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大久保 義直君） 配布漏れはないと認めます。投票箱を点検してください。

〔投票箱点検〕

○副議長（大久保 義直君） 点検の結果、異常なしと認めます。念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙の所定の欄に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。白票は無効とします。

なお、発表は申し合わせのとおり、最高得票者の氏名とその得票数のみを発表することといたします。

なお、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台でご記入願います。

それでは、1番、指宿君より順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○副議長（大久保 義直君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大久保 義直君） 投票漏れはなしと認めます。投票を終わります。投票箱を閉鎖します。

それでは、開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に、2番財部君、10番山中君の2人を指名します。

なお、開票事務は、事務局職員で行います。開票をお願いします。

〔開票〕

○副議長（大久保 義直君） 選挙の結果を発表します。投票総数は12票であり、先ほどの出席議員数と符合しております。投票は、すべて有効投票で、最高得票者は東村君、得票は11票であります。この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項第4号の規定により、3票であります。

したがって、東村君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

ただいま議長に当選されました東村君に、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。東村君、議長当選受諾の挨拶を演壇からお願いします。

〔東村和往君 登壇〕

○議員（東村 和往君） ただいま、大多数の皆様方のご支援、ご支持を受け、議長にご推挙いた

できました。謹んでお受けいたします。

もとより、浅学非才の身であり、この要職をまっとうできる能力があるかということについて、自信はありませんけれども、皆様方のご協力を得ながら、微力ながら全身全霊傾けて、この任務のまっとうにがんばってまいりたいと思います。ご承知のとおり、議長というのは厳正中立であることが基本原則であります。辞書の広辞苑を紐解いてみますと、厳正とは、厳格にして公正なこと、また中立とは、いずれの味方もしない、いずれにも敵対しないと書かれています。この世の中なかなか理想どおりにいかないことも多々あるかと思いますが、可能な限り基本原則に従いまして、この任務にあたってまいりたいと思います。

またこの厳正中立というのは、議会の中はもちろんのことではありますが、町長をはじめとする執行部との間にも当てはまるのではないかと思います。よく執行部との間は一步近づかず、二歩離れずと言われております。こちらの方でもそのような姿勢で臨んでまいりたいと思っております。

個人的なことで恐縮ですけれども、多少優柔不断なところがありますけれども、長い人生というスパンから考えればこの2年間苦悩しながら、自分の心と戦いながら任務を遂行していることによって、人間的にも成長できるのではないかと思います。そういった意味から、苦悩の中にも楽しみを見出して、頑張っていく決意であります。

最後に、皆様方のご理解とご協力を再度お願いいたしまして受諾の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（大久保 義直君） 議長選挙も無事終わり、これで議長の職務を終了することができました。

各位のご協力に対しまして、深く感謝を申し上げます。

それでは東村君、議長席にお着きください。

○議長（東村 和往君） それでは、議事を進行してまいりたいと思います。

ただいま副議長の久保君より辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決しました。

議事日程表の追加日程第3のところに「副議長辞職の件」とご記入願います。

追加日程第3 . 副議長辞職の件

○議長（東村 和往君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。地方自治法第

117条の規定により、大久保君は退場願います。

〔大久保副議長退場〕

○議長（東村 和往君） 局長に辞職願いを朗読させます。

○局長（上村 陽一君） それでは、朗読いたします。

辞職願い

この度、一身上の都合、申し合わせにより、平成21年5月1日付けを持って、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成21年5月1日、三股町議会議長殿、三股町議会副議長、大久保義直

以上でございます。

○議長（東村 和往君） お諮りいたします。大久保君の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、大久保君の副議長の辞職を許可することに決しました。大久保君の除斥を解除します。

〔大久保副議長入場〕

○議長（東村 和往君） ただいま、大久保君の副議長辞職は許可されました。大久保君、副議長退任あいさつを演壇からお願いします。

〔大久保義直君 登壇〕

○副議長（大久保 義直君） ご挨拶とお礼を申し上げたいと思います。先ほど、中石議長からもお話がありましたように、2年間、中石議長の補佐役として責任をまっとうしてまいりました。しかし、2年間を考えて見ますと、中石議長の補佐役がどうだったかなと不安もありますけれど、2年間皆様方のご支援、ご協力の賜物で無事職責を務めることができました。本当にありがとうございました。

また、執行部におかれましても、私、2年間のご支援、ご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。今後とも、新議長の下で議会運営の一層の努力、そして皆様方と共に、仲良く残された期間を精一杯努めさせていただきたいと思いますので、よろしく、今後ともお願いを申し上げます。

以上で、簡単でございますが、お礼の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東村 和往君） お諮りいたします。副議長が欠けましたので、この際、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに副議長選挙を行うことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに副議長選挙を行うことに決しました。

議事日程表の追加日程第4のところに「副議長選挙」とご記入願います。

追加日程第4 . 副議長選挙

○議長（東村 和往君） 追加日程第4、副議長選挙を行います。

選挙は、議長選挙と同じ方法で行います。

議場を閉鎖します。ただいまの出席議員は、12名であります。投票用紙を配布します。

〔投票用紙配布〕

○議長（東村 和往君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 配布漏れはないと認めます。投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（東村 和往君） 異常なしと認めます。念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙の所定の欄に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。なお、白票は無効とします。

また、発表は、申し合わせどおり、最高得票者の氏名とその得票数のみを発表いたします。

1番、指宿君より順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（東村 和往君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 投票を終了します。投票箱を閉鎖します。開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に、3番上西さん、9番中石君を指名します。

なお、開票事務は、事務局職員をお願いします。

〔開票〕

○議長（東村 和往君） 選挙の結果を発表します。投票総数は12票であり、先ほどの出席議員数と符合しております。投票は、すべて有効投票で、最高得票者は重久君、得票は6票であります。この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項第4号の規定により、3票であります。従って、重久君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

ただいま、副議長に当選されました重久君に対し、会議規則第32条第2項の規定により、副

議長当選の告知をいたします。重久君、副議長当選受諾の挨拶を演壇からお願いします。

〔重久邦仁君 登壇〕

- 議員（重久 邦仁君） ただいま、副議長に選出されました、重久であります。誠にありがとうございます。副議長の責をまっとうし、議長の職を支えながら、一生懸命やる覚悟でございます。どうか、皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げまして私の挨拶といたします。終わります。

- 議長（東村 和往君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

これより議会内部の構成替えを行いますので、執行部は全員退席をお願いいたします。後ほど再度の出席依頼をいたしますので、庁舎内で待機を願います。

午後2時7分休憩

午後2時16分再開

- 議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第6．常任委員会委員の選任

- 議長（東村 和往君） 日程第6、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会には、委員会条例により4つの常任委員会があり、まず、一般会計予算・決算常任委員会委員の選任を行います。

任期2年、定数12名による一般会計予算・決算常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議員全員を一般会計予算・決算常任委員会委員として指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議員全員を一般会計予算・決算常任委員会委員として指名することに決しました。

ここで、お諮りします。議長は、地方自治法第105条の規定により、各常任委員会に出席して発言することができます。

また議長は、同法第104条の規定により、議場の秩序保持、議事の整理、議会事務の統理、あるいは、議会の代表者としての対外的な任務等、その職責上から、一般会計予算・決算常任委員会の委員を辞退したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議長は、一般会計予算・決算常任委員会の委員を辞退することに決しました。

それでは、これより一般会計予算・決算常任委員会の正副常任委員長を、委員会条例第8条の規定により、互選していただきたいと思います。

議事は、年長の委員で進めていただくよう、お願いします。

なお、副議長は議長に事故あるとき、議長の代理をつとめますので委員長との兼務は適当でないとの見解があります。よって委員長互選にあたってはそのように対処願います。

○議長（東村 和往君） しばらく本会議を休憩します。議員の皆さんは議員控室にご移動願います。

午後2時19分休憩

午後2時39分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引続き本会議を再開します。互選の結果を発表します。発表はこれ以降、局長にさせます。

○局長（上村 陽一君） それでは発表いたします。

一般会計予算・決算常任委員会の委員長山中議員、副委員長山領議員、以上です。

○議長（東村 和往君） 次に総務厚生・建設文教の両常任委員会委員の選任を行います。総務厚生・建設文教の両常任委員会の委員の定数は、それぞれ6人で、委員の任期は2年となっております。委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。総務厚生・建設文教の両常任委員会委員の指名については、慣例により、各議員から希望をとり、それを基準として正副議長で調整し、指名することにしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、総務厚生・建設文教の両常任委員会委員の指名については、それぞれの希望を取りまとめ、それを基準として正副議長で調整し、指名することに決しました。

なお、特定の委員会に希望が集中し、その調整が難航することも予想されますので、最終判断は、議長にご一任願います。

それでは、希望調書を配布しますので、必ず希望する委員会に、丸印をつけてください。また、名前の記入漏れがないようお願いします。

〔配布〕

○議長（東村 和往君） 回収いたします。

〔回収〕

○議長（東村 和往君） それでは、正副議長で調整いたします。

○議長（東村 和往君） しばらく本会議を休憩します。再開の知らせはブザーで行います。

午後2時42分休憩

午後3時13分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ただいま、正副議長で調整を行いましたので、その結果を発表します。

○局長（上村 陽一君） それでは発表します。

総務厚生常任委員会、上西議員、大久保議員、東村議員、原田議員、山中議員、黒木議員。次に、建設文教常任委員会、指宿議員、財部議員、重久議員、池田議員、中石議員、山領議員以上です。

○議長（東村 和往君） ただいま、発表のとおり、それぞれの常任委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、それぞれの常任委員会委員に選任いたします。

ここで、お諮りします。議長は、地方自治法第105条の規定により、各常任委員会に出席して発言することができます。

また、議長は、同法第104条の規定により、議場の秩序保持、議事の整理、議会事務の統理、あるいは、議会の代表者としての対外的な任務等、その職責上から、総務厚生常任委員会の委員を辞退したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議長は、総務厚生常任委員会の委員を辞退することに決しました。

総務厚生・建設文教の両常任委員会の正副常任委員長は、委員会条例第8条の規定により、各常任委員会において、それぞれ互選することになっております。

ただいまから、常任委員会ごとに互選していただきたいと思いますが、議事は、年長の委員で進めていただくよう、お願いします。

また、広報編集常任委員会委員、議会運営委員、各種委員も合わせて選出していただきたいと

思います。

なお、互選の結果は、議長に速やかにご報告願います。

○議長（東村 和往君） しばらく本会議を休憩します。

午後3時15分休憩

午後3時32分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

正副委員長の互選結果がきましたので発表します。

○局長（上村 陽一君） それでは発表いたします。総務厚生常任委員会の委員長上西議員、副委員長原田議員。それから建設文教常任委員会の委員長指宿議員、副委員長池田議員以上です。

○議長（東村 和往君） 次に広報編集常任委員会委員の選任を行います。広報編集常任委員会委員の定数は、4人で、任期は2年となっております。

委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。広報編集委員会委員の指名については、総務厚生・建設文教の両常任委員会より2人ずつを選任することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員会委員の指名については、総務厚生・建設文教の両常任委員会より、2人ずつを選任することに決しました。それでは、総務厚生・建設文教の両常任委員会より、議会広報編集常任委員会委員を選出いただいておりますので、発表します。

○局長（上村 陽一君） それでは発表いたします。広報編集常任委員会委員、総務厚生常任委員会から原田議員、山中議員。そして、もう1つの建設文教常任委員会から池田議員議員、財部議員以上4名です。

○議長（東村 和往君） ただいま、発表しました4人を、広報編集常任委員会委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、ただいま、指名のとおり広報編集常任委員会委員に選任いたします。

ここで、広報編集常任委員会の正副委員長を互選していただきます。議事は、年長の委員で進めていただくよう、願います。なお、互選の結果は、直ちに議長に報告願います。

○議長（東村 和往君） それでは、しばらくの間、本会議を休憩します。

午後3時35分休憩

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

広報編集常任委員会より正副委員長の互選結果の報告がありましたので発表します。

○局長（上村 陽一君） それでは発表いたします。

広報編集常任委員会の委員長原田議員、副委員長山中議員、以上です。

日程第7． 議会運営委員会委員の選任

○議長（東村 和往君） 日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の定数は、5人で、任期は2年となっております。

委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会運営委員会委員の指名については、一般会計予算・決算常任委員会委員長と総務厚生及び建設文教の両常任委員会からそれぞれ委員長と委員1名の2名ずつ選任することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の指名については、一般会計予算・決算常任委員会委員長と総務厚生及び建設文教の両常任委員会からそれぞれ委員長と委員1名の2名ずつ選任することに決しました。

それでは、先に一般会計予算・決算常任委員会委員長の選出、総務厚生・建設文教の両常任委員会から、議会運営委員を選出いただいておりますので、発表します。

○局長（上村 陽一君） それでは発表します。議会運営委員会委員、総務厚生常任委員会から大久保議員、上西議員。建設文教常任委員会から指宿議員、中石議員、それと先に一般会計予算決算常任委員会委員長も推薦されておりますけれど、山中議員、以上5名です。

○議長（東村 和往君） ただいま発表しました5人を、議会運営委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり議会運営委員に選任いたします。

ここで、議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。議事は、年長の委員で進めていただくよう、お願いします。

なお、互選の結果は、直ちに議長に報告願います。

○議長（東村 和往君） それでは、しばらくの間、本会議を休憩します。

午後3時40分休憩

午後3時44分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

議会運営委員会より、正副委員長の互選結果の報告がありましたので、発表します。

○局長（上村 陽一君） それでは発表いたします。議会運営委員会の委員長大久保議員、副委員長、中石議員、以上でございます。

○議長（東村 和往君） 次に各種委員の推薦の件ですが、お手元にある資料に5つの審議会及び1つの協議会並びに土地開発公社の理事について、町長より委員の推薦依頼が来ております。

お諮りします。「各種委員の推薦」についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、「各種委員の推薦について」を日程に追加し、追加日程第5として議題とすること決しました。

議事日程表の追加日程第5のところに「各種委員の推薦について」とご記入願います。

追加日程第5．各種委員の推薦について

○議長（東村 和往君） 追加日程第5、各種委員等の推薦を行います。

議会としては、円滑な議会活動を図る観点から、議会の組織・委員会構成等を考慮して、委員の人選をしているのが慣例となっております。

それでは、常任委員会ごとに人選をいただいておりますので、発表します。

○局長（上村 陽一君） それでは発表いたします。三股町都市計画審議会委員に議長と大久保議員、山領議員の3名。三股町企業立地促進審議会委員に議長と山中議員、池田議員の3名。三股町環境審議会委員に議長と原田議員、指宿議員の3名です。三股町緑化計画審議会委員に議長と山中議員、中石議員の3名です。三股町国民健康保険運営協議会委員に黒木議員、上西議員、財部議員の3名です。三股町公共下水道事業運営審議会委員に議長と原田議員、重久議員の3名です。最後になりますけれども、三股町土地開発公社理事に議長と黒木議員、山領議員の3名、以

上でございます。

- 議長（東村 和往君） ただいま発表した議員を、それぞれの審議会・協議会の委員及び土地開発公社の理事として、当局に推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、ただいま発表しました議員を、それぞれの審議会・協議会の委員及び土地開発公社の理事として、当局に推薦することに決しました。

-
- 議長（東村 和往君） ここで本会議を4時5分まで休憩します。

午後3時50分休憩

午後4時0分再開

- 議長（東村 和往君） 休憩前に引続き本会議と致します。教育長は所用で欠席との届出が outstanding しております。

次の議案は地方自治法第117条の除斥に該当しますので、財部君は、退場願います。

〔財部議員退場〕

日程第8 議案第52号監査委員の選任について

- 議長（東村 和往君） 日程第8、議案第52号「監査委員の選任」についてを議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（桑畑 和男君） それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第52号、監査委員の選任についてご説明を申し上げます。

ご承知のように、監査委員は地方普通地方公共団体の長が議会の同意を得て人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた見識を要するものの内から1名、及び議会議員の内から1名をそれぞれ選任するようになっております。

ところで、この度、議会選出の監査委員である、山領征男氏から、去る4月の23日に4月30日付けをもって、監査委員を辞任したい旨の辞任届けが提出されましたので、これを受理したところであります。したがって、その後任者として、財部一男氏を議会選出の監査委員の適任者として選任したいので、ここに地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご同意くださるようお願いいたします。以上で提案理由の説明を終わります。

- 議長（東村 和往君） ここで、お諮りします。

本案は、先ほど全員協議会で選出した監査委員の同意案件でありますので、質疑討論を省略し

て採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、本案については、質疑・討論を省略して採決することに決しました。それでは、採決を行います。

議案第52号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は、原案に同意することに決しました。

財部君の除斥を解除します。

〔財部議員入場〕

日程第9．議会運営委員会の閉会中の審査事項について

- 議長（東村 和往君） 日程第9、「議会運営委員会の閉会中の審査事項」についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の閉会後に招集される、次回定例会又は臨時会の会期、その他、議会運営に関する事項、及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は2年間の任期中、閉会中も審査できることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、次回定例会又は臨時会の会期、その他、議会運営に関する事項、及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は2年間の任期中、閉会中も審査できることに決しました。

日程第10．広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について

- 議長（東村 和往君） 日程第10、「広報編集常任委員会の閉会中の審査事項」について、本臨時会及び今後の定例会、臨時会に関わる広報の編集及び発送事務については、広報編集常任委員会の閉会中の審査事項とし、広報編集常任委員会は2年間の任期中、閉会中も活動できることにし、さらに、任期中、毎定例会、臨時会会期中の写真撮影の許可をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会及び今後の定例会、臨時会に関わる広報の編集及び発送事務については、広報編集常任委員会の閉会中の審査事項とし、広報編

集常任委員会は2年間の任期中、閉会中も活動できることにし、さらに、任期中毎定例会、臨時
会会期中の写真撮影の許可をすることに決しました。

○議長（東村 和往君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会と致します。

午後4時3分休憩

〔全員協議会〕

午後4時25分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き、本会議と致します。

○議長（東村 和往君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成21年
第3回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午後4時25分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

前議長 中石 高男

前副議長 大久保義直

議長 東村 和往

署名議員 指宿 秋廣

署名議員 黒木 孝光

三股町告示第 18 号

平成 21 年度第 4 回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 21 年 5 月 26 日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成 21 年 5 月 29 日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

指宿 秋廣君

財部 一男君

上西 祐子君

大久保義直君

重久 邦仁君

東村 和往君

池田 克子君

原田 重治君

中石 高男君

山中 則夫君

黒木 孝光君

山領 征男君

○応招しなかった議員

平成 21 年 第 4 回 (臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第 2 日)

平成 21 年 5 月 29 日 (金曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 21 年 5 月 29 日 午前 10 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 議案第 53 号から議案第 54 号までの 2 議案一括上程
日程第 4 質疑
日程第 5 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件について
日程第 3 議案第 53 号から議案第 54 号までの 2 議案一括上程
日程第 4 質疑
日程第 5 討論・採決
-

出席議員 (11 名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 指宿 秋廣君 | 2 番 財部 一男君 |
| 3 番 上西 祐子君 | 4 番 大久保義直君 |
| 5 番 重久 邦仁君 | 6 番 東村 和往君 |
| 7 番 池田 克子君 | 8 番 原田 重治君 |
| 9 番 中石 高男君 | 10 番 山中 則夫君 |
| 11 番 黒木 孝光君 | |
-

欠席議員 (1 名)

- 12 番 山領 征男君
-

欠 員 (なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君

書記 川野 浩君

書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	副町長	木佐貫辰生君
教育長	田中 久光君		
総務企画課長兼町民室長		渡邊 知昌君	
税務財政課長	原田 順一君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	大脇 哲朗君	産業振興課長	下沖 常美君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	岩松 健一君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	山元 宏一君

午前 10 時 00 分開会

○議長（東村 和往君） それではただいまから、平成 21 年第 4 回三股町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（東村 和往君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議中の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 5 番、重久君、7 番、池田さんの 2 人を指名いたします。

日程第 2. 会期決定の件

○議長（東村 和往君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大久保 義直君 登壇〕

○議会運営委員長（大久保 義直君） それでは議会運営委員会の協議の結果について報告をいたします。

去る、5 月 26 日に委員会を開催し、本臨時会に関わる諸事項について、協議を行いました。その結果、本臨時会の会期は本日 1 日限りとし、本日提案される議案第 53 号から 54 号の 2 議

案について、委員会への付託を省略し、全体審議で処置することに決しました。

以上、報告を終わります。

- 議長（東村 和往君） お諮りします。本臨時会の会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間とし、今回提案される議案第53号から第54号までの2議案については、委員会付託を省略し、本日全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間とし、今回提案される議案第53号から54号までの2議案については、委員会付託を省略し、本日、全体審議として、措置することに決しました。

日程第3 議案第53号から第54号までの2議案一括上程

- 議長（東村 和往君） 日程第3、議案第53号から54号までの2議案を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

- 町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

平成21年第4回三股町議会臨時会に上程いたしました、各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号及び議案第54号につきましては、それぞれ関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

議案第53号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び議案第54号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」については、ともに人事院による特例措置としての勧告の趣旨、及び現下の厳しい経済状況等を勘案し、平成21年6月に支給しようとする期末手当、及び勤勉手当の支給率を減ずるため、関連する条例について、それぞれ一部改正を行おうとするものであります。

以上、2議案につきましてその提案理由をそれぞれ申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願い致します。

以上で、提案理由の説明を終わります。

- 議長（東村 和往君） ここで、補足説明があれば許します。総務企画課長。

- 総務企画課長（渡邊 知昌君） 私の方で、議案に対しての補足説明をいたしたいと思います。議案53号、54号とも、先ほど町長が申し上げましたように、人事院勧告に基づいて一時金の減額をするものでございます。

人事院勧告が今回、通常からすると異例な勧告ということで、通常は8月にだいたい勧告がなされるのですが、昨年来の非常に世界的な金融危機の状況を踏まえて、景気が急速に悪化しているというようなこと、製造業等では、非常に大幅な減少傾向がみられるということで、過去20年にわたって見られないほどの大幅な前年比マイナスになる傾向にあるということから、異例の特別調査を実施したうえで、勧告が出されたものでございます。調査対象も2,700社ということで、通常であれば、30,000社を超える調査を行うのですが、抽出調査ということで、団塊的な措置として、今回調査を行っているところでございます。

その結果、5月1日に人事院勧告がなされまして、国においては、5月8日の閣議決定がなされております。今、衆議院を通過して、参議院で審議中ということで、本日中に可決されるものと、参議院では可決かどうかわかりませんが、最終的に法案が成立するものと考えているところでございます。

また、県については5月の12日にこの人事院勧告を踏まえた、一部凍結という報告がなされまして、県においては、5月の26日に可決ということになっています。県内の状況については、全町53号議案については、全市町村、全て29日までに提案がなされている状況でございます。

議案54号につきましては、県北の3町を除いて市町村全てが提案を可決される見通しということで考えております。

内容についてですが、議案第53号の一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正する条例お手元の議案を開けていただきまして、1ページになるのですが、一般職の給与の条例、それから町長等の給与に関する条例、教育長の給与及び旅費等に関する条例ということを条例の一部を一括して改正する条例ということで、あげております。

まず、ちょっとこれを見ただけでは、なかなかわかりづらい面があるかと思っておりますので、資料として現行の一般職の給与に関する条例ほか、町長等の給与に関する条例、教育長の給与及び旅費等に関する条例、それから議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例を現行の条例をつけております。

まず、一般職の給与に関する条例の一部改正ですが、附則で改正を行うということで、本則は変えないという形になっております。これは、特例措置ということを考慮しまして、そこで改正ということにしております。経過措置のところ平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関するということで、今回の6月に支給する分について改正をするということですので、これが過ぎますと、本則に戻っていくということでございます。その本則の18条の2及び第3項及び18条の4の第2項の規定の適用については、ということで資料の方を見ていただきますと、18条の2、3それから、18条の4の2項これが抜粋して示してありますので、これを見ていただければわかるとおり、期末勤勉手当の額については、100分の140というところを

100分の125ということで0.15月減額するというものでございます。

それから、18条の3項中については、再任用職員の規定ということになっておりますので、この100分の140とあるのは、これは一般職の率ということになりますが、再任用職員については、100分の75と現行ではなっております。それを100分の125これは一般職ですね。100分の70に減額するというものでございます。読み替え規定ということになっております。

それから18条の4の第2項第1号中というのは、一般職の勤勉手当であります。勤勉手当が100分の75を100分の70に減額するというもので、0.05月減額ということになります。一般職については、併せまして0.2月分減額ということになります。

それから同項第2号中というのは、これは再任用職員の勤勉手当の改正ということでございます。

次に、町長等の給与に関する条例の一部、これにつきましては第2条の第3項、平成21年6月に支給する期末手当に関する、町長等については期末手当だけということになりますので、これが本則の第4条、次のページ2ページになりますが、第4条のところで、140とあるのは100分の160となっておりますが、これを100分の125とあるのは100分の145と減額するというもので、160から145に減額と0.15月分ということになります。教育長についても町長等の給与に関する条例と同様でございます。同じように160から145に減額するというものでございます。

次に、議案第54号、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例ですが、これにつきましては、資料では一番最後のページということになります。これも同様に本則を変えずに附則に次の1項を加えて改正するものでございます。内容については、町長等の給与に関する条例と同様に100分の140とあるのは、100分の160と読み替えをしておりますので、それを100分の125とあるのは、100分の145ということで、0.15月分、減額をするというような内容になっております。

以上、議案等についての説明を終わります。

○議長（東村 和往君） 他にありませんか。重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 私から、本日の議案であります。ここで、動議を提案いたしたいと思っております。全員協議会を求める動議の提案をいたしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（東村 和往君） ただいま、重久君から動議が提出されました。ただいまの動議に対し、賛成の議員の挙手をお願いします。

[挙手する者あり]

○議長（東村 和往君） 1人以上の賛成者がありますので、動議が成立しました。また、この動議は議題に直接関係する先決動議でありますので、これより議題に関係しての全員協議会の開催を求める動議を議題といたします。

○議長（東村 和往君） 暫時休憩します。

午前10時17分休憩

午前10時18分再開

○議長（東村 和往君） 休憩を閉じて、本会議を再開します。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） ただいま、全員協議会を求める動議を提案いたしました。内容につきましては、この案件は日本の政府が出しました人事院勧告ではございますが、全県、都道府県におきまして、隣の鹿児島県議会ではこれは提案すらされておりません。日本の現状況下、十何兆円の財政投資をやっている現状において、もう1回、今議会においてもなお一層の資料を求め、全員協議会を開催されることを望むものであります。

よろしくご賛同方お願いいたしまして、私の動議提案理由といたします。

○議長（東村 和往君） これより、ただいまの動議に対する質疑討論採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、この動議に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。起立により採決いたします。議題に関係しての全員協議会開催を求める動議に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議題に関しての全員協議会の開催を求める動議は可決されました。

○議長（東村 和往君） それではここで暫時休憩します。

午前 10 時 20 分休憩

〔全員協議会〕

午前 11 時 24 分再開

○議長（東村 和往君） 休憩を閉じて、本会議を再開いたします。

日程第 4 . 質疑

○議長（東村 和往君） 日程第 4、質疑を行います。2 議案を一括して行います。

質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は、会議規則により、臨時会では同一議題につき、1 人 5 回以内となっております。ご協力方、よろしく願いいたします。

質疑はありませんか。

○議員（1 番 指宿 秋廣君） 1 番です。町長にお伺いしますが、第 5 3 号議案について、お伺いをいたします。この条例改正案ですけれども、人事院勧告に基づいてということのようですが、衆議院を通過したときに、総務委員会で附帯決議が出されていることのようにですが、その附帯決議について、町長は認識されているのか、お伺いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 附帯決議については、はっきり確認をしていないところでございます。以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1 番 指宿 秋廣君） 認識をされていないということで、我々議会も附帯決議を出しますね。そしたら、それは認識していないと言われていることとあまり変わらないと、私は思うのです。議会が附帯決議をつけて可決したことについては、「いや、認識はしていませんよ。」ということになりかねないわけです。それで、町長はご存知ないようですから、何点かあるのですが、全部で 4 点ですけれども、総務委員会では別紙の附帯決議が採択された。別紙という形で、一般職の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律に対する附帯決議ということで、政府人事院は次の事項について、十分配慮すべきである。ということの中で、1 番にもいろいろ書いてあるのですが、2 番で「人事院の特別調査時点において、夏季一時金が決定される。決定済みである企業の割合が極めて低いことに鑑み、今回の措置が今後決定される民間の夏季一時金を引き下げる圧力として働く、本末転倒の結果を招くことのないよう、広く今回の措置や趣旨の周知徹底に努めること」となっております。

3番目、次ですが「平成21年6月期の国家公務員の特別給に関する今回の措置に関する地方公務員の給与の取り扱いについては、すでに独自の給与削減措置を講じている団体も相当数に上がることに鑑み、今後の措置に順ずる措置を一律に要請することのないように」こういうふうになっているのですよ。

三股町が国家公務員よりも給料が高ければそれはそれでいいでしょうけれども、いろいろな人員削減とか、いろいろなことに執行部に対して協力をしている。そんなことは関係ないと、こういう附帯決議がついていることすら知らない、ということなのですね。町長にこれをコピーして持ってくればよかったのでしょうかけれども、執行部ですからそれぐらいのことは知っていらっしやるだろうと思って持ってきませんでした。嘘と思われればネットでも何でも調べてもらうと良いと思います。

ついでに、県職員のボーナスの削減を人事院につき、県ですから、町長にお伺いしますけれども、県内の人事院が来たときには、幾らの対象者数で、幾らの減が出て、そして人事院勧告が出て、どういう文言になっているのか、町長教えてください。お願いします。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 県の人事委員会の報告の中には、今言われましたことについて、県内の民間企業の夏季一時金の支給見込額の状況を把握するために、集計企業数として60社、調査完了率が84.5%、そして夏季一時金決定済企業、その内11社ということになっております。前年を上回るところが1社、それから前年並みが4社、下回るところが5社というふうに聞いております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 答えが中途半端なのですよね。町長は県内の情報に鑑み、考えておしましたよ。そしたら何のことはない、わかったのは11社。それもアップ、現状維持、例えれば半分、これで減額をしようとされているわけです。先ほど長ったらしいのを読みました。役場の職員の給料を下げたら、民間の引き下げになるということは、火を見るよりも明らかではないですか。普通、三股町にある企業で、役場は夏のボーナスを下げたけれども、いやうちは上げますよってそれから考える社長はいますか。理由は町長が言われるようにいっぱいあります。100年に1回、100年前が一体どういう危機だったのかわかりませんが、これでは町長、附帯決議もご存知なくて、町長が何社ですかと言ったら、主管課長に答えさせて、結局下げるためのこの理由付けでは、ということになるのではないのですか。私は賛成しようか、反対しようか、今一緒に悩みながら質問しているのですけれども、実際上の考え方として、町長がそういうのを附帯決議等も調べた上でしてもらえると有り難いと思っています。資料を町長にやりたいのです。

が。お願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今回のこの条例の提案につきましては、総務課長も申し上げましたように、5月1日に人事院が内閣と国会に対しまして行った臨時勧告を受けて、これに基づく国家公務員の夏季ボーナスの一部支給削減。これに連動いたしまして、宮崎県人事委員会は去る12日に県内民間企業が前年を下回る見通しとなったことによって、夏季ボーナスの一部減額をという臨時報告を行ったところでございます。そういうことで、本町におきましても、この臨時報告の趣旨を十分勘案しながら、そしてまた、宮崎県をはじめ県内の自治体の動向など、これを十分見極めて今回ここに条例の改正案をご提案を申し上げたということでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 視点をかえて、別の意味でお聞きをしたいと思います。新聞等を見ると、一般職等の一時金の改定と、議員と言う形で2議案というふうに、他の自治体でも出ているようですが、そういう準則が、三股町にもこういうふうにした方がいい、余りにも判で押しただように、余りにもうまく並んでいるのです。本来であれば、各町長、教育長、一般職と3つの条例案が出てきてしかるべきだと思うのです。それを1本にくるんだということは、どう考え、どうされてこういうふうにされたのかをお聞きいたします。準則は流れてきているんですかと聞いているのです。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 準則は流れてきていないと思います。ただ、内容的には一時金の削減ということで、期末手当についてはどちらも一般職と町長職、それから教育長ですね。0.15カ月ということで、勤勉手当については職員のみということでしたので、内容としては同じ内容かなということで、この分については一括ご提案をしたところですが、ただ、議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、これは議員の方の報酬に関する内容ですので、事前に議会の方にも協議をいたしまして、こういった形ということがありましたのでこういった形になったと思います。

○議長（東村 和往君） 指宿君。5回以内ということですので。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 最後のようですから、もう少し考え方等については、聞きたいことがいっぱいあるのですが、5月27日宮日新聞に西臼杵三町議会賞与据置きという新聞が出ました。その冒頭に、市町村課によると県内28市町村で職員特別職のボーナスを削減する予定と書いてあります。この時点ということは、その前に三股町も削減するというので、回答を出されたと思いますが、これはいつ来て、いつそれを決定を町長は「よし、三股町もやろう。」と思

われたのか。もう1点は、当該役場には職員の組合があるのですが、いつ、どういう形で合意されて、文書化されていたのかどうか、それも含めてお願いします。

○議長（東村 和往君） 答弁願います。総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 正確な日にちがちょっとわからないのですが、組合等との交渉については、3回ほどやっております。ここに資料を持ってきておりませんので、日にちの方が確認が出来ておりません。たぶん先週の初めだったと思います。最終的なのがですね。月曜日か、火曜日だったと思いますがどちらかだったと思います。その時点で組合側との提案をいたしまして、最終的な組合との話し合いという中で、組合もこの考え方でせざるを得ないという結論を持ってきて、したところでございます。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） そういう日程的なところは、ぴしゃっとした上でしてもらわないと議会としても考えないといけないと。

続きまして議案第54号にいきます。54号の議員の報酬の関係ですが、先ほど読み上げた西臼杵三町議会というところの、高千穂町は三股町よりも人口が多いのかどうかわかりませんが、報酬高いですよ。それでも見送っています。町長はこの高いのを知っていらして、削ると挙げられたのか。市町村課ではそういうことはわかっていらしたと思うのですが、そういうことにこれを三股町は提案しようと思われた、これを踏まえてどう認識したのかお聞きをします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 議案第54号でございますが、ここに提案を申し上げた条例案については、議員発議の方法はあるわけでございますが、基本的な考え方で、ご承知のとおり、地方自治体の議会議員の身分につきましては、それぞれの地方自治体の非常勤の特別職の職員と位置づけられているわけでございます。そういうことから、報酬等に係わる条例等につきましては、基本的に執行部の方で措置するのが正当であるということから今回、執行部提案ということでさせていただきます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 答えになっていないのです。議案提案ができますといたら、議案を提案するように、全協でも開く要請をすとか、そうこともできたのだらうと思います。この中でてくるのは、例えば日之影町議会では23日の全員協議会で一度は全会一致で0.1カ月分の減額を確認したけれども、21日の全協で据置方針に転換と書いてあるわけですね。議員発言のことを聞いているのではないのです。町長が出されたということはどうしてされましたかと聞いているわけですから、町長はどうわかってされたのですかと聞いているわけですから、そ

れを再度お願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） かねがね議員の皆様の報酬は非常に低いということは認識をしているわけですが、今回のこの条例の措置につきましては、先ほど申しましたように、国の人事院勧告、これに伴うものなので、十分勘案をしながら、また県の人事委員会の臨時報告、こういうものを勘案しながら、本町としても解決するというので、今回提案するわけでございます。報酬の改定については、別の問題として、先ほど全協でも申し上げましたように、景気動向等を十分見極めながら、方向性としてはその時期を待って、改定をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） だれもそれを言っているのではなくて、今回、付議されている54号議案についてお聞きしてるわけですから、いらんところの答弁は必要ないと思います。私が聞いているのは、54号の議案をこういう情勢があるのに、出そうと思われた気持ちはどういうことですか、ということをお聞きしているわけであって、それが議案の報酬がどうたらこうたらということは、ここに載っている、先ほど言った5月27日の宮日のこの議案の中からお聞きを抽出して聞いているわけですよ。他の議員がどうたらという話は私は聞いていない。54号をこういうことを踏まえて、どういう気持ちで出されたのですかということ、そんなことは関係ないと思って出されたのか、高千穂のは知りませんでしたとなるのか、いろいろなことがあるだろうと、情報が入ってきたのだろうと思います。私たちよりも、私たちはマスコミでしか知るよしもあります。だけど、町長が主管課長を通じれば、いっぱい情報が来ると思います。それを踏まえて、どう結論でされたのですか、ただ、人事院勧告はさっき言ったように、これによって、他のところに附帯することがないようにと、いろいろなところで書いてあるわけですから、それを踏まえて54号に絞った答弁をお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども申し上げましたように、国の人事院勧告、そして宮崎県の人事委員会の臨時報告、こういうものを遵守しながら、勘案しながら、今回54号として、条例を改正案を措置したということでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 県内の議会議員への皆さん方の報酬は低いところも、また高いところもでございます。ところが、今回のこの勧告に基づいてそれに沿ったような形の条例改正を行ったということでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） まず、この案ですが、九州全体ではどうなっておりますか。まず1点。私が聞くところは先ほども言いました鹿児島県議会においては、これを上程すらされていなかったのではないかと思います。九州だけでよろしいので、お答え下さい。

それから、先ほど言われました人事院勧告が8月予定のを繰り上げて実施するのにあたって、2,700社をアンケートされたとの答弁でございましたが、三股町における経済実態、それをどの程度把握されて、年収が宮日新聞によりますと556万円が全国平均の数字というようなことは出ておりますが、果たして何%三股町世帯においてはおられるのか、50%以下だと思いますが、その2点。

もう1つ。町長がこれを先ほどから出ておりますが判断されたと、上程してもいいということ結論出したと思われませんが、人事院、国の勧告と言われますが、三股町は、自主、自立、地方自治の中で、自主自立の道を歩まれております。人事院が勧告したからということに基づき先ほどから答弁されておりますが、それと、自主自立を歩む町長としての答弁には物足りないと思えますが、その辺をもう一度再度お尋ね申し上げます。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今回のこの議案について九州内でどの程度どういうふうな状況になっているかということでございますが、1つは全国のは出ております。総体をまず最初に言います。全体で、都道府県政令都市市町村を含めて総団体数が1,846。そのうち条例改正済み、あるいは予定ということで、1645。89.1%の率です。予定なしが150。8.1%で、今この時点が5月の22日現在だったのもですから、その時点では未定は51ございました。改定なしというところでの理由としては、独自の給与削減措置を実施しているということ、あるいは、市町村においては、都道府県の人事委員会の勧告がなかったということも含めて、そういった結果になっております。九州内ですが、九州内は改正済みあるいは予定だけ申し上げますと、佐賀県が20のうち17、85.0%、長崎県が23のうち22、95.7%、熊本県が47に対して45、95.7%、大分県は18の100%、宮崎県も28の100%、鹿児島県が45のうち34、75.6%ということで、鹿児島県については、県は人事院の勧告しなかったわけですが、やはりその中で市町村においては、人事院勧告に従って出したところもあるということでございます。

それから、本町の経済の状況ということですが、なかなか、今の時点で住民税の申告の確定が出ていないという関係もございまして、税上の所得の把握というのが非常にまだはっきり確定していないところなのですが、その中で今わかっているのが、給与所得者の源泉徴収、この

分の比較ということで平成20年度と平成21年度いわゆる、20年度については、その前の年、21年度は去年の金融危機以降の分を含めての状況ということも多少加味されているというところですが、それに対して所得としてはなかなか難しかったのですが、総所得の課税標準額というところで把握したところが、人数については平成20年度が8,869人、総所得が115億8,900万円、そして、21年度が8,814人、55人の減ということでございます。前年対比で0.6%特別徴収に関わる給与所得者が減っているという状況です。それで所得の関係ですが、111万4,300円、前年対比で、96.78%ということで、3%ぐらいの減少率ということになっております。今のところそれで把握したのは、それぐらいなのですが、新聞報告等では確定申告者の関係で所得金額の推移が出ておりまして、大体6.8%ぐらいの減ということが出ているようです。これは町内ではありませんけれども。大体そういうことは把握したのですが、各企業においてどういう実態かというのはなかなか把握しきれない状況ではないものですから、そういったことも踏まえて、人事院勧告なり、あるいは、県の人事委員会なりのそういった報告を参考に踏まえて、こういった条例改正についても考えていくところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 本町につきましては、ご承知のとおり、自主自立の道を選択しているわけですが、やはり、報酬の問題につきましては、いろいろと不都合な面もございます。それでまた、町といたしましては、平成17年度から行財政改革を抜本的な改革をしながら、そして自主自立の道を前に向かって進んでいるわけですが、1年1年公共事業等につきましても計画しながら、そしてまたそれを成就しながら行っているところでございますが、現在のところ、そのような何についてはしょうがないというふうに考えております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 町長、大変失礼ですが、この影響額等についてもですよ、人事院勧告による影響額は一般企業に影響はしないと、先ほどからの質問の中にも人事院勧告はここまでいっていますよと、だからそれを施行するにあたっては、各市町村においては留意されて施行するよというのが私は新聞を読んだ自分の感覚ですけど。だからさきほどから言っている私が前年度三股町の核家族世帯ですね、所得は幾らなのかと聞いたら、答えが8,869名が115億8,000万円という数字とパーセンテージを述べられて、一世帯あたりというのを聞き取れなかったのか、答弁として答えてないのか、最初そこをもう1回質問しながら、町長にお尋ねするのは、そういう三股町のあれは統計が出ていないという経済報告を受けてそれでもなおかつ、人事院の答申であるから、私は採用したと答弁されていますけれども、何か根拠がない

のですね。自主自立の元で地方分権ということ、地方分権そのものは、自分たちのまちは自分たちの経済の中で自分たちで作り上げていくというこれは、根本精神ですよ。それを踏まえて答弁を求めます。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 主管課の方では、集計をしているわけですが、今回のこのボーナスの減額に伴う影響額が、1,500万円という額が出ております。この額につきましては、やはり、それなりの経済に本町の景気に対する減少につながるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 課税標準額ということになっていきますので、単純に割りますと、平成20年度が130万6,000円、それから、平成21年度が126万4,000円という形になります。これは給与所得ではございませんので、これは扶養控除とかいろいろな控除をした残りですので、それよりも実際の所得としては多いということになろうかと思えます。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 町長、今、答弁で影響額は1,500万円といわれました。ますます下がって、逆ラスパイレスになるということは想像できますよね。では、町長は提案されている理由として、なお苦しめていく町民に対して、そこを私たちは町長のリーダーとしての答えを求めているわけですよ。なぜ提案されたのか、根拠は何なのか。120何万円ですよ。三股町の所得残が。宮日新聞では500何万円と出ていましたよ。だから「公務員や議員はどっさりもろちよるもんじゃ。」と、「下げないかんと。」こういう世論で新聞社も書きますよ。ここにもおられますけれど聞きましたよ。では、「宮崎県で500何万円の所得を持っている世帯数は何%ですか。」と「50%をきるのじゃないかと思えますよ。」と僕が答えたら、そうだと答えましたよ。なぜかという、全国の中の先ほど言ったたった2,700社しかないアンケートをこんな緊急に、市町村にこうやって会議をかけさせる。もう少し、町長、自主自立をうたわれたあなたであれば、その辺の判断は私は、もうちょっと根拠を求めたいと思えますが、最後ですけど、教えてください。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほどから、申し上げておりますが、今回のこの人事院の勧告、そしてまた県の人事委員会の臨時報告、こういうものを十分踏まえまして、そして、さらには県内の状況また、各自治体の状況を見極めながら、今回条例の改正案、ご提案を申し上げたということでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。1つは、一般職員の今度の減額、減少額は先ほど1,500万円とおっしゃいましたけれども、これは職員の減額分なのでしょうか。職員の今度の減額分の金額を教えてください。

それと、公務員に準ずるといふ人たちがいらっしゃいますよね。保育所とか、老人ホーム、いろいろな、そういう人たちにもこの今回の人事院案が影響を受けるのか、そのあたりを2点。

それと、人事院勧告を仮に、さっきお聞きしたところ九州管内でもこれをしないというところもあると聞きましたが、その時に国の制裁措置とかがあるのかどうか、そのあたりを教えてください。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） まず、影響額の件ですが、再度ちょっと説明をしたいと思えます。職員分については、現在職員数が179名分ということで、1,505万3,000円。1人あたりの平均にしますと、8万4,094円。これは、共済費ですね、これの町の負担分も含めての話でございます。

そして三役分ですが、三役分については影響額が34万3,000円ということで、平均しますと、3名ですので11万4,333円ということになります。これも共済費を含んでおります。

そして、議員の分ですが、この影響額については46万8,000円。12名で大体3万9,000円という形になると思えます。

それと、勧告のペナルティーというところですが、これについてはそういったものはないと考えておりますが、ただ、今回提案していない部分での自治体においては、聞くところによると、多くは今回はまだ、臨時の勧告ということで、8月の正式な勧告を踏まえて、12月の一時金で調整を図るといふようなところが多くあると聞いております。

直接的には、役場あるいは県、国こういふことで、やったということで、直接的に同じようにやるということにはならないと思えます。それぞれの事業者、法人、その状況によって判断されるのではないかと思いますので、役場がやったから他も保育所とかそういったところもすべてやるということではないと思っております。ただし、役場の方で大きな資金を出しているところ、社会福祉協議会であるとか、給食センターであるとか、いうところは「こういった状況ですよ。」ということで、こういった方法、役場に準じた形でやった方がいいのではないかというような話はしております。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 1点だけお聞きします。議案54号、議員の報酬の条例改正。

このことで、今、議案が上がっておりますが、私は三股町の議会というのは、議員削減を大幅に18名から12名ということで、その時に約2,200万円ぐらいの報酬削減とかそういうので、2,200万円ぐらいまで削減したと思いますが、全体的に言うとまだもっと削減しているのではないかなと思っております。いろいろな18名に出している、いろいろな各課からの案内状とかいろいろな通信費などを含めていくと、もっと削減していると思います。そして、その影響は三股、宮崎県の議会の各議会にも非常に影響は出て、今なると良かったか、悪かったかわかりませんが、先ほど全協でも私は言うておりましたが、串間の議会の議員の方が「三股があまりにも大幅削減したものだから、我々も削減せんないかんこちなった。」ということで、そういう意味では、非常に三股議会というのは、先陣を切ったのではないかなと思っております。その時はマスコミでは、その報道されることもありませんでしたが、県内でその当時、九州も含めて3分の1というのは三股だけではなかったかな、その後はわかりませんよ。その後は、ま、いろいろ。そういうことも含めていくと、今度の私も議員に久しぶりになりまして、54号が上がってきた時点で、考えたことは執行側が議案の上程をするときに、「ま、ちょっとまてよ。議員もこれだけ報酬を削減して、いろいろなことで削減、削減、ということで三股町議員は平成6年からご存知のように報酬も上がっていないということを、人情的にこれは上げて、上程しない方が…」というような論議はなかったのか、最初から人事院勧告ということで、すんなり、機械的にこう上げていったのか、そこ辺を今後のこともありますので、どういう思いで上げられたのか、先ほども再度質問は出しましたが、上げたことに対して、云々と上がっていると自分でも認めたわけですので、そこ辺をちょっと上程する前の論議はなかったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり、この議案54号につきましてのこの取り扱いですね、先ほども申し上げましたように、本町は類似町村に比較いたしまして、非常に報酬が低いということで、ここにつきましては、過去の経緯がいろいろとあるわけですが、やはり、この議案54号の条例措置について、個人的に考えても非常に心苦しい面があったわけですが、しかしながら、先ほどから申し上げておりますように、人事院勧告そしてまた県の人事委員会の臨時報告、こういうものを考えて総体的に考えながら、そしてまた県内の状況等を踏まえながら、提案ということになったところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 他に質疑はありませんか。副町長。

○副町長（木佐貫 辰生君） ただいま、山中議員の方に町長回答いたしましたけれども、ちょっと補足いたしますと、やはり、この議案54号につきましては、やはり議会サイドの考え方を十分聞こうということで、今までの経緯等もございましたので、議長の方にも投げかけましたし、

また、議員の方といますか、副議長含めて、お話をさせていただいたところでございます。ただやはり、発議権は議会の方にもあるわけなのですけれども、やはり町の方での提案という形で、今回はあたらせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 他に質疑はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

日程第5. 討論、採決

○議長（東村 和往君） 日程第5、討論、採決を行います。

議案第53号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 私は、国会で人事院勧告という形で、臨時に本当は8月にする予定の人事院勧告を、それも10%ぐらいの業者しか調べずに行ったということに対して、調査不十分だし、ましてや景気対策という意味でこの前給付金も出たのに、逆行するような形の今度の人事院勧告による町職員の期末手当の案件には反対いたします。

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 話については、今、上西議員の言われたとおりです。私もその気持ちに何らかのかわりもないのですが、あえて答弁の中でありました当該組合と確認しておりますよということで、要するに人事院案件について、議案53号については職員組合もあり、その中で確認しているということを踏まえたくえて、反対したいのはいっぱいあるのですけれども、賛成にまわりたいと思います。

以上です。

○議長（東村 和往君） 他にありませんか。重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 今回の、一部凍結ということも位置づけております。8月に行われるべきものを、なぜ早くしなければ、私から言わせると、何とか党の選挙目当てでしかない、そんなことを市町村に図って行うべきものでもない、ましてや、これが解除されるものがないのです、通常の調査でも、民間の夏のボーナスは下がる見通しといい、凍結が解除される可能性は低い、ますますここもこういうことを下げるといふことであれば、景気が悪くなる。ここに議員のボーナス2割削減ということで数字が書いてあります。昨年夏、301万円だった議長、議員ボーナスが約60万減り、約242万円となる。こんなの、もっと下げてもいいのですよ。皆さ

んの中で、裕福に先ほど三股町経済の実態を見たときにここまである人は少ないと思いますよ。50%をきる、もうちょっと平均値を上げてみんな頑張っているのですよ。市町村の職員議員は、特に自分たちも、まちを生かしていこうという一生懸命やっている人たちがいれば、人事院勧告を素直に受ける必要はないと、私はそう思うものであり、この案には反対するものであります。以上です。

○議長（東村 和往君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。

議案第53号は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

議案第54号「議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 先ほども言いましたとおり、町長に答弁して求めましたら、この提案した根拠すら私としては理解できませんので、この案に反対といたします。

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。

議案第54号は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

○議長（東村 和往君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後12時16分休憩

午後12時23分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き、本会議といたします。

○議長（東村 和往君） 以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成21年第4回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午後12時24分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 東村 和往

署名議員 重久 邦仁

署名議員 池田 克子

三股町告示第 19 号

平成 21 年度第 5 回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 21 年 6 月 8 日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成 21 年 6 月 11 日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

指宿 秋廣君	財部 一男君
上西 祐子君	大久保義直君
重久 邦仁君	東村 和往君
池田 克子君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
黒木 孝光君	山領 征男君

○6月11日に応招した議員

○6月15日に応招した議員

○6月22日に応招した議員

○6月23日に応招した議員

○6月24日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成 21 年 第 5 回 (定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 21 年 6 月 11 日 (木曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 21 年 6 月 11 日 午前 10 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件について
- 日程第 3 議案第 55 号から議案第 67 号までの 13 議案、陳情 1 件、請願 2 件及び意見書案 3 件並びに報告 6 件一括上程
- 日程第 4 議案第 67 号及び請願第 2 号、第 3 号並びに意見書案第 1 号、第 2 号、第 3 号の質疑・討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件について
- 日程第 3 議案第 55 号から議案第 67 号までの 13 議案、陳情 1 件、請願 2 件及び意見書案 3 件並びに報告 6 件一括上程
- 日程第 4 議案第 67 号及び請願第 2 号、第 3 号並びに意見書案第 1 号、第 2 号、第 3 号の質疑・討論・採決
-

出席議員 (12 名)

1 番 指宿 秋廣君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 大久保義直君
5 番 重久 邦仁君	6 番 東村 和往君
7 番 池田 克子君	8 番 原田 重治君
9 番 中石 高男君	10 番 山中 則夫君
11 番 黒木 孝光君	12 番 山領 征男君

欠席議員 (なし)

なお、議案第67号及び請願第2号、第3号並びに意見書案第1号、第2号、第3号については、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することに決しました。その他、日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

また、委員会の中で併せて会議規則の議会運営に関する申し合わせ協議を実施いたしました。一般質問の発言時間を30分から45分に、一般質問は質問席から行うを一般質問は初回は登壇し、2回目以降に質問席で行うこととする。といったことが意見の一致をみたところでございます。全員協議会の場で諮っていただくよう議長にお願いいたしております。

以上で報告を終わります。

- 議長（東村 和往君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月24日までの14日間とすることとし、本日上程されます議案のうち、議案第67号及び請願第2号、第3号並びに意見書案第1号、第2号、第3号については、委員会付託を省略し、本日、全体審議で措置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より6月24日までの14日間とすることとし、本日上程されます議案のうち議案第67号及び請願第2号、第3号並びに意見書案第1号、第2号、第3号については、委員会付託を省略し、本日、全体審議で措置することに決しました。

なお、議会運営委員長報告にあった一般質問時間等の取り扱いについて「会議規則の議会運営に関する申し合わせ協議の全員協議会」開催要請については、本日の全日程を終了後に開催いたします。

日程第3. 議案第55号から議案67号までの13議案及び陳情1件、請願2件及び意見書案3件並びに報告6件

- 議長（東村 和往君） 日程第3、議案第55号から議案67号までの13議案及び陳情1件、請願2件及び意見書(案)3件並びに報告6件を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

- 町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは提案理由の説明を申し上げます。

平成21年第5回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第55号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、平成20年度分の収入申告に基づき、平成21年度の国民健康保険税を試算した結果、予算額に満たないため、税率の見直しにより条例の所要の一部改正をしようとするものであります。

次に、議案第56号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、建築確認申請に伴う申請事務に見合う交付金が県から町に交付されており、また他市町村ではこの手数料を徴収していないことから、確認申請時の手数料を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第57号「三股町ふるさと未来基金条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、ふるさと三股町を応援するため、あるいは地域活性化のためなど、目的を持った指定寄附金のうち早急に予算化できないものについて、基金を設置し、寄附金の有効な活用を図ろうとするもので、所要の事項について新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第58号「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例」について、ご説明申し上げます。

都城市を中心として鹿児島県曾於市、同県志布志市そして三股町の3市1町は、互いに連携協力して、「広域医療体制の整備充実」や圏域の医療ネットワークに必要な「都城志布志道路の整備促進」などに取り組み、安心して暮らせる地域を形成する定住自立圏構想の先行実施団体として、総務省から決定を受けております。本案は、この連携を図るために、予定される「定住自立圏形成協定」が本町の将来にかかわる重要な案件であるため、協定締結に先立ち、あらかじめ議会の議決すべき事件として、所要の事項について新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第59号「平成21年度三股町一般会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、人事異動に伴う給与費等及び先の臨時議会で可決成立しました人事院勧告に準じた「職員給与費等の条例改正」に伴う人件費の補正を行うほか、補助金等の内示、決定等に基づき、所要の補正措置を行うものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額72億4,000万円に歳入歳出それぞれ3,823万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億7,823万6,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

国庫支出金は、運動部活動等活性化推進事業委託金を内示により追加補正し、県支出金は衆議院議員総選挙委託金やふるさと雇用再生特別基金市町村補助金を追加補正するものであります。繰入金は老人保健特別会計の医療給付の前年度精算金や、財政調整基金繰入金をそれぞれ増額補正するものであります。

次に歳出について主なものをご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、人事院勧告に準じた「職員給与費等の条例に改正」に伴う人件費や本年4月の人事異動に伴う費目間の組み替えによる人件費の増減等を補正するものであります。このほか総務費は、衆議院議員選挙費や消費者行政活性化基金事業の経費を追加補正し、民生費は特別会計繰出金の増減を補正するものであります。商工費は、ふるさと雇用再生特別事業委託料を追加補正し、教育費は自治公民館へのコミュニティー助成事業の補助金や中学校の運動部活動等活性化推進事業を追加補正するものであります。

次に、議案第60号「平成21年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額26億2,213万円から歳入歳出それぞれ363万4,000円を減額、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,849万6,000円とするものであります。補正の内容は、人事異動などに伴うものであります。

次に、議案第61号「平成21年度三股町老人保健特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額29億1万4,000円に歳入歳出それぞれ969万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,871万1,000円とするものであります。歳入歳出ともに平成20年度の精算によるものであります。

次に、議案第62号「平成21年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1億9,067万6,000円に歳入歳出それぞれ110万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,178万2,000円とするものであります。歳入歳出ともに人事異動等による人件費の増減補正と平成20年度の保険料の収納と広域連合への納入の差額を繰越処理したことによるものであります。

次に、議案第63号「平成21年度三股町介護保険特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額16億7,774万9,000円から歳入歳出それぞれ520万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,254万1,000円とするものであります。補正の主な内容は、人事異動等に伴うものであります。

次に、議案第64号「平成21年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1,369万3,000円に歳入歳出それぞれ21万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,390万3,000円とするものであります。補正

の内容は、包括支援センターの備品購入に伴うものであります。

次に、議案第65号「都城市こども発達センターきらきらを三股町の住民の利用に供させることについて」ご説明を申し上げます。

本案は、今年度都城市が都城市祝吉町に発達障がい児の診断施設として開設した都城市こども発達センターきらきらを、地方自治法第244条の3第2項の規定により、都城市と協議の上、本町の住民の利用に供させることについて、協定を締結するにあたり、同条第3項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第66号「町道路線の認定について」ご説明を申し上げます。

本案は、大字樺山字東原地内で行われた開発行為により新設され、三股町へ寄附採納されました東原27号線ほか1路線について、町の路線に認定しようとするものであります。

次に、議案第67号「監査委員の選任について」ご説明を申し上げます。

ご承知のとおり、監査委員は普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた見識を有する者のうちから1人及び議会議員のうちから1人をそれぞれ選任するようになっております。

ところで、この度、監査委員である谷山悦子氏が平成21年6月30日付をもって任期満了となりますので、引き続き監査委員として選任いたしたく、ここに地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

以上、13議案についてそれぞれ提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告6件を提出いたしております。

報告第2号「平成20年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第3号「平成20年度三股町後期高齢者医療保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第4号「平成20年度三股町水道事業会計継続費精算報告書の報告について」、報告第5号「平成20年度三股町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」、報告第6号「平成20年度三股町水道事業会計予算（地方公営企業法第24条第3項の規定による措置後）の報告について」及び報告第7号「三股町土地開発公社の平成20年度事業決算の報告について」は、それぞれ関係法令の規定によりまして、議会に報告するものであります。

よろしくご理解をいただきますようお願い申し上げます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（東村 和往君） 補足説明があれば許します。

次に、請願第2号、第3号の趣旨説明を求めます。上西さん。

〔3番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（3番 上西 祐子君） おはようございます。それでは、請願第2号「消費税によらない「最低保障年金制度」の創設を求める請願」の提案の趣旨を説明いたします。

日本の年金は高い年金を満額払っても、国民年金で最高額が月6万6,000円です。平均で月4万7,000円の低さです。また、国民年金を払っていない人は1,100万人以上に上り、無年金者が118万人もいます。今のままでは、保険料滞納者は間違いなく増え、無年金者も増大し、年金の空洞化が起こります。問題解決には、全額国庫負担の最低保障年金をつくることです。最低保障年金制度については、既に、労働団体、経済団体、政党、地方自治体、マスメディアなどが相次いでその必要性を主張してきました。

そこで、厚生労働省も従来の社会保険方式一本やりから税方式も同列に扱わざるを得なくなっております。問題は、財源をどこに求めるかが課題ですが、財界と政府与党は社会保障財源を消費税増税に求め、3年後に実施に踏み切ることを基本方針として公言しています。

しかし、消費税は収入の少ない人ほど負担が重く、社会保障財源としては最悪の税制です。安心して老後の生活が送れるよう最低保障年金制度の実現に向けての請願です。よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

続いて、請願第3号です。

数年前から高齢者への課税が強化され、健康保険料、介護保険料が引き上げられる一方で、介護保険料、医療費が上がるなど、負担増が押しつけられてきております。無年金者、低年金者への対策は放置されたままです。以前は、物価が上がれば、日本の年金もスライド式で上がっていましたが、政府はマクロ経済スライドを導入し、賃金下がれば物価スライドを適用しないことを決め、さらに過去の引き下げ凍結分を適用して、物価が上がっても年金を上げない仕組みを二重、三重につくっております。高齢者が安心して暮らせるためにも、物価に見合う年金引き上げを求める請願です。よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（東村 和往君） 次に、意見書(案)第1号及び第2号について、提出者の趣旨説明を求めます。上西さん。

〔3番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（3番 上西 祐子君） 意見書(案)第1号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)」について、提案の趣旨の説明をいたします。

過疎対策については、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、三次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策が実施され、過疎地域における生活環境の整備や、交通情報通信基盤の整備促進が図られてきました。しかし、本県の過疎地域は、人口減少や少子高齢化が顕著であり、路線バスなどの公共交通機関の廃止、医師及び看護師などの不足、耕作放棄地の増

加、森林の荒廃など生活生産基盤の弱体化が進むなど、地域を取り巻く環境は依然として厳しい状況に置かれております。また、現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成22年3月をもって失効することから、過疎地域が果たしている多面的、公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要であります。よって、平成22年度を初年度とする新たな過疎対策法の制定について、強く要望するものです。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

続けて、意見書(案)第2号「労働環境の整備、改善を図るための関係法令の抜本的な改正と早急な経済対策を求める意見書(案)」について、提案の趣旨の説明をいたします。

アメリカのサブプライムローン問題に端を発する金融危機は、世界的な株価の大幅な下落など、百年に一度と言われる恐慌を起し、今や世界経済は景気後退の一途をたどっております。今まで日本経済を支えてきた輸出産業が低迷し、その影響ははかり知れず、GDPは戦後最悪の水準となっております。また、今年に入ってから、大手企業が非正規労働者だけでなく、正社員の削減を相次いで発表するなど、雇用調整の強化を打ち出しており、国民の労働環境は一段と厳しさを増し、失業者は増える一方であり、世代間の知識や技術の継承を断つこととなり、将来の日本経済の弱体化を招くとともに社会保障の崩壊につながりかねないゆゆしき事態であります。

よって、国会並びに政府においては、弱者切り捨てとならないような雇用環境の整備と改善を図るため、関係法令の抜本的な改正と早急な経済対策を要望するものです。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

終わります。

○議長(東村 和往君) 次に、意見書(案)第3号について、提出者の趣旨説明を求めます。指宿君。

〔1番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員(1番 指宿 秋廣君) おはようございます。それでは、意見書(案)第3号について、提案の理由を申し上げたいと思います。

官公庁がつくり出すワーキングプア等が大きな問題になっておりますが、公契約という点で今回出しております。それでは、読み上げて提案の理由にさせていただきたいと思います。

公契約に関する基本法の制定を求める意見書(案)であります。厳しい財政状況を背景に、国や地方自治体では、公共サービスの効率化、コストダウンが求められている。このような中、公共工事や委託事業など公契約の価格は、過当競争と相まって、低価格、低単価の契約や受注が増大している。このため、受注先である民間企業の経営悪化と労働者の賃金、労働条件の著しい低下を招くという問題が生じている。さらに、業務委託にかかる人件費は、物件費として扱われるため、労働基準法や最低賃金法等が遵守されているかどうか、発注者には関与しにくい構造となっ

ており、委託業務を担う労働者は社会保険の不適用、賃金切り下げや解雇の脅威にさらされている。こうした状況を打開し、新の豊かさを実感できるより良い社会を実現するためには、不公正な取引関係を改善するとともに、厚生労働基準の確保や労働関係法の遵守、社会保険や労働保険の全面適用を徹底させることが必要である。さらに、男女平等参画社会の構築や障がい者雇用の促進など、社会的価値を高めるため、積極的に実施を講じることが求められている。

また、ILO94 条条約公契約における労働条約に関する条約を早急に批准するとともに、地域における公契約条例の策定に向けた環境整備のため、公契約基本法の制定が急務である。よって、三股町議会は、国会及び政府に対し、早期に下記の事項を実施するよう強く要請する。

1、良質な公共サービスの安定的供給とその事業に従事する者の労働条件の改善並びに職場の安全確保のため、公契約に関する基本法を早期に制定すること。2、公契約に関する基本法を制定する際には、厚生労働基準と労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を公契約の必須要件とすること。以上であります。よろしくご審議の上、ご採択してくださいませようお願い申しあげまして、提案理由の説明にいたします。

日程第4. 議案第67号及び請願第2号、第3号並びに意見書(案)第1号、第2号、第3号の質疑・討論・採決

○議長（東村 和往君） 議案第67号及び請願第2号、第3号並びに意見書(案)第1号、第2号、第3号の質疑・討論・採決を行います。

なお、質疑は会議規則により、全体審議では同一議題につき、1人5回以内となっております。ご協力方、よろしくお願ひいたします。

議案第67号「監査委員の選任について」を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第67号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。 よって、議案第67号は、原案に同意することに決しました。

請願第2号「消費税によらない「最低保障年金制度」の創設を求める請願」を、議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

請願第2号は、原案のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議があるようですから、起立により採決します。

請願第2号は、原案のとおり、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第3号「物価に見合う年金引き上げを求める請願」を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

請願第3号は、原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議があるようですから、起立により採決します。

請願第3号は、原案のとおり、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立少数であります。

よって、請願第3号は、不採択とすることに決しました。

意見書（案）第1号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)」を議題として、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

意見書（案）第1号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議があるようですから、起立により採決します。

意見書（案）第1号は、原案のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。

よって、意見書（案）第1号は、原案のとおり、可決されました。

意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

意見書(案)第2号「労働環境の整備、改善を図るための関係法令の抜本的な改正と早急な経済対策を求める意見書(案)」を議題として、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

意見書(案)第2号は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議があるようですから、起立により採決します。

意見書(案)第2号は、原案のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。

よって、意見書(案)第2号は、原案のとおり可決されました。

意見書(案)第3号「公契約に関する基本法の制定を求める意見書(案)」を議題として、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

意見書(案)第3号は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。

よって、意見書(案)第3号は、原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時37分休憩

〔全員協議会〕

午前 10 時 38 分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

ここでお願いいたします。

明日から 14 日までは議案熟読のため休会となりますが、総括質疑で詳細な数値等の提示を求める質疑をされる方は、事務局に用紙を備えておりますので、明日 12 日の正午までに通告くださるようお願いいたします。

○議長（東村 和往君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって、本日の会議を散会します。

午前 10 時 40 分散会

平成 21 年 第 5 回 (定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第 2 日)

平成 21 年 6 月 15 日 (月曜日)

議事日程 (第 2 号)

平成 21 年 6 月 15 日 午前 10 時 00 分開会

日程第 1 総括質疑

日程第 2 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 総括質疑

日程第 2 常任委員会付託

出席議員 (12 名)

1 番 指宿 秋廣君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 大久保義直君
5 番 重久 邦仁君	6 番 東村 和往君
7 番 池田 克子君	8 番 原田 重治君
9 番 中石 高男君	10 番 山中 則夫君
11 番 黒木 孝光君	12 番 山領 征男君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 桑畑 和男君	副町長 ----- 木佐貫辰生君
教育長 ----- 田中 久光君	

総務企画課長兼町民室長	-----	渡邊 知昌君
税務財政課長	----- 原田 順一君	町民保健課長 ----- 重信 和人君
福祉課長	----- 大脇 哲朗君	産業振興課長 ----- 下沖 常美君
都市整備課長	----- 中原 昭一君	環境水道課長 ----- 岩松 健一君
教育課長	----- 野元 祥一君	会計課長 ----- 山元 宏一君

午前 10 時 00 分開会

○議長（東村 和往君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第 1. 総括質疑

○議長（東村 和往君） 日程第 1、総括質疑を行います。

総括質疑は今定例会の初日に提案されました議案等のうち、先議しました議案 1 件及び請願 2 件並びに意見書(案) 3 件を除く、すべての案件に対するの質疑であります。くれぐれも一般質問のようにならないようご注意願います。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、委員会の場で行うなどの協力方、よろしくをお願いします。

なお、質疑は会議規則により、1 議題につき 1 人 3 回以内となっております。質疑はありませんか。重久君。

○議員（5 番 重久 邦仁君） 議案第 56 号の 15 ページ、衆議院選挙費の国・県支出金 1,052 万 2,000 円となっておりますが、区分におきまして、職員手当、賃金、報償費とありますが、これは国の基準ということで、1,052 万円に予算を求めたものがこうなったのか、算出根拠はどうなっているのか、お尋ね申し上げます。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 衆議院選挙については、まだ国の方からは選挙の総額としての内示は受けていないところでございます。前回の衆議院選挙を参考にして、今回必要な経費を歳出の面から出しまして、それを当然、歳入として、受けるべき額として予定をして、予算化したものでございます。ですから、これが衆議院選挙の日程等が決まってくれば、当然、そこで国からの経費としての内示が出てくると思いますので、その段階で変更修正をしていきたいというふうに考えております。

今の時期に予算化していないと、どうしても急遽そういった状況が出てきた場合に、非常に間

に合わない状況も出てきますので、とりあえず予算を前回の衆議院選挙の実績と照らして、予算化したということでございます。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 我が町におきましては、平成18年度より経費削減ということで、投票所4カ所のうち約200万円の削減効果はあったと。これがこの国・県に出されている大枠の予算ですね。これに反映されているのか、反映されていないのかお尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 当然、そういった面については、計算の上で反映をしております。時間的な問題も含めて、前は前回8時までということでしたが、今回6時までの想定で予算を組んでおります。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 最後ですが、同じ第59号の11ページ、議会の議員報酬金額5,000円。これは何ですか。

○議長（東村 和往君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） これは、議会費のところの5,000円でございますが、今回、議長が5月1日で変わったわけでございますけれども、5月1日が議長が旧議長と新議長が1日重複した形になります。したがって、その5月1日の分の重複する部分でございます。

○議長（東村 和往君） ほかに質疑はありませんか。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 1番、指宿です。私は議案第55号、国民健康保険税の一部を改正する条例の中で、事前に国保世帯の構成の状況で、人員の分布が一番多い世帯、またその世帯の平均所得及び今回改正の影響。次に、同じ意味で退職者医療制度についての一番多い世帯での影響。それから、同じく、後期高齢者の医療制度での今回の状況。それから、今回の改正を行わなかった場合の収入の影響額及び応能、応益の割合。それから、最後に今回の改正における応能、応益の割合を事前に通告いたしておきましたので、できれば、ペーパーでもらいたいというふうに思っています。

実は、この改正の大枠を見ると、応能は下げ気味、応益は上げ気味というふうな今回の改正案になっています。応益というのは、受益者負担で、世帯一人という、要するに所得とか負担能力等々とは関係なく、加入している人がすべて受益者負担という形でやられるものです。それで、応益、応能という関係をお聞きしたいというふうに思っておりますので、今までのように、親子4人、所得が百万円とか、そういう切り方ではなくて、教えていただきたいと思えます。

なお、念のため言っておきますが、後期高齢者については支援金のこちらから支出する分に対する考え方ですので、我々には関係ないということではありませぬので、以上について、できれ

ばペーパーでお願いしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） ペーパーについては、後でよろしいでしょうか。

今、質問の国保税に関するものですが、国保世帯の構成で人員の分布が1番多い世帯は何人か。また平均所得につきまして、まず、1番多い世帯は1人世帯です。1,769世帯で、平均標準所得課税額33万円は控除してありますので、20万8,856円でございます。それと影響額ですが、この1人世帯で平成20年度が11万2,700円、新年度21年度が11万9,800円でございます。それと、2番目に2人世帯1,397人、所得が94万1,126円でございます。保険税が平成20年度が23万3,100円でございます。21年度が24万3,200円。3番目が3世帯家族、4世帯家族、その順になっております。3世帯家族まで申し上げます。3世帯が373世帯、所得が123万3,966円、保険税が旧年度が29万3,900円、新年度が30万7,200円でございます。

それと、2番目の退職者については、やはりこれも1人世帯が多うございます。204世帯です。平均所得が56万8,325円でございます。これにつきましては、医療支援金分、介護分でございますが、旧年度が15万3,900円、21年度が16万800円でございます。

次に、2人世帯が101世帯、所得金額が130万391円、保険税が27万4,300円、それと新年度が28万4,200円でございます。それと、3世帯が20世帯、90万686円、保険税が25万5,800円、新年度が26万9,400円でございます。

それと、3番目の後期高齢者ですが、これにつきましては、支援金分、1人世帯で旧年度が2万3,100円、21年度が2万5,900円です。約1,200円のアップになっております。次に、2人世帯で支援金分といたしまして4万6,900円、新年度が5万3,900円、これが7,000円アップになっております。次に、3世帯が旧年度が6万800円、新年度が6万9,900円、9,100円の増額になっております。

それとあと今回改正を行わなかった場合、歳入への影響と応能、応益割合ですが、税率改正しない場合は、歳入に約4,000万円の不足を生じます。改正を行わない場合の応能応益の割合が、応能割が47.53%、応益割が52.47%。それと改正した場合、今年度が45.67%、応益割が54.33%になっております。今回の国保税の増額も、国に納める支援金分が増えたため、支援金分が軒並み増額となっております。

以上です。

○議長（東村 和往君） ほかに質疑はありませんか。山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 議案第56号をお願いします。使用料及び手数料の条例の改正する条例ですが、21の建築確認申請手数料が削除されるわけですが、今までは400円

取っていて、いつから県の交付がされて、ほかの市町村の状況はどうだったのでしょうか。取っていたのか、取っていなかったのか。三股町だけ取っていたというような説明があったのですが、そこ辺を、そして、もし取っていて、ほかは取ってなくて、今回はこれから取らないということで、今まで取った分に対しての返還的なことはないのでしょうか。法的なことで。条例のことで。いつから県の交付がされたのか、そこ辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） ただいまご質問ですが、この使用料についての400円は、三股町では建築確認制度が始まって以来、ずっと取っていたようです。それで諸県でも山之口町とあと山田町か高崎町かどちらがあるのですけれども、2町ぐらい合併する近くまで、やはり、三股町と同じようにやっておったと。そういう中で、この合併によりまして、これについては、都市は取っておられませんでしたので、取らないようになったという話を聞いております。

また、これについては、県の方から連絡があって、三股町のみこれを行っているというのは、交付金制度が平成18年度から、県から権限委譲交付金といったことで、今度は県から交付されるようになったのが平成18年度からです。これと併せてうちが二重に受け取っているのではないかと。町としては、都市計画図等のコピー代とその後の手間代ということで、ずっと昔から行っていたようですけれども、ほかの町村は取っていない、二重取りをしているのではないかなといったことで、県からの指導もありました。

また、二重取りをしていたところで返せといったことについては、町の条例に伴うものの徴収でございますので、今回、やめることで、それは取らないと。ただ、返すといったことはないようでございます。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 確認したいのですが、建築確認申請というのは、その400円というのは窓口で、平米数に対して手数料を扱うのとは別なのですね。そこ辺の説明がちょっと。

○議長（東村 和往君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） これは建築確認のみ400円といったことで、大きさ等はありませんでした。

あと、工作物やいろいろなこともあるのですけれども、これについては、取っていない。住宅の建築確認のときに手数料を取っていたという状況になっております。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 先ほどの件で、追加ですが、お願いをします。国保の1人世帯で、

20万8,856円だったですか、この場合に、11万9,800円になるということだったのですが、38万円が控除してあるということなので、これは給料ベースにすると、収入はどのくらいの人になるのかというのが、少しわからないので、教えてください。

もう1点、今の説明の中で、最後のところで応能、応益の割合が聞きちがえてあったのかどうか分かりませんが、新しいのでは、応能割が45.67、応益割が54.33と言われたというふうに記憶しているのです。これは町長にお聞きしたいと思います。

応能、応益の割合を限りなく国が認めている45、55にされたということのようですが、応益割を55に近づけたということは、なぜこういうことにされたのか。私自身は、所得の多い人が限りなく55に近く取って、受益者負担と言われる収入の少ない人についてはできるだけ抑えるべきだろうというふうに今、思ったわけです。そういう考え方からいうと、受益者負担の方へ限りなく移行したという考え方は、町長どういう形でこうされたのかお聞きをいたします。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 先ほどの平均所得と言われましたけれども、これにつきましては、20万8,500円でいろいろ調べたのですけれども、どこが平均なのかを探すのはちょっと大変で、20万8,856円というのが、平均ということで、ご了承ください。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） だから、20万8,856円というのは、これをよとした場合に、収入の所得税や何やら引いたりしているわけですから、全体収入は幾らになるのですかということを知っているわけだから、逆算で出せばすぐ出るわけです。所得が20万8,856円という計算は、サラリーマンに換算すると、収入が幾らという形になっているのですかと知っているわけですから、逆算すればわかるわけです。この20万8,856円というのは、サラリーマンだったら、幾ら年間もらう人ですよというふうに教えてほしいのですがと知っているのです。これは税務財政課長でいいです。

○議長（東村 和往君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 前もっていただければ調べておきましたが、調べておりませんので、わかりません。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 事前にやっていたわけだから、そこ辺はぴしゃっというふうにしてほしかったと思います。所得でどうですかと聞いたのだから、であれば、後のペーパーと一緒にもらえるとありがたいと思います。

次に町長をお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 実は、去る6月2日、国保運営協議会があったわけですが、その諮問の中でそのような案を示して、協議会におきましても慎重にこれを審議されて、諮問案のとおり、答申をいただいたところでございます。その内容につきましては、やはり、応益割と応能割、この割合については、やはり十分検討すべきではないかというようなことは考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 一般質問ではないので、どこから諮問を受けたとかということは聞いていないので、こういうふうにされるといって限りなく受益者負担という収入の低いところに過重に、全体の収入を見込んだ中の55%を受益者負担という形でされたというスタンスを聞いているわけであって、こういうふうな形は何ですかねと、私自身が能力割を限りなく55で、受益者負担を45ぐらいというふうにすべきだろうと思ってたし、今まで自分が担当のときも、限りなくこういうふうにしてきたというふうになら、思っているわけです。それを、低所得者に過重になるという、要するに移行するわけですから、例えば、収入が少ないほうに移行していく。もちろん七割軽減とかあるわけですが、そういうところのスタンスのところをお聞きをしたわけです。

それで、諮問は町長が諮問されたわけですから、それでしょうけれども、再度、答えにならないかなるかわかりませんが、これで最後にしますが、先ほどのお願いと再度、町長になぜこうしたのか考えなければいけないではなくて、町長の方で諮問されたわけですので、こういうふうな、必要額数をどういうふうに町民の皆さんにご負担いただくかというスタンスから、お答えをいただければありがたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） その点につきましては、後で十分に勉強いたしまして、資料をもって、回答をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 議案第58号についてちょっとお尋ねしたいと思います。

これが定住自立圏形成協定を締結し、もしくは変更しとか書いてあるのですが、この自立協定そのものは、いつ協定されたのか。また、通告するということではありますが、どのような形で通告されるのか、ちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） これは、今から協定を結ぶということではございまして、協定を

結ぶ前提として、議会の議決すべき事項に条例で定めるということとでございます。ですから、議会の議決事項になりますよということとを先に条例化して、それから今から、協定の内容について協議をしながら、最終的には議会の議決を求めるということになります。

それと、なかなかこの条文が見にくいのですが、わかりにくいのですが、自立定住圏形成協定を締結すること。それから、変更すること。これについて、条例を定めるとのことと、もう一つは、協定の廃止を求める旨の通告をするということの条例ということになります。この廃止を通告するというのは、一方的に内容がそぐわないということで、廃止したいというときに、こちらの考え方が通るように、相手方に通告するのだということとでございます。ですから、ある一定期間置いて、この条例で廃止をした場合に、議会で議決した場合に、ある一定期間すれば、それが廃止になるということとでございます。ですから、一方的な廃止もあり得るとのこととでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 私、意味がわからないので申し訳ないのですが、この定住自立圏の形成協定というのは、どことするのですか。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） これは、中心市宣言をしております都城市と一対一でそれぞれ締結をいたします。曾於市、志布志市についてもそれぞれ一対一で締結をするということになります。これについての締結時期の問題ですが、今からそういった協議を進めていくわけですので、当初は12月頃を目標に協定ということがありましたが、なかなか国の方がこの事業について、先行実施団体というような位置づけをしておりますので、国の方からは、早めに締結ができるよう指導がなされておりますので、9月に締結の協定ということも考えられるというところでございます。

○議長（東村 和往君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（東村 和往君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案、陳情書は、定例回初日配付しました付託表案のとおり、それぞれの常任委員会付託することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、各議案及び請願はそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。各常任委員会におかれましては審査方よろしくをお願いします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願いします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前 10 時 26 分休憩

〔全員協議会〕

午前 10 時 30 分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（東村 和往君） 以上で、本日の全日程を終了したので、これをもって本日の会議を散会します。

午前 10 時 31 分散会

平成 21 年 第 5 回 (定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第 3 日)

平成 21 年 6 月 22 日 (月曜日)

議事日程 (第 3 号)

平成 21 年 6 月 22 日 午前 10 時 00 分開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員 (12 名)

1 番 指宿 秋廣君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 大久保義直君
5 番 重久 邦仁君	6 番 東村 和往君
7 番 池田 克子君	8 番 原田 重治君
9 番 中石 高男君	10 番 山中 則夫君
11 番 黒木 孝光君	12 番 山領 征男君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 桑畑 和男君	副町長 ----- 木佐貫辰生君
教育長 ----- 田中 久光君	
総務企画課長兼町民室長 -----	渡邊 知昌君
税務財政課長 ----- 原田 順一君	町民保健課長 ----- 重信 和人君

福祉課長 ----- 大脇 哲朗君 産業振興課長 ----- 下沖 常美君
都市整備課長 ----- 中原 昭一君 環境水道課長 ----- 岩松 健一君
教育課長 ----- 野元 祥一君 会計課長 ----- 山元 宏一君

午前 10 時 00 分開会

○議長（東村 和往君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

先の総括質疑の議案第 55 号、指宿議員の質問について町長から解答があります。町長。

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。

それでは、議案第 55 号に関連する指宿議員の総括質疑の中の応益割について、口頭で回答をさせていただきたいと思えます。

応益割 55% は条例に沿った形で 55% と出しておりますが、これが低所得者層の税負担増につながっているということでございます。そういうことで、来年度につきましては、国保財政状況等を十分見極めながら、考慮してまいりたいというふうに考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

日程第 1. 一般質問

○議長（東村 和往君） それでは、日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は、先の全員協議会でお知らせしましたとおり、今定例会からは申し合わせ事項が 2 箇所変更されておりますので、再度申し上げます。

一つは、一般質問は初回は登壇し、2 回目以降は質問席で行うものとする。もう一つは発言時間は質問数にかかわらず、一議員につき 45 分以内とする。ただし答弁時間は含まない。この 2 点であります。

発言については、申し合わせ事項を遵守していただきますよう、ご協力方よろしく願いいたします。

発言順位 1 番、上西さん。

〔3 番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（3 番 上西 祐子君） おはようございます。通告に従いまして質問してまいります。

アメリカ発の金融危機は世界経済に大混乱を引き起こし、日本経済にも深刻な影響を与えております。日本の景気悪化を一層深刻にさせている大元に、極端な外需輸出に依存している経済の脆弱性があります。景気悪化を理由に大企業は大規模な労働者の首切りと、新卒者の採用を取り

消し、大銀行は貸し渋り、貸しはがしを強行し、中小零細企業を倒産に追い込んでおります。中でも、派遣労働者に対する容赦ない首切りは大きな社会問題となっております。厚労省の調査でも、非正規切りが6月末までに19万2,000人、業界団体の調査でも、3月末までに40万人に及んでおります。低賃金で働かされ、貯えもなく、住居も持たない、働く貧困層を襲った大量解雇は、大量のホームレスを作り出しております。また、非正規切りと連動して、正規労働者にもかつてないリストラ攻撃が加えられています。大企業による雇用破壊は労働者の命と生活を根底から脅かすとともに、景気悪化との悪循環をつくり出し、日本社会の前途をも危うくする社会問題となっております。

本町でも、都会で解雇され親元に戻ってきた人や、仕事がない、家のローンが払えなくなったなどなど、4月から2カ月間で私のもとにも数人の方から相談を受けております。ハローワークに行っても求人が少ないという現実があります。町長は100年に1度と言われる大不況だと言われますが、住民の命と暮らしを守る自治体の長として、景気対策、雇用対策を緊急に打ち出す必要があるのではないのでしょうか。

そこで提案ですが、小規模工事希望登録制度をつくり、競争入札資格のない未登録業者にも小規模な建築工事、修繕、生活道路の傷んだところ、危険箇所など、早急に調査し、発注して仕事をもらうことで少しでも地域の経済の活性化、雇用の拡大につなげていくことになるのではないかと考えますが、検討するお考えはないのかお伺いいたします。

2番目の質問に移ります。

平成18年3月に策定された、生き生き元気三股21の町長のあいさつ文に、「人口の高齢化に伴い、病気の治療や介護にかかわる負担がますます増えることが予想される中、今まで疾病対策の中心であった検診による早期発見、治療にとどまることなく健康を増進し、疾病の発症を予防する一次予防により一層の重点を置いた対策を推進する必要があります。」と書かれております。

本町はこれまで、町民の検診事業には予算もかけ、力を入れてきたことは大いに評価をいたしますが、この3年間の国保の医療費を見てもみると、県内で高い方から16位だったのが、12位と悪くなっております。いろいろな原因があるとは思いますが、健康づくり施策が後退しているのではないかと考えます。健康づくり施策の拡充を進める上で、保健師、栄養士の役割は大きいものがあります。

そこで、お伺いいたしますが、現在の保健師の数は何人でしょうか。保健師の職員採用の最後の年はいつでしょうか。この数年、保健師を必要とする業務が国、県から委譲されたと聞きましたが、それはどのような業務なのか。そして、どのように対応されているのかお伺いいたします。

3番目の質問に移ります。

2008年度の国の自殺者は3万2,249人で、11年連続で3万人を超えたことが報道されております。自殺未遂者の数は少なく見積っても自殺者の10倍に上るといいます。毎年3万人が自殺し、30万人以上が自ら命を落とそうとするのは異常なことです。昨年の自殺者は、男性が71%を占め、60歳以上が1万2,000人、37%で1番多く、職業別では無職が57%。原因、動機の上位3位は、健康問題、経済生活問題、家庭問題となっております。県内では、2007年の自殺者が最悪394人。2008年は382人。10万人当たりの自殺者数は34.6人で、秋田県に次いで全国2位となっております。

本町でもここ数年、自殺された人のことを聞きますが、どのくらいいらっしゃるのか。自殺対策に対して、どのように考えておられるのか。取り組みや相談窓口の設置など、具体的な施策をお伺いいたします。また、経済問題での自殺が多くなっておりませんが、それらのセーフティネット貸付金などはどのように考えていらっしゃいますのかご答弁よろしくお願いたします。

あとは質問席から質問してまいります。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず1番目の景気対策、失業者救済対策としての取り組みについて、①の町内の生活道路の補修、改善、側溝のふたかけ等について答弁を申し上げます。

ご存知のとおり、国は1兆4,987億円を平成21年度の補正予算として緊急措置をいたしたところでございます。この予算は、昨年来、深刻度を増す世界金融危機と戦後最大の世界同時不況の中で、我が国は急激な実体経済の悪化を招き、経済の底割れのリスクが急速に高まりつつある現状でございまして、緊急経済危機対策として措置されたものであります。

具体的には、雇用や金融の対策、環境、少子高齢化、医療対策、IT技術開発と地域活性化、安心・安全確保などのメニューから措置されているものであります。地方公共団体におきましては、地域活性化、経済危機対策臨時交付金として1兆円、地域活性化公共投資臨時交付金として1兆3,790億円が交付されているところであります。地域活性化経済危機対策臨時交付金は地球温暖化対策、少子高齢化対策への対応、安心・安全の実現など、詳細なメニューが示されております。本町におきましては、1億5,600万円が措置されることになっております。地域活性化公共投資臨時交付金は、国の経済危機における公共事業の増加に伴う地方負担や、国の施策と歩調を合わせた地域公共投資対する交付金で、現時点では、この額や具体的なメニューは示されていないところであります。

ご質問の景気対策、失業救済対策の一環として、これらの国の経済危機対策事業や、これらの交付金を活用した事業に取り組んでまいりたいと考えております。現在、事業の選定を検討中で

あり、選定基準として、国のメニューに沿った事業であること、原則として総合計画の3カ年実施計画にのった事業で前倒しが可能なもの。その他、財源的な意味合いから、これまでに実施できなかった事業で緊急性が高く、迅速な予算の執行が可能なものなどを検討してまいりたいと考えております。質問されました生活道路の補修、改善、側溝のふたかけ等、また町営住宅の補修、改善等についても、このような選定基準の中で検討をさせていただきたいと思っております。

それから、②の住民の健康づくり施策についてでございます。①の予防、検診を拡充し、町民の健康と心を守るために、保健師をもっと増やすことはできないかということでございます。

健康管理センターの保健師の業務は、母子関係の業務として乳幼児や妊婦の検診、訪問事業、保健教室などがあり、また、成人、老人、保健関係の事業として、がん検診や人間ドッグなどの健康診断、特定検診やそれに伴う保健指導、健康づくり教室や健康相談、そして感染症予防など多岐にわたっており、現在4名、内1名は嘱託職員でございます。これらの職員が健康推進のために業務に携わっているところでございます。また、福祉部門においても、生涯福祉や介護における保健師の専門的な知識経験を必要とする業務の需要が高まっており、4月の異動で現行体制の中で保健師の整備を行ったところでございます。

健康センターの業務におきましては、母子保健において発達障がいや要保護児童対応が年々増加していること、平成20年度から始まりました特定保健指導が、対象者一人一人への長期にわたる保健指導が必要であること、また、将来的に医療費や介護費用の軽減を図っていくためにも、きめ細かな保健師活動が求められています。

平成17年度に策定いたしました集中改革プランの実施期限も最終年度となっており、全体的な職員の定員管理の改革推進について検証し、見直しする時期になっておりますので、このような保健師業務の状況を踏まえまして、増員を含めて検討し、職員の定員管理の適正化を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、3番目の自殺者対策への取り組みについてでございます。

国の平成20年度版の自殺対策白書によりますと、自殺で亡くなる人の数は、ここ10年間で3万人を超えている状況が続いております。これは、景気が低迷した平成10年度に、失業や借金などを苦にした45歳から65歳までの男性の自殺者が相次いだことが自殺者の急激な増加につながり、その後、自殺者が多い状況が続いているということが分析されております。また、自殺者の7割につきましては原因動機が明らかになっており、原因動機別では、健康問題にあるものが最も多く、次いで経済生活問題、家庭問題の順になっております。本町におきましても、平成15年度から5年間に46名の方が自殺で亡くなっておられます。自殺死亡率は全国平均を上回っている状況でございます。まさに、自殺対策は行政だけではなく、町民一人一人に課せられた喫緊の課題でもございます。

このような中、本町は自殺に関する総合対策の推進を図るため、平成18年度に制定された自殺対策基本法に基づき、自殺防止対策にかかわる関係機関及び関係団体などで構成する自殺対策協議会を今年度設置することにいたしております。なお、現在の相談窓口といたしましては、町民相談室と社会福祉協議会での福祉相談、法律相談を開設しているところでございますが、今年度は自殺のリスクが高い人を早期に発見し、適切な介入ができるよう、心の健康に関する相談体制を検討してまいりたいと考えております。

また、町が実施または窓口となっているセーフティネット貸付といたしまして、母子寡婦貸付金制度、社会福祉協議会での生活福祉資金貸付制度、助け合い金庫といった事業に取り組んでいるところでございまして、今後も法的な貸付制度の周知を図るとともに、円滑な活用を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今、ご質問の中でございました保健師の数ですが、保健師は今正規職員で6名、委託職員が1名ということになっております。それと、1番最近で採用した年度はいつかということでしたが、平成11年度に正規職員としては採用したのが最後でございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 最初の質問からいきます。

今度、地域活性化生活対策臨時交付金が1億5,600万円、本町にもくるわけですが、その中で、やはり真剣に今町内を歩いたり、自転車で回ったりすると、舗装が壊れているところ、それから、いろんな穴ぼこがあったり、小さな修理箇所というのがたくさん見受けられるんです。それと、今まで住民からたくさんの要望があったと思うんですが、そのあたりをやはり、優先順位を決めて、早めにそういう工事をしていく。そして今、本当に失業している人が多くて、仕事は何かないかというふうな相談があったり、お金のどっか貸付けるところはないかというふうな相談があるわけです。だから、やはりそういうことを含めて、1日も早くこの議会が終わって、臨時交付金ももうすぐくると思うんですね。だから、調査を一日でも早くできないものかどうか。そこら辺。それと今、さっき私が言いました小規模工事登録制度、随意契約のものなんですが、そういうふうな入札資格のない小さな業者にも修繕契約希望登録なんかを募って、少しずつ仕事を回すというふうなことを考えていただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今回の経済危機の補正予算の中身については、町長のほうで

お話ししたところでございますが、1つは地域活性化経済危機対策臨時交付金ということが1兆円。それから、公共投資臨時交付金として1兆3,790億円ということで全体でなっております。その中で経済危機対策臨時交付金については、本町において額が決まっております、1億5,600万円ということになっております。ただ、公共投資臨時交付金については、まだ決定してないということもございます。そういった中で、今、本町においてこの交付金をいかに活用していくかということですね。ご質問がございましたように、やはりこれは一つのそういった景気対策、失業対策も含めて、公共工事なり、あるいは町が発注するいろんな事業の中で、その効果を出していきたいというふうに思っております。

それで、地域活性化経済危機対策臨時交付金については、メニューがいろいろ示されておりますので、その中でできるものを選定してやりたいと。そして公共投資についてはまだメニューが示されておられませんけれども、どちらかという、公共事業をやっていく建設工事とか、そういったことについてはそちらのほうが1番該当するのかなというふうに思っておりますが、いずれにしても、そういった関係で選定基準を設けてやっていくということで、それぞれの課において必要なものを今挙げまして、調査をいたしまして、大体の考え方をまとめているところでございます。今後、県、国のほうへこれの申請を上げまして、その中で国の示す交付金に対する対象事業として認定できるかどうか、その辺のところを待ちながら、今後取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

それから随意契約の関係、これについては入札の申請がない業者であっても、業種によってはそれに該当するものがあれば、その中で参加していただくということで考えておりますので、今それをやっておりますので、そういうことです。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） いろんな情報によると、今度の生活対策臨時交付金は今までと違ってあまりひも付きじゃないと、わりと自由にその自治体に使えるというふうなことを聞いておるんですね。だから、住民生活に密着した分野の公共事業を重点的に取り組んでいただきたいと思っております。町営住宅なんかも随分あちらこちら傷んだところもありますし、要望も出されているんですけど、なかなかしてくれんというふうな声を聞きますので、やはり今、こういう補正が組まれて、雇用対策、経済対策のお金が出るわけですから、そのあたりを一日も早く、重点的に取り組んでいただきたいと思っております。

では、2番目の保健師のことについて、健康づくりについてお伺いいたしますが、去年から特定検診が始まりましたが、宮崎県は検診実施率が18.1%だと聞いておりますが、本町はどれぐらいなのでしょう。わかりませんか。つかんでませんか。

やはり、本町は今まで健管センターにいらっしゃった保健師さんたちが福祉のほうに来られ

て、遅くまで仕事をされてるのを見て、やはりちょっと聞いてみますと、国からとか、県からの仕事の委譲と言うんですか、そういうふうなのがあるというふうなことなんです。どういうふうなことがあるのか。もう少し詳しくお願いします。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） すべてが権限委譲というものではございませんけれども、例えば、平成17年度に介護保険法の改正がございました。その時に、地域包括支援センターというのを18年度に立ち上げたんですけれども、その中に保健師の配置が義務づけられております。それがまず1名です。それから、障がい者自立支援法が制定されたんですけれども、そのときに、今までは精神関係は健康管理センターの方が担当課だったんですけれども、他の障がいと一緒になった関係で福祉課の方に業務が回ってきたということで、それ専用の保健師が1名、福祉課のほうに異動したということでございます。

それから、権限委譲に若干関係するものということで、児童虐待防止法の改正がございまして、こちら18年度から市町村が窓口という形になっておりまして、こういう相談業務をフォローするような立場で、保健師が様々な業務に携わっております。

それから、先ほど質問が出ましたけれども、自殺対策基本法の制定ということで、その中で自殺防止のための協議会をつくらなければいけませんし、また、防止のための施策を展開しなければいけないということで、これにつきましても保健師の配置を考えております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今聞きましたとおり、もう福祉のほうに保健師をたくさん必要としているという、これは義務ですよ。そうすると、さっきお答えのように、平成11年に最後の職員を採用されていると。もう10年間採用されていないわけですよ。やはり、正規の保健師さんたちは6人しかいないのに、そういう福祉のほうにいろんな意味で仕事をしないといけない。そうすれば健管センターの方の町民の本当に保健活動というんですか、そういう健康づくりが、やはり後退するのはもう当たり前だと思うんです。今まで、国保の医療費が16位か17位だったのが、もう上から12番目になっていると、医療費が増えると明らかに国保の財源不足で国保税が上がると、悪循環なんです。だから行政改革をして職員を増やさないとというふうなことを決めたけど、やはり必要なところは、必要な人は、そういう資格が、どうしても保健師さんというのは資格が必要なわけで、普通の一般の人が兼ねることはできないわけで、そういうふうなことを考えたときに、本当にもっと2、3人は採用をしないと、ますます町民サービスの面から言っても後退は免れないのではないかなというふうに思うんですが、町長、いかがお考えですか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども答弁を申し上げましたが、平成17年度から集中改革プラン、これが今年度平成21年度が最終年度でございます。そういうことで、この5年間の福祉保健行政関係も大きく変容もいたしております。また、人的な状況も変わってきているというようなことで、職員の総体的な定員管理も含めて、これまでの結果等も検証しながら見直す中で保健師の動員も検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 去年から特定検診が始まり、特定検診でひっかかった人は特定保健指導業務があるわけです。生活習慣病、本町は糖尿病とか人工透析、そういうふうな患者が多いと聞いているんです。私の周りにもいらっしゃるんですけど、やはり、そういうふうな保健指導を、早め早めに町民に対してすることが、やはり有効だと思いますし、そのあたりが健管センターの保健師さんに聞くと、人数が足りなくて特定保健指導業務は外注に出さないといけない状態だというふうなことなんです。だから、本当にそういう面を考えて、委託の保健師さんじゃなくて、正式な保健師さんをどうしても雇うんだという気持ちでしてほしいというふうなことを申し添えておきますが、それと、2007年団塊の世代が、60歳が2007年だったんですが、今2009年ですから、あと3年したら65歳以上になる人も本町でも300人ぐらい増えるわけです。10年たたないうちにもう500～600人老齢化、65歳以上増えていくわけです。だから、ますますそういうふうな人たちに対する健康指導というふうなのは重要になってくると思いますが、いかがお考えでしょうか。町長、もう1回、本当に来年度、もうどうしても2人ぐらい採用するふうなお考えで頭に入れてほしいんですが。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども申し上げましたように、定員管理等を総体的に検討しながら、また過去5年間の状況等も十分勘案しながら、保健師の増員も考えていきたいというふうに考えており、人数については、はっきり申し上げられませんが、そのようなことで前向きに検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今、長野県はこの10年間以上、一人当たりの医療費が1990年から最下位なんです。調べてみますと、人口10万人当たりの保健指導されている保健師の数が51人いらっしゃるんです。割っていけば人口2,000人に1人なんです。そういうふうな観点でいくと、本町では25,000人の人口ですから、約12名。それぐらい保健活動を活発にしていけば医療費というのは下がるわけです。だから、今から本当に老齢化に向かうし、いろ

んな病気も年をとってくるとかかりやすくなりますし、そういう意味で人件費が増えるという観点ではなくて、いろんなどころではソフトとハードとありますけど、やはりハードだけの方に金を掛けた方が華やかに見えますけど、ソフトの面、人を育てるという事にお金を使ったら医療費も下がるし、町民のだれも病気になりたくてなるわけではないですから、きちっとした保健指導を若い時から、子供の時からしていけば、そういう効果は2、3年では現われてはこないと思うんですが、やはり5、10年単位で考えた時に現われてくると思うんです。そういう意味で本町において、保健師の数、何人ぐらいをお考えなのか、お聞きいたします。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 保健師が何人ぐらい必要かというようなご意見でございますが、先ほど町長が申しましたように、集中改革プランの中で職員の削減に取り組んできたところでございます。5年が経過をしたところの中で、集中改革プランについては、平成22年度の目標値を職員186名ということで取り組んできたわけですが、現在180名を切る状況までなっているわけです。その中で、先ほど上西議員の方から言われましたように、保健師のいろんな活動の中で、そういった需要が増えてきているということ、そういったことを十分加味しながら考えなければいけないんじゃないかなというふうには思っていますが、ただ、全体として保健師だけ増やせば、他の事務職、技術職、そういったところの兼ね合いもございまして、やはりそれを、5年間を経過した中で十分検証をしながら、今から検証をしながら、見直しを図って保健師の増員について数字を出していきたいというふうに思っているところでございます。町長が言われましたように、ここで何人増やすとか、そういったことは全体を見ながらということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 数字を先におっしゃいますけど、やはりそこは臨機応変に、福祉のほうは自立支援法に基づく、精神障がい者などの事業が入ったり、地域包括支援センターの開設で保健師が必要となったり、それから発達障害者支援法の施行によって保健師が必要となる。今度は今問題になっています新型インフルエンザ対策、そういうふうなことも起こりうるわけです。だから、やはり保健師さんは事務もできるわけだから、事務職として前、町に勤められていた人が、保健師を採用してほしいと。保健師は事務もできると。普通の事務の人は保健師の活動はできないと、だから全部が保健師であっても両方とも仕事ができるから、保健師を採用してほしいというふうなことおっしゃっていますが、本当にそうだなというふうに思うんです。やはり、最初から職員の数が何人とかいうような、数値目標とか、そういうふうなことじゃなくて、将来を見据えた町民サービス、健康づくり、そういうふうな観点から捉えてほしいなというふうな思いなんです、いかがでしょうか。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今、上西議員のほうから出ましたように、保健師についてはそれぞれの、一人一人の住民との対応というのが非常に重要な位置づけに今のところなっています。ただ、保健事業を全体的に進める中でのそういった計画とか、いろんな企画の問題、そういった分野も幅広い意味で言えば、そういった保健師の今までの経験知識を生かしながら、そういったものにも携わっていくというようなことも必要じゃないかというふうに思いますので、関連したそういった事務についても、保健師がその中で携わっていくということは非常に大事なことじゃないかなというふうに思っております。

そういったことも含めて、保健師の数というのを今後検証していくということですので、それを何人だったらそれができるのか、そういう問題は十分今後考えて、検討していかないと、簡単に結論は出ませんので、そういった意味で、今言われたことも十分含んでおりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 福祉課長にお尋ねしますが、あとの自殺対策のことも含めて、福祉のほうでも、今、保健師が3人いらっしゃって、毎日のように残業だというふうなことも聞いておりますが、これから精神障がい者を地域にかえすというふうなことも聞きましたが、それと自殺対策、そういうふうなことを含めて、今、保健師の3人でいいと考えてらっしゃるのか。そこから辺、今度は福祉の立場からお願いいたします。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 先ほどの説明のとおり、いろいろな事業が増えてきておりまして、たしかに保健師を必要とする業務が増えていることは確かでございます。うちの方は、今の職員の方に頑張ってもらって、ある程度の残業もお願いはしているんですけども、うちのほうといたしましては、どちらかと言ったら、本来の保健の方の業務、こちらのほうから福祉課に来てもらっている関係で、そちらのほうがいかがかなというふうには思っております。ですから、今の3人体制では何とか回していける状況ではあるというところであります。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ぜひ、健康づくり施策というふうなことも、町の重点施策として取り組んでいってほしい意味で保健師をあと2人ぐらいは緊急に採用してほしいというふうなことを申し添えまして、自殺対策に進みたいと思えますが、自殺を防止するための具体的にどういふふうな施策をとろうとしているのか。そのあたりをお願いいたします。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） どのような対策を講じているかということなんですけれども、まずは、自殺対策協議会というのを今年度立ち上げます。その中での検討という形になると思うんですけれども、具体的な例を言いますと、例えば、相談窓口が今充実しているのかどうかというのがございます。現に、役場で町民相談室と社会福祉協議会の方で相談業務をやっておりますけれども、自殺につながるような相談内容は今のところあがってきておりません。ですから、そういう弱い方がじかに窓口に来られるというのはなかなか無理なんじゃないかなと。そういうことを考えますと、相談しやすい環境づくり。例えば、電話の心の相談室とか、そういう形でも取り入れていかなければいけないでしょうし、また、小中学校におきましては、やはり命の大切さという授業をどんどん取り入れていただきながら、これは全体的な認識が今まで浅かったというか、こういう状況になっているわけですので、もう少し町民を巻き込んだ形で対策を講じていきたいというふうには考えております。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 私がこのことを質問するのに、勉強したところによると、ある自治体なんですけど、自殺を防止するための当面の重点施策として、実態調査、地域ぐるみ気づきと見守りを促す。それから、早期対応の役割を果たす人材の養成ということで、保健師さん、民生委員さん、児童委員さん、公民館長さんなどの研修、それから教職員の資質の向上、それと、なぜ私が自殺問題を出したかと言えば、最近私のところに経済問題で相談に来られた方が、相談から1カ月後の5月の連休に自殺されたんです。まだ60にもならなくて、職がなくて、とにかく電気も止められると、家屋敷はあるわけなもんだから、家屋敷を担保にして何とかお金が借りられないかというふうな相談で、いろいろな情報を教えたり、当面の借金のあれは親戚とか集まってもらって片付いたんですけど、そして庭が広がったからそこも不動産に売るというふうな形で不動産も呼んで調査してもらったんですけど、今、この経済状況でおいそれとすぐ売ることできないし、そんなこんなで待ちきれなかったのか、自殺をされて、私も本当にすごく自分が落ち込んでしまったんです。それで、何で気付かなかったのかなというふうな、自殺までいくというふうなことが気付かなかったのかなというふうな思いがしているんですが、やはり、そういう早期対応の役割ということとか、借金問題ですね。

5月の半ばに宮崎で弁護士会の多重債務のシンポジウムがあって、行って来たんですが、やはり多重債務の相談、経営相談とか、それと就職相談、そういうふうなことも大事じゃないかなと。そういう専門家とつなげるといいますか。それと、アルコール依存症が自殺を誘発する危険が高いと。だから、けっこう町内にもいらっしゃるんですが、そういうふうなところとの連絡、そういうふうなこと。それから、セーフティネットの貸し付け、こういうふうなことが自殺対策のためにも、もっといろんなことを調査したりして取り組んでいってほしいなというふうに思うんで

す。

それと、セーフティネット貸し付けということで、国に生活福祉資金貸付制度というのが調べてみると2,065億円あるそうなんです。積極的に活用されていないと、そういうふうなことなんです。県の社会福祉協議会が取り扱っているらしいのですが、いろんなハードルが高いからそこら辺をもっと国の方にハードルを低くしてもらって、緊急に間に合うように、貸付制度が、今福祉の貸付は5万円で原資も少ないというふうにおっしゃるんですが、せめてそれを10万円ぐらいにして、こういう原資が国の方にあるわけですから、そこら辺をもっと調べて、町民のそういうものに役立たせるようなことをしてほしいなと思うんですが、いかがですか。生活福祉資金貸付制度というのはご存知ですか。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 生活福祉資金貸付制度ということで、社会福祉協議会の系列というか、県では県社協がまとめておりますし、そして、町内では町の社会福祉協議会のほうが窓口というふうになってございます。

平成20年度の実績がここに書いてありますけれども、件数的には13件、金額にいたしまして、町内の方が1,543万7,000円というところですので、それなりに利用はあるのかなというふうには考えております。

先ほど言われました5万円というのは、社協の独自事業の助け合い金庫の制度でございまして、こちらのほうは原資が少のうございますので、1件当たり限度額を5万円という形で設定しております。そちらのほうは、ちなみに平成20年度が13件借り入れがあったということでございます。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） その生活福祉資金貸付制度は10万円ですか。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 借り入れごとに違います。例えば、就職のためのとか、失業のための準備資金とか、いろいろな形で制度はあります。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） やはり知らないことが多いんです。だからもっとそういうふうな切羽詰まった時に、こういう制度がありますよというふうなことの広報を、職員に聞いてもすぐわかるようにしてほしいなというふうなことなんです。そうしないと、本当にあちらこちら走り回ったけど、ハードルが高くて保証人も2人もいないとか言われるものですから、もっと町の方も、自殺対策というふうなことで、これからされていくんだったら、お金の面も少し出すというふうなこと。命には代えられないわけですから、ぜひそのあたりを取り組んでほしいなと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（東村 和往君） ここで11時10分まで、本会議を休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。発言順位2番、指宿君。

〔1番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（1番 指宿 秋廣君） それでは通告しておきました、3つの点についてご質問をしたいと思います。誠意ある答弁をお願いをいたします。

まず1点目ですが、国の補正予算の本町への影響についてということで、通告をいたしておりました。

ご存知のとおり、リーマンブラザーズのサブプライムローンの破綻に端を発した世界同時不況は深刻さを増し、今では100年に一度の不況とまで言われています。その不況を乗り越えるために、政府は14兆7,000億円概算の補正を行ってきました。この予算は本町にどのような影響があるのかについてお聞きをいたしたいと思います。

今回の国の予算は、最初に金額ありきの予算で、そのほとんどを次年度以降も使うことができる、また議会でチェックもできないような基金への繰り入れや公設漫画喫茶と揶揄されるような漫画博物館等やりたい放題の予算であります。

そこで本町についてお聞きをいたします。まず、国道222号線のバイパス工事についてお聞きをいたします。地方の生活や活性化に目を向けるのではなく、地方には費用対効果だけで判断して、国道などの建設を中止するような政策がありました。今回の予算を踏まえての国土交通省の考え方の変更はあったのかお聞きをいたします。町としてまた、それに対する222号線のバイパスに対する要望や陳情の経過等があれば教えて欲しいと思います。

また、現在マスコミで話題になっている国土交通省が直接建設工事を発注して、応分の負担を各都道府県に負担させている直轄負担金が増えられています。各県知事は明細書のない請求書には国に払えないと発言して話題になっていますが、三股町民も宮崎県民であり、また日本の国民であります。このような事例が三股町の中に、工事等があるのかどうか。そうでなくて、町には全然関係のないところで話が進んでいるのかをお聞きをいたします。

続いて2番目の木材製品の需要促進についてであります。

現在、木材製品が最低の単価になっています。地域の雇用や経済活性化の観点から、個人住宅の増改築に補助金を出すことは他自治体で試みられていますけれども、本町では考えられないか

お聞きをいたします。また、林業活性化の観点から、町内の製材所等で加工した材料で新築を行った場合、杉等の購入補助を行っている自治体もあります。本町では林産業の利用促進の観点から、そういう考え方は検討されたのかどうかお聞きをいたします。

3番目に、教育教材の充実についてお伺いをいたします。

文部科学省では、学校現場で使用する教材にも、今回の補正予算は手厚い補助があると聞いております。本町の取り組みについてどのようなことを検討されているのか、今回の補正予算には上がっていませんので、お聞きをいたしたいと思います。

例を申し上げますと、理科の教材の問題、あるいは電子黒板の話、いろいろあると聞いております。ご答弁をお願いをしたいと思います。

4番目に、三股駅裏の開発についてお聞きをいたします。

三股駅の正面については、産業会館の建設や駅の改修で新しくなり、三股町の玄関としての体裁は整ったと思っています。しかし、駅裏や駅を利用する人達にはあまり利用しやすくなったとは思われません。

まず1点目ですが、都城駅や三股駅を高齢者の利用という観点から見ると、どちらも駅の階段の上り下りという意味では同じであります。駅の構内を平面交差にして、安全面に配慮し、踏み切りと同じような遮断機を設ければ、今よりも利用しやすくなると考えられます。JRに平面的な交差での利用の仕方ができないか、本町から提案、提言、要望等を行うことはないかお聞きをいたします。

2点目ですが、駅裏であります。昔、線路用の碎石を作る機械があり、専用の線路も敷設されていました。その他にあと1線、待避線があったと記憶していますが、採石場跡地の敷地と線路を撤去したあとを合わせると相当な広さと思われる駅裏が残されています。日豊線の沿線でこのような広い敷地は、都城駅と三股駅の駅裏ぐらいであります。そこで、駅裏の開発について論議されているのか、検討されているのかお伺いをいたします。

あとの2問であります。役場職員の意識高揚についてと、新型インフルエンザ対策については質問席で質問いたします。

以上、演壇からの質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答え申し上げます。

まず、国の補正予算の本町への影響について、①の国道222号線バイパス工事についてというところでございます。

国道222号線バイパス牛の峠線の整備に向けましては、私も以前より、関係機関、関係者へ

要望してきたところがございますが、ご承知のように、平成10年に費用対効果、事業投資効果などを理由に、宮村から都城市安久町尾平野の上熊トンネル付近までの約7,100メートルが未整備のまま休止工区となっております。

現在国は、既設の国道222号線の改修を行うことにより、経済効果をあげようとしているところがございますが、本町といたしましては、継続して国道222号線バイパス牛の峠線の事業再開の要望をしてまいりたいというふうに考えております。しかしながら、この国道222号線バイパス牛の峠線の事業再開につきましては、残念ながら全くめどがたっていない状況でございます。現在のところ、国及び周辺市町では、高規格道路、都城志布志線を初め、東九州自動車道の曾於市末吉町から志布志市までの整備計画と、宮崎市と日南市を結ぶ整備計画区間の事業が急がれている状況でございます。本町としては全く動きがとれない状況でございます。

私といたしましては、国土交通省が推奨しております道路特定財源の堅持のための道路整備と中期ビジョン策定時には、平成17年度より九州地方整備局宮崎国道河川事務所より本町にいられてのヒアリングが毎年行われているところがございますが、この機会におきまして、牛の峠線の再開に向けてご配慮していただくように、毎年要望をいたしておるところでございます。

先ほども申し上げましたように、なかなか厳しい状況となっているところがございますが、しかしながら、本町といたしましても、今後もいろんな機会を捉えながら、事業再開に向けて継続して要望を行ってまいりたいというふうに考えているところがございます。ひとつよろしくご理解をいただきたいと思っております。

それから、②の木材製品需要促進についてでございます。

今回、国の補正予算といたしまして、森林整備加速化・林業再生事業（緑の産業再生プロジェクト）が計画されております。この事業は県全域を対象として、地域の関係者からなる協議会を組織し、構成員の提案を基に間伐等の森林整備から、地域材・木質バイオマスの需要拡大に至る総合的な事業計画を作成し、県に申請、県が林野庁に申請し決定をすると。その事業量に応じた額を県に交付し、県は基金として造成し、協議会メンバーである林業事業者等に対し助成していくものであります。この緑の産業再生プロジェクト事業は、14のメニューからなっておりまして、それぞれの林業事業者が県へ申請するものとなっております。町関係といたしましては、木造公共施設整備事業がございますので、今後の公共施設整備の中で要望をしていく考えでございます。

③につきましては、教育長のほうにお願いを申し上げます。

それから、④の三股駅裏の開発についてでございます。

三股駅周辺の整備については、平成19年度に三股駅を中心とした地域を特に整備重点地域として三股町都市再生整備計画を策定しまして、平成20年度にまちづくり交付金事業を活用して

三股町産業会館、三股駅を整備し、今後も駅前東側の多目的広場の整備及び西側用地を活用した整備を進めているところでございます。

三股駅裏につきましては、昭和30年から40年代にかけて、新馬場土地区画整理事業の計画が行われてきたところでございますが、すでに多くの住宅が密集していたところから、土地区画整理事業の施工が見送られた経緯がございまして、道路や排水設備が完備されていない用地や、JR敷地として空き地が残っているところでございます。

三股駅裏の整備につきましては、これらの用地の活用や、三股駅構内を結ぶ施設を立体的に行う必要がございます。駅前と駅裏を結ぶ施設として跨線橋の増設や踏切による通路が考えられます。都市再生整備計画を策定するにあたって、JR九州と協議を行った中で、踏切については、町内の踏切を1カ所廃止し、三股駅内に移設するという方法は検討できるということでございましたが、跨線橋、踏切による方法のいずれにいたしましても、JRとしては整備する考えはなく、負担もできないとのことで、町内の踏切を1カ所廃止するというのは厳しいと考えられることと、国の事業を使う場合、必ずJR側の負担を求められておりますが、JRといたしましては、一切負担は考えていないということでございました。現時点で北側とホームを結ぶのは困難であり、今後、駅利用者の状況や駅裏を整備した場合の事業効果などをさらに調査してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは私のほうで、教育教材についてのご質問ですから、お答えいたします。

学校教育関係の補助金についてであります。まず、理科教育設備整備事業補助金についてあります。これは、新学習指導要領が平成23年度から全面実施されることに伴いまして、理科教育の環境整備を目的とするものであります。補助率は2分の1となっております。聞くところによれば、通常は補助対象から除外されている少額の備品、小学校では1万円未満、中学校は2万円未満の備品も対象になるということであります。本町においても、ぜひこの補助金を活用し、全小・中学校の理科教育の設備整備を図りたいと考えております。

次に、学校ICT環境整備事業補助金についてであります。これも補助率は2分の1となっております。具体的には全小・中学校の普通教室にあるすべてのテレビをデジタルテレビに切り替えること。電子黒板機能付きのデジタルテレビを各学校に一台配備すること、そして校内LANの整備、教育用コンピュータの普通教室への配備、教職員が使用する教務用のコンピュータの整備等であります。これについても、今回の補助金を積極的に活用いたしまして、学校ICT環境の整備を図っていききたいというふうに考えているところであります。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） それでは、まず222号線のバイパスについてお聞きをいたします。

先ほどの答弁でありましたけれども、休止工区となったのが平成10年というふうに答弁の中であったわけですが、この今回の補正予算等々はそういうのも見直すというふうに新聞等に載っていたわけですが。休止区間もしくは延期しているところについて、新たにまた復活をするということが出ていました。そういうことから言うと、町としてただお願いをしているということであれば、お願いはいっぱいどの自治体もしているだろうと思いますので、お願いから一步踏み込んだものというの必要ではないのかなというふうに思いますので、そこら辺の答弁を再度お願いをしたいと思います。

ついでに、答弁の中でありました高規格道路、都城のインターチェンジから志布志までというのを、これは県議会議員の文書ですけれども、この図面を見て、私はぱっと思ったんです。高速道路から海に向かうのに、三股町を経由せずはどうやって行くかということ考えたのがこれかなというふうに思ったわけですが。要するに、国道が途中で止まっているというのは、三股町のこの222号線しかないわけですが。あとは拡張です。今、この載っている高規格道路については新設分ですよ。要するに、三股町の工事を着工した後に着工されたものという意味で言うと、新設物というふうに思っています。ですから、この高規格道路をするに当たって、三股町としてはどう関与されたのか、お聞きをいたします。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今ありました高規格道路、志布志から都城に向けた道路の関係でございますが、これは、南九州総合開発協議会、これで協議したところでございます。これにつきましては、都城市、三股町、それから曾於市、志布志市、日南市、串間市、そういったところがメンバーになって、この協議でやっているところでございます。それに今回、定住自立圏構想の中で、やはり志布志市から都城市を結ぶ医療圏のインフラ整備としても、この道路の整備を重点的にやっていこうということが、今、定住自立圏構想の中で出ているところでございます。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 私が聞いているのは、そういうところで定住自立圏構想でもそうでしょうけれども、この222号線を三股町が1町で再開をと言ってもこれは無理だろうと思うんです。この定住自立圏構想の中に見てみると、この222号線のバイパス問題は入っていないと思っています。なぜそうなったのかということをお聞きしたいんです。要するに、三股町をひっくるめた人口地域も利用して、こういうのを利用されました。こういうのをつくりまします。都城のサブシティ構想の中で、インターから結ぶ道路は作りまします。立派な道路ができ上がりつ

つあります。だけど、三股町のは、今話がありました、約7.1キロあとすれば開通するわけです。もちろん難工事だと思いますので、そうなんです、まず、その定住自立圏構想という考え方、これは二つの自治体で対等ということになるんだろうと思いますが、そういう時にこれは論議されたのかなというふうに感じております。それが1点。

それから、7.1キロの予想工事費は大体どれぐらいなのかお聞きをいたします。

○議長（東村 和往君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 約7,100メートルの未改良区間があるんですが、資料によりますと、この残区間の工事費としましては、154億9,000万円というふうになっております。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） この国道222号線バイパスの問題でございまして、私も総務企画課に来まして、その中で、今そういった圏域の中で取り組んでいる事業の中としては、南九州開発協議会が今進んでいるところでございます。

1つは、医療圏の問題もございまして、志布志市の港湾の中に多量の物資の流通がございまして。それを結びつけるものとして、運んで来たものを今度は空で返すわけにはいかないということで、こちらのほうからそういった資材も送っていくという物流の関係、こういったものも大きな問題になっておりますので、どちらかという、そういったものが優先されがちになってきているのではないかなというふうに思います。それで、この国道222号線バイパスについては、もうずっと以前からの協議がございまして、ここにありまして、10年度に休止工区というように形でなっているんじゃないかというふうに考えているところです。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 国道222号線、最初に言うのを忘れていましたけども、寺柱のところですね。今現場を見ると、誰がどう見ても採石場の為の国道としか見えないんです。採石場から資材を持ち出すための道路というふうにしかな位置づけられていないのではないのかなというふうに思っています。

休止された時にどういう位置づけになったかわかりませんが、であれば、工事をする時に位置づけるべき問題であって、採石場まででき上がったら、いきなり中止休止では理屈に合わないと思っています。

例えば、この222号線を真っ直ぐ行くと、港でいうと油津があるわけです。それから、医療圏で言うと日南は医療圏としてされてますけども、今は病院等が大変だということも出ています。大隅やら向こうへ行くと、向こうにも大きな病院はあります。そういうことから言っても、この222号線のバイパスの休止について、今回定住自立圏構想の中にただ医療圏という考え方だけ

で三股町を利用して医師会病院の移設に利用するというだけではなくて、これはこういうことも入れるんだということもあって然るべきだというふうに思うんですが、再度、町長の答弁をお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 定住自立圏構想につきましては、今後このいろんな計画をいろいろ持ち寄って検討されるものであるということをございまして、この前は都城の事務局がまいりまして、その時もそのような牛の峠線バイパスの問題もこちらとしても話をしたところをございしますので、検討の中では、そのような事業につきましても話をしていきたいというふうに考えているところをございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ぜひ、こういう後援会のところで出てきていると。これが三股町の全家庭に配られたんだろうと思います。三股町の県議会議員さんが配られるこの文書の中に、三股町は何ら関係なのが出てきているというのは、やはり、町長としても県に対する考え方、国に対する考え方チャンスもぴしっととって、定住自立圏構想のみならず、お願いをしておきたいと思います。これについては、答弁もまた今回でなくてもしてほしいと、進捗状況もですね、お願いをしておきたいと思います。

次にいきます。

今回の国の補正予算の中で、先ほど答弁がありましたように、木材製品の需要という形でありましたけども、国・県が取り組むものと三股町が取り組むものとはまた違うんだろうと思います。構成員の一員なのか、主体の一員なのかということと言うと、三股町として町長が主体になって行うということであれば、端的に言う、ここに都城市の補助をインターネットから引っ張り出してきました。正式名称は住宅リフォーム促進事業という名前であります。町長、これはご存知なのかお聞きをいたします。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 答弁がないということは調べられてないというふうに受け取りました。調べておいてください。

これは、都城市の市長が高らかに宣言をして、今現在行っているものです。今現在。事業年度は平成21年から平成22年度までの2カ年間、年間予算額1億円、最高額10%の10万円。これは住宅リフォームですから、リフォームにかかわるものということで、10万円が限度です。

この中を見てみると、例えば、単独浄化槽とか汲み取り式のトイレから公共下水道等への接続もこの中に入っています。ということ言う、例えば、他のセクションが広がっていくという

ことも踏まえてあるんだろうと思うのですよね。公共下水というところからすると、その主管課にも入ってきます。そういうことで、こういうのを調べた上でされているのかどうかということがお聞きしたかったわけです。いろんなこと、例えば、車庫でもそうですし、家の塗装でもそうですし、すべて登録されている業者であればいいですよという形で門戸が広がっているわけです。それは、取りも直さず建設業者、建築大工さん、そういう人たちが運転に大変苦慮しているということも踏まえた上で2カ年という事業年度を切って、こういうふうに行われているわけです。都城市で1億円の予算規模の範囲内で行いますよということなんです。

再度、町長にお聞きいたします。これについて、都城市からの情報は多分ないと思うんですが、主管課に検討させる余力はありますか。お聞きいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） これにつきましては、内容等を十分協議をしながら今後やっていきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ご理解はしづらいんですが。これはラジオ、新聞に大々的に載ったんです。載ったから私がインターネットで引き上げたんです。

要するに、10万円が限度ですから、10万が10%ということは100万円ですか、100万円以上は10万円しか出さないということですよ。あとはその10%ですから50万円だったら5万円ということでしょう。そういう流れということにありますので、少しそういうのも必要なら資料をあげます。論議をしてほしいと思います。

引き続き、その関係で、今のはリフォームでした。今度は新築です。町内の製材所等で製品ができ上がります。そうすると、それに町内の製品を使ったからという形で、この自治体の場合は、特定の自治体ですから名前は言いませんが。この自治体の場合は、新築の場合45万円、リフォームの場合20万円を限度に材料をプレゼントしますということなんです。材料をプレゼントしますという形で地場産業の育成をするためにはどうするかということ、知恵を絞っていらっしゃる自治体もいらっしゃるわけです。

町長に、先ほどはリフォームでしたけど、これはリフォーム、新築も入っていますが、こういう論議、これはカラー刷りになっています。カラー刷りです。これは推進協議会という名目ですけども、自治体から利用してやっているという形ですが、こういう模索をされる気持ちがありますかどうかお聞きをいたします。

○議長（東村 和往君） 答弁願います。町長。

○町長（桑畑 和男君） それこそ新しい事業ということでございまして、国もいろいろとこのような事業、地域施策と景気対策ということから考えているわけですが、今後、その辺の

具体的なことにつきまして、十分協議を重ねてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） こういうところがすべていいと申し上げているのではないんです。こういうことも論議の中に入れた結果、「出来ます」、「出来ません」ということを早くスピードがということをいつも言われますので、論議してほしいと言っているんです。論議してほしい。自治体ではいろんなところがあると思います。論議してほしい。要するに、調査をかけたりますれば、行政とすればすぐできると思いますので、町長にこれはお貸ししますのを見ておいてください。

さて、3番目の問題に入ります。町長が読んでるので、教育委員会ですから教育委員会にお聞きをいたします。

先ほどありました小・中学校に対する理科教材等の補助についてという形でありましたけれども、これについても、多分年度が決まっているんだろうと思います。平成21年から始まって、年度が決まっているんだろうと思います。三股町として、小・中学校について、どういうことを模索されているのか。途中経過で結構ですのでお願いをいたします。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは私の方で、ただいまいわゆる、よく言う理振、理科振興にかかわる補助金についてであります。国の予算は200億円です。通年15年分の予算になるんだそうありますが、学校では、本町では三股西小学校が1番大きいので、ここに1番多く投資します。そして、他の小学校にもかなりの額を投入するようにしております。中学校もその通りです。そして、ICT環境整備事業、いわゆるデジタルテレビ等ですね、それは、各普通教室に全部入れるということで計画しております。それから、教育用コンピュータ、これも普通教室に2台ぐらいはいくんじゃないかというふうにして整備を進めたい。そして、先生方ももちろんコンピュータ必要ですので、そういうものも準備したいというふうにして、今回のこの事業を積極的に活用していきたいというふうに考えているところであります。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 答弁の中で、この補助の関係は、私は手元に資料を持ってきていないので教えてほしいですが、何年度までという形で国からは来ているんですか。教えてください。

○議長（東村 和往君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 今、教育長がお答えしましたように、学校の教室単位、また教職員

単位でそれぞれ今計画はしておりますけれども、理科教材については、これは2分の1の補助ということで先ほどお答えしておりますが、これには、経済危機対策臨時交付金、これは原則として活用できないということになります。それから、ICTの部分これも2分の1ですが、これには臨時交付金が活用できるということで、基本的には21年度ということで取り組んでいきたいと。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ぜひ、金額等についてする必要ありませんので、どういう形だということも踏まえて教えてほしいと思います。

次にいきます。

三股駅裏の開発という形で質問の設定をしておきました。今回、当初に申しあげましたように、都城駅から宮崎駅まで電車を利用してしてみると、ここで言ったように、都城駅と三股駅ぐらいしか駅裏、駅前に大きな広場を持っているところはないと思っています。そういうことから言うと、例えば、駅裏については、駅の表と駅の裏、どれほどの面積があるのか。駅表は町の土地ですからわかると思います。駅裏について、今利用されていない所、もしくはすべて線路敷、わかっている範囲内で結構ですので、数字を教えてほしいと思います。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） まず駅前ですが、これはJRから払い下げを受けました土地開発公社が持っていた土地ですが、大体1万200平米ぐらいです。そして、駅裏の方ですが、これはJRの方の駅公舎、構内、これと一体になっておりますので、一筆になっているという関係がございますので、そこを含めると、大体6,500平米ぐらい。ただ、その中には線路敷がございます。それと、指宿議員が言われましたように、かつて線路敷であった部分、そういったところも含めております。今現在、ちょっと段ができている部分、へきができている部分から向こうを入れますと、大体その3分の1ぐらいだろうと思います。そして、廃止されている線路の部分を入れて、活用ができる部分と考えれば、約その半分ぐらいかなというふうに思っております。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） わかるようでわからない説明だったんですが、私が聞きたいのは、廃線になっている線が多分2本だろうと思うんです。それから、今ある一段高くなっているところ、昔採石場に使っていたところ。ここも行かればわかるんですが、相当広いです。見たばかりで1町はあらへんかなというぐらいあります。今のあれでいくと少し少ないようですけれども、今、駅を踏切の関係で申し上げますと、駅裏から電車を利用される方は、駅裏から自転車を止めて、草の中に投げると言ったほうがいいんでしょうか。ずっと差し込んだまま降り

て行くんですね。道路ができています。踏み分け道路が。ここに足を置いてここに降りたらすつと行けるというふうにでき上がっています。それは多分J Rは知っていると思います。あんなに立派にできているのが1つ。もう1点、線路を撤去したあとに、車で入れるようになっていきます。後は車で入れます。隣は線路なんです。安全性から言っても、相当に危ないものがあります。そうであれば、先ほど言ったように、平面で線路をどっかに撤去するというのではなくて、安全性からも車が通るといふ、自転車が通るといふことではないわけで、歩行者だけしか通らないわけですから、そういう配慮した上で利用しやすくできる方法を考えてほしいなと思っています。

例を出して言うと、高齢者の方はどの駅を利用されるのかご存知でしょうか。足の不自由と云うか足が痛い。今利用されているのは、親戚の人に送ってもらって、乗っている駅は餅原駅です。何ですか。階段が2つ、3つしかないんです。どちらでも同じところに行けば必ずそこから乗れるんです。上り下り関係なく同じところがあります。そういうことから言うと、餅原駅に送ってもらおうと言われるんです。それは本末転倒だと思うんです。駅を利用します。利用します。どうですかと言いながら、実は餅原駅から乗られている人がいっぱいいるという形なんです。

町長に再度お聞きします。J Rはこれについては何も関与しないということにされました。ただ、踏切だけであれば、どこが負担するか、どうするかはこっちにおいて、そんなに金が掛かるものではないと思うんです。平面交差の道路ですから。どっかを撤去するというのではなくて、だめだということではなくて、もう一回そこら辺の危険性、利便性等を加味した上で、J Rと話し合うつもりがあるかないかをお聞きいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり、安全性から言いますと、踏切の増設というのはなかなか厳しいということでございます。そのようなことで、現在ある踏切を1カ所閉鎖して、駅の構内に持って来るといふようなことはできないかといふようなことではございますが、今後、そのようなことにつきましては、十分J Rと協議をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 踏切と言え、今、駅構内は高架になっているわけです。あれを撤去してもそのまま踏切でしょうから、例えば、今高架で階段を上って降りているという、わざわざつくってあるんですが、あれは元々駅員さんがいらしてあった時の名残だろうと思っておりますが、苦肉の策はそこらも考えられるんじゃないかなというふうに思っています。そうすることによって、駅裏から電車の利用等がうまくいくのではないのかなと思っております。都城に行くのにも、例えば、電車を利用して行こうとしても、あの階段を上るのは大変苦痛です。ある程度年

配になって膝、腰、足というところが弱ってくると、あれに行くよりもタクシーに乗ろうかなという形になるのではないのかなというふうに思いますので、もう1回そこら辺の論議をお願いをいたしておきたいと思います。この1番目については以上です。

○議長（東村 和往君） ここで、昼食のため1時20分まで本会議を休憩します。

午前11時57分休憩

午後1時20分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） それでは、2番目の点について質問いたします。

役場職員の意識高揚という形で出しておきました。今回の人事異動の件ですけれども、4月に行われた人事異動は町長の言う適材適所の異動を行ったとはとても考えられないと思い、町長の人事権と主張とされると思いますが、人権という立場で質問をいたしたいと思います。

町長は昔、役場職員でありましたので、そのことを振り返ってほしいと思いますが、まず1点目ですけれども、以前に、例えば上司であった人が、4月1日を離れたらすぐ部下に変わっていくという形をとられているということによって、どういうことになるのかな。

例えば、町民から見た場合に、お願い、相談等に行った時に、昨日までお願いしますと言った人が、同じ機の一般職と同じところに座っているということになっている職場が複数個所見受けられます。それを考えた時に、新たにその人と上司と入れ替わったところについては、大変なことに新たに人事で上にいった人も、降格した人も大変なことではないのかなというふうに思います。もちろん、給料は下がらなかったもので、そのままでいいということかもしれませんけれども、私自身から言えば、給料、構わない。それともその職員は落第というふうに烙印を押されたのか。改めてお聞きをしたいと思います。

2点目ですが、先ほどの質問でもありましたけれども、平成16年に大課制に移行しております。この制度を導入してメリット、デメリットが検証されているのかな。町長はどう思われているのか。この点についてお聞きをいたしたいと思います。

もう1点は、これと重複するのかわかりませんが、心の病で休職をされている職員の方が数多く見受けられます。それは、どの人でも同じように、異動になった瞬間は大変電話すら怖いものであります。担当者ということで電話を掛けてくる町民もしくは県、外郭団体等に知らない中で答えざるを得ないわけです。それは課という名前ですから、何何課の職員であればすべてを知っているというふうに住民の方は、もしくは県とか外郭団体の人は思われるだろうというふうに思いますので、それが今回の心の病で数多くの方が休職を余儀無くされている。そして、町

長はそれを前回質問した時にも、市町村共済組合にそういう人たちを配置していると言われてましたけれども、私はそこに陥る前に、町としてどういう方策を考えられ、しようとしていらっしゃるのか。私はこの大課制と密接な関係があるというふうに思いますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

以上、2番目の点でお願いをいたしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） それでは、役場職員の意識高揚について、①の人事異動についてでございます。

ご承知のとおり、この人事異動につきましては、欠員の補充、また組織改革、昇格等に伴い行われておりますが、その他、組織の活性化、人材育成、労働意識の高揚、労働力の効率的活用等を目的として行っているところでございます。本町の人事異動につきましては、毎年1月から各課へのヒアリングを行いまして、状況等を把握しながら、毎年異動方針を決定して実施いたしておるところでございます。

平成21年度の異動方針につきましては、まず、行財政改革、町立病院の廃止、職員適正化計画等により7名の退職に対し、4名を採用し、欠員については委託職員に切り替えて対応をしていくと。さらには、時代の変化や町民のニーズに対し、的確に自ら考え、行動できる人材を育成するために、在職3年を中心に異動を行ったところでございます。それから、中堅層の職員に対し、係長、主幹、課長補佐として処遇をし、仕事に対する責任感の造成を図ると共に、上司、先輩として部下の指導、育成を通じて組織力が十分に発揮できるような体制づくりに努めたところでございます。また、平成19年度より実施している県との人事交流事業についても、県との人事交流を通して、他団体の行政手法を学ぶと共に、職員の資質の向上を図ることを目的に、今年度も引き続き実施いたしたところでございます。それから、後期高齢者医療の創出に伴う広域連合への職員の派遣につきましては、平成19年度より3年間ということで現在計画中でございます。なお、三股町土地改良協会への職員の派遣につきましては、平成21年度限りということで職員の派遣をいたしております。

以上のような方針に伴いまして、平成21年度の人事異動を行いました。課長級5名、課長補佐級21名、係長級25名、一般職員23名、新規採用職員4名の計78名の異動となったところでございます。

また、昇格につきましては、課長補佐から課長が1名、係長副主幹から課長補佐が8名、主幹が2名、主査から係長が5名、副主幹が3名となっているところでございます。しかしながら、地方分権による自治体の役割の増加、行政需要の高度・複雑化に伴う業務の専門家、行財政改革に伴う定員削減による効率化の必要性から長期配属の必要性も認識されており、今後はこれらの

ことも勘案しながら、組織の活性化や柔軟に行政需要に対応できる幅広い視野を持った人材育成のための人事異動を実施したところでございます。

それから、平成17年から組織機構の改革ということで大課制になっているわけですが、この大課制につきましては、導入から4年を経過いたしまして、今年が5年目となることから、今年度、再評価しようと考えておりますが、デメリットよりメリットが大きいというふうに考えております。と言いますのは、大課制で課が少ないことから、会議、協議等が開催しやすく、縦、横の連携がとりやすく、意思決定が迅速化し、情報の共有化が図られやすくなったところでございます。また、職員間、係間の協力体勢の意識が高まっているところでございます。また、窓口の一元化、集合化が図られつつございまして、住民サービスの向上にも繋がっているものと考えております。しかし、課全体の業務が広範囲であることから、管理職的な立場の事務負担が大きくなったことや、役職のポストに限りがあるので、昇格の機会が減少したなどの問題点もございまして、大課制のメリットを生かしながら問題点を検証し、改善を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、質問の病等につきましては、総務企画課長のほうから説明をお願いしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） ただいまありました異動に伴うことで、いろんな全くわからない職場に行つてのいろんな戸惑いの中から心の病が生まれるのではないかとということで、ご質問でございますが、それについては、この大課制に大きな要因があるのではないかとということも指摘があったところでございます。

心の病、メンタルヘルスということにつきましては、なかなかその場になって対応も非常に難しい面もございまして。各職場でその時点ですぐにわかればいいんですが、それが異動をした段階でそういったものが極端に出てくるといったことも考えられます。いろんな相談を途中で受ける事も私もたくさんございまして、ただ、これが職場環境によるものなのか、あるいはもともとそこに潜在した意識の中で、性格的なものの中でそういったものが発生するのか、その辺の原因究明というのは非常に難しいのではないかなというふうに思っております。そういったことで相談を受けたり、あるいはそういう状況が出てきた場合には、十分ご本人の話を聞いて、例えば、それが仕事に関することであれば、本人の希望されているような仕事の内容、そういったものも含めて十分話をしてくれているところでございます。先ほど言われましたように、いろんな研修の場で管理職、あるいは管理職に近いところでそういった状況が発生していないかという判断をするような研修等もございまして、そういったものも含めて取り組んでいきたいとは思っているんですが、この問題については非常にデリケートな面もございまして、ただ単にこれが職場の組織

の問題だということで単純に割り切れるものではないというふうに思っております。

そういったことも含めまして、大課制の問題、そしてその中でいろんな職務のあり方、そういったことも十分検討していかなければならない問題だとは思っていますが、それを解消するにあたる原因については、なかなかそれ1本でとらえる問題ではないんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） まず、①の話ですが、町長はこの問題については、適材適所で行ったというふうに答弁がありました。私が聞いているのは、質問の本旨であったように、4月1日を経由して降格された人。要するに、補佐から一般職に処遇上なったり、待遇じゃなくて処遇上なったり。それは町民から見て、あるいはその人の家族から見て、それは温かい政治と言えるのかどうか。今まで、「だれだれさんお願いします」と言ったら、その人が、例えば課長補佐であれば、決裁の準拠たるものを持っている。それがある日突然、担当者の位置に座らされているのか、座ったのかわかりませんが、そういう流れになった時に、何回も申しますけども、町民から見た、その人の家族から見た、どう推理されているのか。何か悪いことをして降格処分されたのかというふうに思うくらいなつもりに見えるんです。私たちから見ると。だから、その辺をどういう気持ちでされたのか答弁をしてほしいと思います。流れ的に個人の完全なプライバシーに入るつもりはありませんけども、そこら辺の考え方をされて今回の異動なのか答弁をお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今回の異動についてでございますが、課長補佐から主幹への異動。これまでなかったところでございます。これまでは課長職が20程度あったわけでございますが、課長補佐から課長への昇格はある程度可能であったことから、その必要性がなかったところでございます。しかし、平成17年度からの大課制の導入で課長職が半減したことから、課長補佐を異動しないと係長から課長補佐への昇格、待機者の昇格が困難になったところでございます。

今回、昇格した課長補佐の年齢が40歳から53歳まで、以前からすると大分遅れているところでございます。このことは、係長職にも該当するわけでございます。そのような事情を踏まえ、後進を育成する、後進に道をゆずる視点から課長補佐から主幹へ異動したところでございます。ただ、主管は課長補佐と同等の処遇でもございます。課長職については後継者育成の観点から、退職数年前に対策監または対策監兼課長補佐等に任用換えした経緯もございます。係長についても係長から係長待遇の主幹に異動をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 要するに、大課制に異動した時にはみなさんがわかっていたわけですね。要するに、課長が20人います。課は10ですから10人はそうなりますよ。それと、今回は同じレベルでもらったら少し困るのではないのかというふうに思っている。もちろん、課長が10人になったので、その人たちを処遇するためにはしょうがなかったというような答弁に聞こえたんですが、意識の高揚とかいう面から言うと、町長が答弁の中で言われたように、意識が本当に上がるのかな、自分たちでそれを対応できる考え方で前に進むという形ができるのかな。ここにいらっしゃる皆さん方は、逐次ずっと上がってきた人ですから、何も考えられないかもしれませんが、降格をされた時に果たしてそれでやる気満々で課長補佐これはこうですよと言えるのか。私はとてもそういうふうには見えない。自分たちで考え、自分たちで行動するというのであれば、それなりのことを考えないと、処遇でそうするというのはわかります。対策監は今年度限りでしょう。来年度どうされるかわかりませんが。そういう流れも踏まえて、ますますその対策監についての考え方がしづらくなっただけじゃないですか。相当職をやってその人たちがそうしながらも、新たな降格というのはどうにか食い止めるべきだったのではないかなというふうに思います。私自身はこの問題については到底納得がいくものではないというふうに思っています。同じ役場職員を経験した者として、とても良かったですねとは言えない人事異動ではなかったのかな。少し温かみという点から言うと足りなかったのではないかなというふうに思っています。

次に、大課制の組織の中でメンタルヘルスの話が出ました。これも広く言えば人事異動がからむかもしれませんが、このメンタルヘルスの関係で、例えば、20年前、30年前に町長が昔役場職員であった頃、もしくは課長であった頃、こんなに頻繁に心の病で役場に登庁しないというような人はいなかったのではないのかなと思うんです。これは、少なくとも効率を追い求めるがために、すべて速記でわっていったもんだから、こういうことができた。お金が安くつきます。例えば、委託をつけます。パートをつけますという形になっても、結局は役場職員が最終的な責任を持たなければいけないわけです。そういうところが余りにも広がって、とてもだめ。課長に例をとってまいりましょうか。課長がいろんなところに行って話をする。対外的にいくと県、都城市の話し合いに行ったら、1人の三股町の課長の分野を何人持ってますかね。行くところ、行くところに違う都城の課長と話をするけど、行くやつは1人です。三股町から。それでは多分、半分以上は補佐、もしくは係長から言われたのを「ああそうけ」印鑑を黙って押す以外に道はない。こう思うんです。すべてがわかった上でやるという事は無理だろうと思います。だからメリットの方が多いいと言われましたけれども、私はこれについて本当にメリットが多いのかどうか。町長、書き物を読むんじゃなくて自分の考え方として、本当にこれについてはメリットが多いと思われ

ているのかどうか、再度答弁をお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） ご承知のとおり、本町は平成15年の12月に単独の道を選択をいたしましたわけでございます。そういうことで、その翌年、平成16年度を行財政改革元年と位置づけまして、その関連する行政改革委員会を設置いたしました。組織機構の見直し、また補助金等の見直し、事務事業の見直し、こういうものも改革の見直しに着手をいたしましたところでございます。そういうことで平成17年度に向こう5カ年のこの集中改革プランを策定いたしまして、今年度はたまたま5年目で最終年度でございます。そういうことで、組織機構も大きな改革を行い、そしてまた、これまでの経過、効果、それから問題点、ひずみ等も十分検証して、見直しの年度になっているわけでございますので、そういうことで、行政改革検討委員会等で十分その辺のことにつきましても、協議検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。大課制については、今のままで持続してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 質問しているのと、答弁が少し噛み合っていないんですが、私は町長は持続するかどうかはこっち置いて、この制度はメリットが多いと思ってらっしゃるんですかと。要するに大課制を続けていくと言われましたけれども、それはどの規模で、このままでやるつもりで諮問、もしくは諮るわけでしょうから、町長の考え方というものがないと、我々にも教えていただかないと、「この10名がベストですよ」ということで、大課制について見直しをされるのか。「いや、もう白紙でもう1回やり直しを」と言われるのか。これについての、町長が今まで4年間経験をされた、これについてのメリット、デメリットについて聞いているわけですから、この今まで歩いてきたこの関係で言うと、これについてはどう感じていますよと、町長にお聞きをしているわけで、これから先検討することについて足を踏み込んでしゃべるつもりではありませんので、町長の単独の気持ちを再度お願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） この過去4年間、町改革に基づきまして、大課制で行政を行ってきたわけでございますが、その効果またはさらには、問題点等を十分中身を検討をさせていただきたいと思えます。いろいろと職責、決裁権の問題、いろいろあろうかと思えますが、その辺も十分踏まえまして、今後、検討委員会で十分検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 押し問答になりますから、町長に言っときますけども、要するに、私自身は町長の生きた言葉で聞きたかったんです。検討委員会で検討するのはどういう趣旨で検討するんですよということをお知らせ願えればそれで十分だったと思うんです。検討委員会は町長が諮問する諮問機関でしょうから、そこにどういうスタンスで検討するんですよ。要するに、そういう流れがないと、1番目に質問された同僚議員のところでもこういう人数が足りんですよという話が出てきても、検討しますよでは、検討はどういうスタンスですのかと、一步踏み込んだ生きた言葉でお願いをしたいと思いますし、今から先もお願いをしたいと思います。

さて、3番目の問題です。

町民支援の対策という形で、新型インフルエンザ対策という形で通告をいたしておりました。豚インフルエンザ、即ち新型インフルエンザが最初は関西地方という形で発生しましたが、いよいよ蔓延をして、今日の新聞で小林市で5名とか、もしくは保護者もひっくるめて出てきたとかいうふうになっています。もう対岸の火事ではありません。三股町はこういうふうこれから先、これに対応をしていくのか。私自身は、インフルエンザに罹患した人、患者さんが悪い事をしたわけではなくて、インフルエンザが新しいというだけの話なので、あまりにもこれに過剰反応をして、地域によっては犯罪を犯した人みたいに、あの人の子供を学校にやるとか、登校をさせたらいかんとか、会社に来るとか、そういうところまできているようであります。そのためには行政として啓発を行わないと、このままでは三股町民があたかも犯罪者のような取り扱い方を受けてしまうのではないかとということが考えられますので、そういう視点で質問をいたします。

もう1点目は、学校行事の中で遠足、もしくは修学旅行というものが考えられますけれども、これについて教育員会の基本的スタンスは、どういうふうな形でこの問題に対処されようとしているのかという視点でお願いをいたしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 新型インフルエンザの発生対策についてでございます。本町につきましては、去る5月1日に対策本部を設置をいたしております。その後、5月18日、第1回目の対策会議、さらには、去る6月18日に第2回目の対策会議を開催をいたしております。そういうことで、的確な情報を収集すると、そういうことで発熱相談センター、これは保健所に設置してあるわけでございますが、もし、確認される場合におきましては、この相談センターの方に問い合わせをする。そしてまた、予防対策といたしましては、手洗いの励行、そしてうがいの実施、そしてまたマスクの着用、そしてさらには、もし発生した場合は、役場の入り口に薬剤を置いて消毒をすると、そのことをさきの対策会議で打ち合わせをしたところでございます。そして、さらには、本町に発生した場合には、緊急に対策会議を開催いたしまして、その予防対策を強化を

して、24時間体制でこの防疫体制に入っていくということで、さきの対策会議で話をしたところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、学校が新型インフルエンザに対する取り組みの状況ですが、まず、学校の遠足、修学旅行の取り扱いでございますが、現在、小学校の修学旅行については、6校中1校がすでに5月14日に終わっております。5校については、10月と11月に実施する予定でありますから、このまま現在のとおりに実施するという方向でいっております。中学校についてであります。中学校は行き先が関西方面、京都も含めながら行くようになっておりましたが、一時は延期したほうがいいんじゃないかというような話し合いも進みました。そうする中で、6月10日頃、京都市あたりは3の危険レベルから2に落としております。そういうことで、行き先の方も段々よくなってきているという状況から、中学校は関西方面への修学旅行を予定通り7月8日から10日まで2泊3日で行くことにしております。それから、遠足についてあります。遠足については学期ごとに実施していますので、現時点では変更をすることは考えておりません。その時に状況によって検討していこうというふうにしておるところであります。

なお、ふるさと人材育成事業を毎年夏休み中に中高生を海外に、オーストラリア方面に派遣しておりますが、今、ご存知のとおり、オーストラリアは冬に入って大変な状況にあって、国外からの入国を認めないような状況に入っているようであります。要するに、日本からは行かれないというような状況もありまして、このオーストラリア派遣は中止いたしました。8名の子供たちをやるつもりでしたが、残念がっているだろうと思いますけれども、今年はやむを得ませんでしたので中止しております。

以上であります。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） まず、1番目の問題ですが、対策会議のメンバーというふうになされましたので、どういう人たちが入って、どうされているのかということ、冒頭に申し上げましたけれども、インフルエンザにかかった人についてどうするかということも大変だろうと思います。しかし、そうでない人について、学校で言うといじめ等に似たようなことが全国を見るとのっているんです。「だれだれさんの子供を学校にやるな。うちの子がインフルエンザにかかったらだれが責任を持つんだ」ということで、犯罪者扱いをされていると載っています。それで、そうでない人のためにも踏まえて、町としてどういう方法で啓発か何かできないのか。

それから、薬剤を役場入り口に置かれるということですが、効果がないとは言いませんが、それだけで事足りているとするのか。例えば、学校にもそういう事が必要なのかどうかですね。も

う少し詳しくお願いをしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） ただいまの質問については、先ほど町長が言われましたように、対策本部を5月1日に設置いたして、その時に応じて、対応等についてのメンバーは各課長でございます。それと町長と副町長と教育長を含めて13名。今のところまだ発生はしておりませんが、発生を想定して内部で今のところ協議いたしております。

それと、ちょうど5月にマスク等も購入したんですけれども、950枚一応準備はしてあります。そしてまた、今後については小・中学校生徒用、教員用のマスク、教職員のマスク、防護服、手袋、ゴーグルとかキャップ、消毒液等の購入について購入済みであります。また、7月に臨時議会があるという話を聞いていますので、その時に補正で上がるかとは思っております。そしてまた、今年度の当初予算に予算も計上してありましたけれども、三股町新型インフルエンザ対策行動計画策定に取り掛かる予定でございます。その中で新型インフルエンザも含め、鳥インフルエンザ、季節型インフルエンザを含め、役場の体制を強化する予定でございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 一時は私も子供が関西にいたので、こっちからマスクを送ろうかと思って買いに行ったんですが、マスクは手に入らない状態でした。工事用のマスクが店頭と並べてあるような異常事態でありました。しかし、もう大分熱が冷めたのか、インフルエンザだけに熱が冷めたのかわかりませんが、関西方面でも大分手に入りやすくなったと聞いてはいます。それで、この考え方的な、学校、保育園、幼稚園というところの役場がからんで人を集めるという入学、学校、保育園、幼稚園というところについては、マスク、そういう薬剤等は考えないといけないのかなというのが1点と、起こる前にこういうものですよと、大体こういうものですよと、例えば、体温が大体これぐらいで完治するものですよとか、潜伏期間大体どのぐらいありますよとかいうのを事前に啓発しておくほうがいいのかなと。余りにもマスコミを見ると、新聞の一面トップでどーンと出るんですね。何も悪い事をしたわけではないわけで、ただだれと接触したかわからなければ罹患しただけですので、そこら辺のもう少しきめ細やかな啓発サービスがないとちょっと無理なのかなと思われましたので、早急に小林市が発生したということであれば、三股町もすぐ来るというふうに思いますので、そういう考え方、あるやなしや、再度答弁をお願いします。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） この新型インフルエンザについては、去年の9月、まだ流行る前に知っておきたい新型インフルエンザの知識ということで、広報みまたに掲載してあります。

今度のみたいたいので、日頃から食料、水、日用品の確保、備蓄をととか、症状が出たらまず保健所などの相談をとというふうにいたしております。そしてまた、6月の回覧でもインフルエンザについて、新聞テレビ等で載っているようなことなんですけども、同じように咳のエチケットとか、そういうことを広報いたしております。一応、先ほど言われましたけれども、子供の差別とか、そこまではまだ想定ができませんので、どうやって広報すればいいかなとも思っております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 再度お願いをしておきます。

これは、実体験というか、現実で起きている問題で、いじめ、それから職場でのいじめ、「もうちょう会社に来るな」という自宅待機を命ずるみたいなですね、そういう形が出て来ていますので、そうならない前に、改めて企業もそうでしょうけれども、新たな啓発をお願いをしておきたいと思えます。

最後にちょっとだけ、ふるさと人材育成事業のオーストラリアは、今回は相手の国が入国を認めないので中止したということですか。意識が飛んでましたのでもう1回お願いします。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 新型インフルエンザがもう世界的にこのように蔓延して、かなりのレベルが上がってきているという状況の中で、オーストラリアではご存知のとおり、すごい発生率であります。そういう国にこちらから派遣するわけにはいかないというのが1つです。それと、オーストラリアのその州自体がもう海外からの入国は止めますということで、学校あたりは入学を切っているというような状況にありますので、そういうことの中に子供を派遣ということはできませんので、そこは今年は中止するということにしたところであります。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） このインフルエンザの問題については、再度、役場の中で対策会議があるように答弁がありましたので、きめ細やかな対応をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（東村 和往君） ここで、5分間本会議を休憩します。

午後2時00分休憩

午後2時07分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。発言順位3番、山中君。

〔10番 山中 則夫君 登壇〕

○議員（10番 山中 則夫君） それでは通告しておきました要旨の順に沿って質問いたします。

まず、産業の振興の取り組みについてであります。

100年に1度の経済危機と言われる中で、国、県は中小企業等に対して、次々に経済対策を打ち出して、企業再生、雇用確保を支援しておりますが、本町では町内の産業に対して、振興策、救済策を行っているかを聞きいたします。

次に、企業誘致の取り組みについてであります。

地場産業の振興と並行して、雇用対策、自主財源の確保の面からも企業誘致を積極的に行うべきであると思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。また、具体的にどう取り組んでいるかお聞きいたします。

次に、旭ヶ丘運動公園の活用についてであります。

この運動公園は大変規模的にも大きくて、もっと充実活用すれば利用者増につながり、地域住民も愛着を持てるすばらしい施設となると思います。そしてそれが地域の発展にも付与すると思いますが、いかがですか。

次に、植木児童館の建設についてであります。

この件は、私も平成12年9月の一般質問で取り上げて以来、数回一般質問で取り上げてまいりましたが、この問題を現在、町長はどう考えておられるのか。また、取り組んでおられましたらお考えをお聞きしたいと思います。

以上、壇上の質問を終わります。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それではただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、①の町内の産業の振興に真剣に取り組んでいるかということでございます。町内の産業振興につきましては、商工会等と連携をしながら取り組んでいるところでございます。平成21年4月にオープンしました物産館よかもんやを情報の発信地として、本町の特色ある物産品、農林産品、加工品などを町内外にPRしてまいりたいというふうに考えております。今後はさらに農林業者、そしてまた商工業者と一体となってまちづくりに励んでいきたいというふうに考えているところでございます。

それから、②の企業誘致の取り組みは現在どうなっているのかということでございます。本町では、町の活性化及び雇用対策の一環といたしまして、企業誘致に積極的に取り組むため、企業立地促進条例を改正いたしまして、工場指定の要件を緩和するとともに、土地取得補助金、雇用奨励金制度を創設いたしております。現在、町といたしましては、廃止企業の跡地利用、工業専

用地域の空き地、自社の既存敷地内での活用を推進しております。企業立地は雇用の場が確保され、町民の所得向上につながるとともに、町の活性化、財政面に寄与することから、地場企業については、本町の企業立地促進条例の制度をPRしながら、規模拡大を支援し、町外の企業立地につきましては、県の企業立地推進局からの情報収集にも努めてまいっているところでございます。さらには、在京三股会、近畿三股会におきましても、本町の企業立地の優遇制度をPRし、人脈のネットワークをつくっていきながら、企業誘致に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、3番目の旭ヶ丘運動公園を地域振興の拠点にしてはということでございます。旭ヶ丘運動公園は本町の屋外スポーツの拠点施設として、これまで多くの町民に利用されてまいりました。特に、30年ほど前までは町民体育大会が開かれたり、20年ほど前まではソフトボール連盟に加盟する数十チームによるリーグ戦が行われたり、現在と比べてその利用頻度や利用者数は多かったものと推測されています。また、近年少子高齢化や情報化の進展、余暇の増大などにより、社会構造が大きく変化する中で、町民のスポーツに対する考え方やニーズが多様化するなど、スポーツを取り巻く環境が著しく変化してきており、旭ヶ丘運動公園を利用する形態も大きく変わりつつございます。

ご質問の旭ヶ丘運動公園を地域振興の拠点にということございまして、屋外スポーツの振興策に関連するものと考えております。町といたしましては、新たな観点から、スポーツ振興の方策が求められているところであり、新しいスポーツの開拓や既存のスポーツの充実と拡大、住民のニーズに沿った施設の充実を図っていく必要があるかというふうに考えております。また、各種スポーツイベントの開催、各種スポーツ大会の誘致などにつきましても、体育協会やスポーツ少年団及び学校、各種スポーツ連盟など、関係機関と連携を取りながら実施してまいりたいというふうに考えております。

それから、④のその後植木児童館の新設等について取り組まれているかということでございます。植木児童館は昭和42年に建築されたもので、これまで平成3年度と平成8年度に部分的な改修を実施してまいりましたが、築40年を超えた建物であることから、全体的に老朽が激しく、トイレは水洗化されていない状況であり、児童の安全面からも早急な対応が必要であると判断しているところでございます。

このことから、昨年度、庁舎内に副町長を委員長とした児童館検討委員会を設置し、改築に向けて具体的に検討しているところでございます。なお、児童館の改築に当たっては、県の財政的な理由から、児童厚生施設等整備費補助金の交付対象とならないため、現在、国の平成21年度補正予算に代わる県の実施事業に補助を要望しているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 要旨に沿って質問いたします。

ただいまの町長の答弁で産業の振興に対しては、よかもん市物産館よかもんやの情報発信地ということで、あそこを情報の発信地として活用していきたいということですが、私はやっぱり、三股の場合は産業振興、商工業者振興を本当に真剣に取り組んでいかないと、自立でやっていこうということで、自分たちの産業を発展させないことには財政的にも大変なことになるんじゃないかなという意味で、何かしら行政のマンネリ化が非常に我々は感じます。というのは、メリハリがないです。確かに駅前も物産館ということで、それはそれで活用していきたいと、行政側も協力していきたいということでもありますので、それはそれでいいんですが、しかし、全町的な産業の振興ということで、そういうことを真剣に捉えていかないと、ただ行政の中身では取り組んでいっちゃうと思います、その熱意が町民に伝わってこない町民としても協力一体化ということにならないと思います。

そこで、やはり農業と商工業というのは特にどちらも産業ですので、今までの捉え方と違いまして農商工の連携をとということで、そういうことを踏まえて、何か具体的な農業と商工業の連携を具体的な検討をされておりますか。お聞きいたします。

○議長（東村 和往君） 産業振興課長。

○産業振興課長（下沖 常美君） ただいまのご質問ですが、農商工業ということで、やはり町の活性化のためには、この農商工が活発に動いていかないといけないということで、本年度ですが、農工商事業推進ということで新製品の開発、それから販路等を検討してもらうための推進事業ということで、そういう組織を立ち上げてやっていくようにしております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 先ほども言いましたように、どうしてもこういう難しい時代ですので、厳しいことはわかっておりますが、ただこういう時代だからこそ、積極的な施策を打ち出していかないといけないと思っております。今言われました連携、連携と。具体的に私は提言をしたいと思えます。というのは、昨年11月にいつも農政協議会ということで農政協議会がありますが、あれも年に1回ですので、あれも私から言わせると、都城農協の幹部の方々が来られて、何かしらあいさつ代わりみたいな、都城農協はどういうことに対して取り組んでいるという一方的なあれで、一つもそこに三股の行政が物申すとか、議会としても、私も何人かの議長以下出ておりますが、意見は述べるんですが、どうしても大雑把な都城農協といってもかなり地域性があって、やはりここは三股のJA三股農協支所と具体的な行政、議会、そして農協ということで、三股町農民の所得向上をどうするかということに真剣に取り組んでいかないと、あれは1

時間で終わるような、昨年度も言いましたが、あとは肉の贈答品をもらって帰るといったような、意味はないというわけではないですが、真剣にそういうことに取り組んでいってこそ農商工の連携ということをとらえて、それがいろんな農業者の末端まで伝わっていくんじゃないかなと思っています。

そこで、農協の三股支所との具体的な協議、そういうこともいかがでしょうか。そういう協議を持つということの、今提案してありますが、そこ辺の町長のお考えをありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 毎年1回、農協の2階で農政協議会というものがございしますが、言われるとおり、1時間か2時間で済むような会議でございます。そういうことで、やはり、何と言いましても、本町は基幹産業が農業でございます。農業の中でも7割が畜産でございますが、やはりこの農業を主体とした産業の振興。こういうものをもう少し真剣に具体策を提起しながらやる必要があるんじゃないかということを考えているところでございます。先程の助言につきましては、今後、JAと十分協議しながら、会議のあり方について検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 私は、なぜ行政側の指導をとということでは、やはり農協も商業とは密接に、三股の商工業とは競合的なことはあるのです。そういう面ですと、向こうに商工会とか、我々商業者が直接と言ってもなかなかお互いに発展していかないといけないというのはわかっておるんですが、どうしても俗に言う、商業の競合という事で、そこをやはり高い次元で、行政側がちゃんとお互いに同じ机で話をするというような方向にぜひ、行政の指導力を発揮してもらいたいと思っております。というのは、やはり基幹産業は農業だということで、三股町は確かに農業の振興なくしては発展はないと思います。しかし、現実には産業構造をみても就業人口を見ても確か約8%かもう9%を割っているんじゃないですかね。要するに、第1次産業、第2次産業、第3次産業の分け方をすると、昔は3割、4割と、今高崎町が3割、30何%、ここは基幹産業は農業ということを堂々と言えますが、三股の場合は声は高らかに言っているんだけど、中身はどんどんどんどんそういう農業に携わっている人は100人いても8人しかいないような状況を、これはもう商工業も廃れていきますので、そういう面では、是非、農商工の連携というものが非常に大事になっていくんじゃないかと思っておりますので、先ほどから言うように行政力を発揮していただいて、指導的な立場をとってもらいたいと思っております。

そこで、もう1つ、前は誘致企業は蓼池なんかには多い時は異業種交流会ということで、行政が

主導したのか、商工会がしたのかというのはちょっと記憶に定かではありませんが、異業種交流会ということで、いろんな分野の企業とかを集めてお互いに意見を交換していたということもございました。これも、こういうのもやっぱり積極的に、ただ個別的に企業を見るんじゃなくて、みんなで集まっているいろんな問題を話し合っ、それをまたできることがあれば行政も解決していただくというような、異業種交流会というものを今後も大事じゃないかなと思いますが、町長、いかがでしょうか。異業種交流会、町長の現職の時代かどうか記憶はないですが、いかがでしょうか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 実は、過去を振り返ってみますと、昭和56年に企画調整課のほうにいまして、その時に先ほど言われました企業連絡協議会、これを立ち上げたわけでございます。その後、総務課のほうにいきましたので、その後、何年か続いたと思いますが、その頃の会議の内容は蓼池の工業団地、あそこの道路の整備、側溝の整備、それが非常に会議では集中しておりました。業種間の交流よりか、そういう行政に対する要望事項が多かったわけでございますが、現在はほとんどの道路、側溝等も整備されております。そういうことで、言われるとおり、異業種交流会。これなんかも以前はあったんじゃないかと思うんですが、現在、これがないということでございますので、これはぜひ立ち上げて、既存の異業種の方には、お互いに一堂に会してお互いに意見交換をして、本町の活性化、振興につなげていったらというようなことを考えているところでございます。言われたとおり、異業種交流会についてはその必要性は十分わかっておりますので、今後そのようなことで考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 今、町長が以前は企業連絡協議会ですね、そういうことを非常に大事になってくるんじゃないかなと。というのは、三股町は自立ということで今踏み出しておりますが、これをやっぱり永遠として続けて、自立でいきたいということがほとんどの町民の願いじゃないかなと思っております。そういう意味でやはり人口の増加と各種産業の振興、この産業を発展させること、この両面を積極的に進めていかないと、どうしてもただの自立という掛け声ばかりの自立では中身がどんどんどんどん落ち込んでいきますので、そういう意味で産業の振興を特に訴えていきたいと思っております。

それで、どうしても産業の振興というと、そういう企業をばらばらばら町内に配置しても、能率的にも企業の方から見てもどうかと思いますので、1つの提案としまして、蓼池方面にどのぐらいの土地がどうなのかということは早急には言えないと思いますが、工業団地を整備して、そこに集中してもらおうというような、というのは、やはり、先般、去年、都城がサブシティ

構想ということで、雇用創出ゾーンということで、インターの高城から10号線に向かって産業エリアをつくるということで発表がありまして、3年以内に着工するというような宮日で報道されておりましたが、これも私はいいチャンスじゃないかなと。というのは、高速のインターは三股の方が近いんです。都城高木は違いますが、蓼池の方が近いんです。ここを活用しないという手はないと思います。都城と三股に壁がしてあるわけじゃありませんので、ここは積極的に我々の方も便乗と言うとちょっと語弊がありますが、積極的に産業振興を考えて、これと並行するぐらい、そしてその上に行くぐらい計画を立てて、いろんな企業を呼び込むと、それがまた雇用にもつながっていくということになると思いますので、そういう意味で、川北対策、川北対策を企業を集中させると。もちろん、人口も増えていくと思います。あそこはまだ面積を見ても、田んぼとか畑が多いですが、あれを活用するためには工業団地なんかもいい施策じゃないかと思いますが、町長、いかがでしょうか。お考えをお聞きいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるところは地域的にも農振地域なんですね。今の農振除外というのは非常に難しい状況でございます。また、畑かんもあそこは含まれているわけですね。平成22年から水が通水がされるわけですが、畑かん指定をしているというようなことから、工業団地としての案にはちょっと難しいんじゃないかというようなことで考えているところでございます。

しかし、現在、まだ空いているところはございますので、その辺については、今後さらに誘致をしていきたいと。それで、考えているところでは、既存の企業はあるわけでございますが、その辺の調査をして、企業は事業を拡大するというようなところもあるかもわかりませんから、やはり、既存の企業もあって、その辺の調査もさせていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 今、畑かん事業とかそういうのは私も分かっておりますが、ただ、やはり法的なこともいろいろあると思いますが、しかし、ここはやはり政治力でいろんなことで三股の場合は、特にあそこの地域で将来農業をと言っても、都城はそういうとこでどんどん産業の振興を図っていく、町をあっちに移していくというのが最終的な私はサブシティ構想だと思います。今の中央通の国道10号線ではどうしてももうそこを中心とした、あれはもう交通要所だけで車が通るだけの、あそこにくら商店をはりつけても無理だということは、もう都城は十分わかっておりますので、サブシティ構想ということで。これは、長峯市長が最初に言ったことじゃなくて、その前からサブシティ構想と言ったかどうかわかりませんが、かなり

前から言われたことです。そういうことでやはり、都城は都城盆地、一市五町をその中心部というのはあそこだと昔から言われていた、そこにはないところに町を持ってくるということで、そういう計画で進めていくと思いますので、ぜひ、そういう畑かんとかいろいろ、とにかく行動を起こして、まだ事業は終わったわけではありませんので、そういうことを含めて、あとは政治力だと思いますので、積極的にやって、とことんやってだめだったら仕方ないです。三股町のやっぱり法的なもの、いろいろなことがあって限界もあると思いますが、しかし、何か行動を起こして、それに向かっていくということも大事じゃないかなと思いますので、ぜひ、町長の政治力を発揮してもらって、少しでも前に進むようにしてもらいたいと思います。でないとせっかく蓼池地区はあそこの三原から蓼池、もちろん前目も入りますが、国道269号沿いの活用を何とか三股の発展のためにするようにするためには、どうしても産業振興を図っていかないといけないんじゃないかなと思っております。

そこで、企業間の情報収集というか、もちろん1番大事なのは蓼池、三原の6地区の住民サービスの点からも、あそこに蓼池、三原、前目支所を置くような思い切った考え、三股町が本庁だけで、えびのなんかは3つの支所を持っています。面積はかなり広いことは広いですが。しかし、住民サービス、そして情報収集、いろいろな地域のことを考えたら、そのぐらい役所をもう1つ、向こうに簡単な役所でいいと思います。そのぐらいの思い切った政策をとっていくと、町民も一体化になって、自立ということでもいろいろなことで協力をしてもらえないかなと。どうしても川北の投資が少ないと、私もいろいろなことで、この前も意見を拝聴しましたら、川北も、川南ばかりじゃないかと、この中央ばかりにいろいろな施設が集まっていて、どんどんどんどん高齢化になってくると川北の蓼池方面からこっちに向かうのだけでも大変だということで、やっぱり近郊の発展の意味からしても、蓼池方面に役場の支所をぜひ検討できないものか。今、提案したばかりなので。いかがですか、そういう支所を持っていったって考えるようなことはいかがでしょうか。将来にわたってですけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり、本町は沖水川で川北と川南が分断をされているということで、そのようなことでいろいろ三股町の地域の振興につきましても疎外をしている一面もあるというふうには考えております。川北につくった場合、あと長田はどうなるのか、宮村はどうなるのか、その辺もあるわけです。やはり、これについては全町的な立場から、真剣に考えるべきではないかというふうに考えているところでございます。貴重な助言としては十分認識をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 初めての提言でありますので、というのは、私が今言っているのは、別に仰々しく建物を建てて云々というようなことじゃなくて、今、現在あの方面にあるいろんな企業の建物が建ってて、今、使用されていないというようなところを借り上げるなりして、要するに、中身なんです。形じゃないです。幾らいい建物を建てようが、本当にその地域住民のためにこれを活用してもらいたい。三股町の町民の住民サービスの面から取り組んでいきたいという姿勢だと思うんです。だから、建物が立派なのを建てろとか、何人職員を入れろとかいうのではなくて、やはり一人でも配置して、いろんな町民の相談ごと、いろんなことが活用、ちょっと場所があれば地域の物産を販売するとか、それは民間に貸して家賃収入をとるとか、そういう何か行動を起こしていかないと、一方的な行政側ばかりの対応では今不満足なんです。私もいろんなところで同級生なり、ちょうど60歳前後でそういう意見を持っている人たちと話をすると、どうしても川北に対しての対策が言葉だけじゃないかというようなことが非常にお叱りを受けるものですから、そういうことで、何か今までにない思い切った発想で対策をとっていくということを、意識改革というところとちょっと大袈裟になりますが、やっぱりそのぐらいのことを町民のためにしていくと、やっぱり行政も自立して本当にやっていくという腹積もりだなということで、そういうことを感じていくんじゃないかなと。それがまた、三股の一体感を生んでいくんじゃないかなと思っておりますので、前向きに検討していただきたいと思います。

次に、産業と関係がありますが企業誘致。どこの町も大体企業誘致ということは町の看板に出しておりますが、実際、具体的に三股町の方もそういうことで動き出しているのか。ただ、来るのを待っているというような状況じゃだめだと思うんです。というのは、現在、誘致企業で残っているのは14社です。そして、そのうちの5社が平成17年度から毎年大体1社ずつ、昨年の中村食肉、これも誘致企業という事で認定されておりますので、5社が毎年来ています。ただ、この5社を見ましても、本当に三股町が積極的に誘致したのかと。来てもらうのはありがたかったんですが、白ハト食品工業にしても蓼池の旧会社のあとの井戸で非常に水が欲しかったということで、綾の前田町長から聞いたんですが、条件的にはあっちがいろんな条件をやったんですけど、やっぱり三股にとられたというのは都城農協が一生懸命だったのと、水が井戸水できれいな水があったということで、それで三股町に誘致されたということを知ったことがあります。そして、青果ワールドに対してもそうだし、もちろん都城北諸地区清掃公社、えびの電子、植木の(株)イトウソーイングのあとに来ておりますが、これももちろん条件的に三股がよかったと思いますが、やはりあそこが閉鎖して、その物件が非常に安かったということも、大きな三股に誘致された条件だと聞いております。そして、中村食肉もそのとおりですね。やはり、経営者の方の話を聞くと、地産地消もいいけど、このぐらいの規模の会社になると、どうしてもよそにもっていった付加価値をつけてよそで売り込んでいかなければ、県内とか、三股町、この近辺だけでとんで

もないよということで、やっぱりこの厳しい時代にああいう大きな工場を建てられて頑張っているんじゃないかなと思っております。

そういう意味で、企業誘致といっても、自分たちが積極的に動いて情報収集してきてもらうと。そのためには、ただ企業誘致という漠然としたものではなくて、目標の数値とか、それがこういう厳しい時代ですので望みが届くかどうかわかりませんが、しかし、目標数値をやっていないと、いつもこういう議会の答弁で聞いてみると、「検討します」「意見を聞きまして検討します」それではやっぱり目標数値をして「何年間の間に何社を目標にしてやります」ということになるので、みんな一体化して前向きに取り組めるとは思いますけど、そういう目標数値という面では、町長いかがでしょうか。具体的に目標を決めて企業誘致に取り組むということですので、ひとつそこ辺をお考えをお聞きいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり、目標を定めているいろんな事業を推進するという事は非常に大事な事ではないかというふうに考えております。ご存知のとおり、現在、非常に景気不況が続いているわけですが、先ほども申し上げましたように、既存の企業、この辺も訪問しながら、事業の拡大、そしてまた工場を増築されるというようなこと等の足で稼いで、そのような調査をしながら、企業の誘致をすべきじゃないかというふうに考えております。目標を定めてということは非常に難しい面もございますが、やはりそのような気持ちで、今後、この企業誘致に努めてまいりたいということを考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 積極的に取り組むという意味で、企業誘致の係の職員がおられると思います。私は、人事配置に対して云々ということは申しませんが、そういう配置の時も、5年から10年ぐらいを担当するぐらいの腹をくくって、企業でも持ってこようというぐらいの職員を配置していかないと、あと1年、2年でという、一生懸命はやれていると思いますが、どうしても退職ということを考えると、やはり現職のある程度行動できるような職員を配置して、そして具体的なことになってくると、上司の課長級とかそういう人たちもやっぱり出向かないといけないと思いますが、そういう中継の本当に行動でいろんな情報を聞いたら素早くそこにいろんな情報をとったり、乗り込んでいくというぐらいの積極さがないと来ないですよ。三股は条件的にいくらいと言っても、こちらから腕組みをしていて来るわけはありませんので、そういう意味で、そういう面の人事配置についてもやはり、そういうたけた人もいます。優秀な職員の方がいっぱいいらっしゃるわけですから。そういう人たちもまた、そういう仕事の生きがいを持てるのではないかなと思っておりますので、そこ辺もですね。

そして、やっぱり大事なものは、いろんなところから県外から情報収集という意味で、在京三股会、大阪は関西三股会ですかね、それもフルに活用していかないといけないと思います。私も議長時代に平成16年に東京に収入役と行った思い出がありますが、そこで苦言を呈しました。「いつまでも三股会に我々が税金を使ってくるんだ」と、「そのためには三股町民に在京三股会の人たちも三股にも少しでも手土産を持っていけるような情報とかくださいね」ということで、あいさつの中で苦言だったですけど、失礼なことのような感じもしましたが、そのぐらい厳しくなって、ただ行って、三股の情報をして、あとはよかった、よかったで済ませるようなことも、将来は自費で行けば別ですけど、税金で云々ということはなくなるかわかりませんよ、とそういう厳しい時代になってきますよと、そのためには皆さん方も協力をよろしくと言った覚えがあります。そこで、せっかく行かれるんですから、いろんな情報収集と、そしてできましたら、会社の経営者とかいっぱいいらっしゃるといいます。その方々にお願いしまして、その会社なり何なりを三股在京の連絡所、三股役場の出張所という大袈裟になりますけど、連絡所ということで、そういう人たちに宮崎県がやっている宮崎大使とか、三股大使でもいいですよ、そういうことに委託して、そして、その方々からそういうことを形式上することによって、非常に三股にも愛着があったり、元々愛着はあるわけですから、いろんな情報を流してもらえないかな。そういうネットワークづくりも今から大事になってくるんじゃないかと。

三股が東京どみ出張所どん、というそういう大きなことではなくて、ちょっと協力をもらえれば、それに協力してやろうという方も私はいらっしゃるといいます。私も、東京に長くおったものですから、やっぱり自分のふるさとを遠くにありてを思うものという、非常に愛着がありました。一日遅れの宮日新聞を何年もとりました。そのぐらいの気持ちがあると思いますので、ぜひ、そういう方々に協力をいただくように、町長から積極的にお願いすると、何もそれで大金を使うとか、そういうのじゃないと思います。これはもう三股を愛するふるさと意識とか、そういうのはみんなあると思いますので、そういう意味で三股東京連絡所というような、いかがでしょうか町長。提言ばかりであれですけど、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 実は、一昨年から在京三股会、それから近畿三股会、これには議会の方も、議長の方も行ってもらっているわけですが、担当の産業振興課の方も一緒に行って、資料を持って行って、そしていろいろ三股町の紹介、それらの資料を作って説明をいたしているところでございます。以前は議長と町長だけ行って町政の報告だけでございましたが、一昨年あたりからそのようなことで企業誘致についてのお願い等をしているところでございます。

先ほど言われました連絡所、これはもう本当にいい案じゃないかというふうに考えております。できましたら、在京三股会の会長さんか、近畿三股会の会長さんあたりを1つの企業誘致の

窓口としてやっていったらいいんじゃないかというふうに考えているところでございます。今後、これにつきましては、十分検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 大きなことはいいですので、そういう地道なことから積極的に前向きにやっていってもらいたいと思います。

次に、旭ヶ丘運動公園の有効活用についてであります。

先ほど言いましたように、施設の規模からしても、まだ手を入れてないと思います。いろんなことを入れていけば、まだまだ有効活用はできるのではないかなと思っております。先般も、三原の方々と同僚議員を含めて意見交換会をいたしました。その時も、三原の方が、旭ヶ丘運動公園をもっと活用というか、地域の発展のためにということで提言がございました。そこで、私も議員の端くれとして行っておりましたので、いろんな要望、意見がございましたけれども、私はまず言ったのは、とにかく運動公園でスポーツを振興する、健康のために使用する施設だから、何かこの施設が入り口から暗いんです。特に、天気の良い日なんかは何時頃かなというぐらい、もう前から思っておりましたが暗いんです。中が見えない。もともとあそこは平坦地ではありませんので、昔、大河内町長時代に多摩川学園短大を誘致するというので、買収したかどうかは私なんかはまだ小さな小学生のような時代でしたので、詳しいことはわかりませんが、中学生が高校生がわかりませんが、とにかく、そういうので大学誘致ということで、あそこの用地を買収したというのを聞いておりますので、現在、あの状況を見ますと、本当にもっとすっきりした運動公園にできないかなと。そうそう、そういうのでは費用は掛からないと思うんです。やっぱり入り口から入ってすっきりした形。陸上競技場でこの前も中学生のサッカーを見に行きましたら、暗いんです。駐車場に車を置いたらすぐ下で競技はやっているんだけど、いろんな樹木が生い茂って見えない。ずっと前まで行かないと見えないということで、何かもっと明るいイメージの運動公園にできないものかと思っておりますので、そのあたりはいかがでしょうか。ただ、何かをつけてくれとか、ナイター施設が必要とかそういうのではないんです。もっと明るい施設にということですけど、いかがでしょうか。

○議長（東村 和往君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） ただいまの質問で暗いというイメージということがありましたので、今後、そのあたりを担当課、また教育委員会やら使う側からも検討させていただきたいと思っております。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 三原の方々も自分たちも何かしないといけないということとはわ

かっていらっしゃると思います。行政ばかりに頼んでも、自分たちも行動を起こさないといけないですよというようなことで、いろんな意見を交換してまいりましたので、お互いに膝を交えて、ただ単なる運動公園じゃなくて、地域の発展をするためにもああいうところを整備していけば、また地域の人たちの誇りにもなっていくと思います。誇りが芽生えていくと協力、自分たちも協力しようという気持ちになっていくと思います。そういう意味で、もっともっと住民の利便性とか、いろんなことを含めた整備をお願いしたいと思います。

それでは最後になりますが、もう何回となく質問しました植木の児童館の件です。このことは、私は議事録を自分の言った質問を記録をとっておりますので、ずっと見ておりましたら、平成12年9月20日の一般質問でまず取り上げたんじゃないかなと。その記録は残っております。そこで、ちょっと今の町長の答弁を聞いたら「前向きに」ということであつたもんですから、それはそれとして、その当時の議事録をちょっとコピーしております。児童館建設についてということでちょっと読ませていただきます。「植木地区の児童館の現状を見ますと、体育館建設以上に緊急性、必要性を強く感じるのが児童館であります。先般も、児童館を見に行きましたが、古い、汚い、狭い、本当にびっくりした次第であります。トイレはまだ汲み取り、行った時は40人ぐらいの子供さんたちが遊んでおりましたが、簡単なキャッチボールもできないようなすし詰め状態ということですかね、そういう状態で、子供の健全育成を唱えておりますが、この現状を見ますとやるまね行政、掛け声行政ではだめだと痛感いたしました。」と質問しております。それに対しまして町長、先ほど植木児童館は昭和42年に建設、この議事録では41年となっております。41年に建設した、これは町長の答弁ですね。「その当時は植木地区は30戸数しかなかった時代でございます。その当時つくった関係で非常に手狭でございます。そういうことで、すでにその時築33年でございます。子供の増加で大変手狭になって、かつ老朽化も激しいということでございますので、先ほどふれました体育館の中に児童館の機能を持った施設のほうがいいんじゃないか」ということで、この時は答えられています。要するに、2地区のあそこの体育館ですね。体育館と児童館を併した、ああいうのを植木にということで平成12年であつて、そして具体的に踏み出していけば、平成14年には建設に着工できたんじゃないかなと思います。それでも7年も遅れています。その当時はまだ財政的にもよかったです。そういう面で、今度ぜひ取り組んで、ぜひ実現してもらいたいと思います。ただ取り組んで、計画ばかりではなくて、具体的に、本当は平成14年度で、当時の今の職員の方々もあの時に解決しておけばよかった問題じゃないかなということも、職員の方も言われている人います。私もその通りだと思います。平成14年度に、あの時は児童館の隣に家があるんです。個人の。あそこも私も不動産屋さんをお願いして家主さんと交渉したら福岡にいらっしゃるんですね。売るということではっきりした、それを行政側に訴えたんですが、結局できなかった、そういう経緯がありますので、ぜひ、今回は

素早く早急に、もう内容はわかっていると思います。あれだけの子供たちが我々がここで提言しなくても行政側から自らこの問題は解決していってほしいと思います。だから、今までのこと云々というよりも、今後、早急に対応していってほしいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども植木児童館の件につきましては、答弁を申し上げましたが、国の平成21年度の補正予算にかかる県の実施事業の補助事業、要望を現在いたしているところがございます。そういうことで、実現に向けて、現在事業を検討中であるということでございます。以上です。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） それと、今の児童館のところに、前から何回も議会で言っておりますが、プールがあるんです。もう職員の方も知っていると思います。あそこにプールがあって、あのプールなんかは全然使われてないで、夏になるとボウフラがわくような、行って見ればわかります。何であれを解体して子供たちのために広場に使えるのかなど。昨年、1,000万円の西植木に児童館を併用するという事で地元の公民館の方から作ってくれないかということで、1,000万円か1,200万円かそのぐらいの予算が残っているわけです。そういう費用を使ってそのぐらいの解体ぐらいすれば環境的にもいいし、丸いプールでも壊れていますよ。ひびが入って、あれは汚水にもなりますよ。幾ら言っても、もうやってるかなと思えばまだやってないし、この前も見に行きましたが、事務員の方がすぐ来られて、そういう現状ですので、すぐ対応してくださいよ、そのぐらいのことは。いかがですか。プール。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 児童プールにつきましては、何らかの形で要望という形で地元から文書なり等をいただいたことがあれば、それなりに取り組んでいきたいと思うんですけれども、先日もありましたのが、植木の方からプールを建設してくれという新しい要望もございました。片っ方では古いから壊してくれと、片っ方では新しくつくってくれという要望が、そういう調整をしていくと必要な時期にはつくってくださいと、用が済んだから一方では今度は壊してくださいと、大体プールで300万円ぐらいの解体費が要ると思います。ですから、土地の有効利用計画をちゃんと立てて、本当にもういらぬ施設だということで地域が一体となって考えていらっしゃるといふことであれば、町のほうもまた、予算のこともありますけれども、福祉課としては有効活用していきたいというふうには思います。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） そう言いますが、この地域のプール建設というのはあんなも

んじゃないですよ。幾らの面積がありますか。あれは、幼児でも使わないようなあれですよ。見に行きましたか。あのくらいのプールをつくれと言うんじゃないですよ。あれを壊してあのくらいのプールをつくれと言うのは、しかし、プールの建設というのは何10メートルのちゃんとしたプールのことですよ。あれと、そりゃこっちはつくれ、こっちは壊せと、そういう意味で私は言っているんじゃない。そういうふうにとられるとまたやらないですわ。私が言うのは、あそこが危険だ。いつでも入っていきますよ。我々も、何も鍵が掛かっているといってもすぐ網を越せばいいわけですから。そういう意味であれはもう古い。どういうふうに活用するんですか。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） あのプールが小さいという事ですけれども、もともとは児童プールということで、小さいタイプのプールです。今までも、ごく最近まであそこも活用していたと思うんですけれども、結局は監視をする人たちがいなくなったということで、現在の状態になったということは聞いております。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 今、課長は言いますが、以前、私は何回もそういうことを質問してもそういうことは1回も出なかったですよ。課長に言うのも、やらないような、私から言うと、この10何年の間のやらないようにするための口実にしか聞こえないですよ。今までの課長はそんなことはただの1回も言われないうです。壊すとも言わないけど、検討するようなことを。初めてですがね、活用をすると。活用をするならするでちゃんと整備してくださいよ。あのままになっていますがね。整備してくださいよ。すぐできますよ。それだけのことを言われるんだったら。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） ですから、解体用の見積りはもう持っていますということですから、先ほど金額をですね。今回、合わせて児童館のというのがございますので、やるのならば一緒だということでは考えております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） しかし、そういうふうにしてその都度、その都度、課長は初めて言われたんだけど、今まではそういうことは全然答弁もなかったし、壊すかなんかというような、それをやるか、やらんかだけのことであって、活用となるともう全然話がまた、いつときあのままの状態という事ですね。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 先ほども言いましたけれども、できるだけ早い時期に児童館の方を

整備したいと考えております。先ほど言いましたけれども、できるならば、地区の意見として、あのプールはもう使わないんだということで要望かなんかいただければ、うちの方は予算要求をしていって、あそこを壊して活用というのは、土地の有効活用ということで検討していきたいというふうに思っております。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 何年か前に早く言ってやればよかったですけどね。早急にそういうふうにしていただきたい。とにかく、俗に言う新興地、植木、稗田、あのあたりも、特に植木なんかはそういう公共的な投資が少ないと私は思っております。こういう児童館にしろ、300人も何人もなってから云々、云々ということ、理屈抜きに早めにやらないといけなかった問題をそういうことで今現実にそういうことになっておりますので、今後、迅速にやってください。確かに、今言われました要望が出す機会があれば出しますので。だから早めに別なことに取り組むときに言うような問題じゃないと思います。とにかく、スピードあることで対応をしていってもらいたいと思います。児童館には非常に期待しておりますのでよろしく願いいたします。

それでは質問を終わります。

○議長（東村 和往君） ここで3時25分まで本会議を休憩します。

午後3時13分休憩

午後3時25分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。発言順位4番、大久保君。

〔4番 大久保義直君 登壇〕

○議員（4番 大久保 義直君） それでは、通告順位についてご説明を申し上げる予定でしたが、まずは、職員の人事異動について質問をしまいたる予定でしたが、1番議員の指宿議員からのお尋ねと、私の考えとがご一緒のようでありましたので、取り下げをいたします。

それと、主幹制度を職階級制の問題ですけど、今後十分に検討していただきたい。やはり、明るい職場づくり、さらには職員の意欲の向上、あるいは職員の立場を考えますと、今回の異動については余り行き過ぎたような気がいたします。そこで最後に一言、町長でも担当課長でもいいですが、今後、職階制の見直しを十分検討していただきたいということを申し上げて終わりたいと思いますが、その一言をお願いをいたしたいと思っております。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） それではお答え申し上げたいと思います。

主幹等の位置づけにつきましては、決裁権の見直し、職責の明確化、それから職務表の見直しによる改善を今後検討してまいり所存でございますので、ひとつご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（東村 和往君） 大久保君。

○議員（4番 大久保 義直君） 以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（東村 和往君） 発言順位5番、原田君。

〔8番 原田 重治君 登壇〕

○議員（8番 原田 重治君） それでは通告に従って質問をさせていただきたいと思ひます。その前に、先ほど山中議員が私のこの質問の1番の半分ほどを言ってくれたような気がいたします。非常に有難く感じたわけでございますが、そのようなことを質問させていただきたいと思ひます。

それから、2番目の下水処理についてであります。蓼池地方の下水処理計画があったわけですが、今、どのような方法で考えているかということをお聞きしたいと思ひます。

次に、3番目の過疎対策についてということでございますが、餅原田上の方には失礼な言葉だったかも知れませんが、過疎に近いような状態にあることから、私は過疎とつけたわけでございますが、この田上餅原の地方の発展をどうしたらいいかということを考えてみたところ、やはり道路が1番目に来るんじゃないかということで、道路の整備についてお聞きをしていきたいというふうにおもったわけでございます。

以上、3件について壇上からの質問を終わらせていただきます。あとは質問席から質問させていただきます。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思ひます。

まず、都市計画について、①の農地の使用変更を町として強力に進めるつもりはないかということでございます。

農地につきましては、農業を進める上、大変大事なものでございまして、一度、農地以外のものにされますと、元に戻すことは非常に困難であるということございまして、将来に向かって優良な農地を確保するため、適正な転用を行われるように実施しております。

このため、都城広域都市計画の一環といたしまして、昭和63年4月22日に市街化区域と市街化調整区域を廃止をいたしております。このことは、ある一定の条件が整えば、農地を宅地に

変更できる区域、いわゆる白地ということでございますが、こういうものを指定をいたしております。現在、その地域における宅地化は進んでいないため、町といたしましては、その区域拡大というものは非常に難しい状況におかれているところでございます。

それから、2番目の下水処理について①の蓼池方面の下水処理計画はあったはずだが、今どのような方法で考えているのかということでございます。

本町の生活排水処理につきましては、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽設置整備事業の3本柱で現在施行中でございます。その1つの公共下水道については、三股町の中央地区の564ヘクタールについて、平成9年9月に都市計画決定の承認を受けて、現在平成17年度に取得した第3期事業認可に基づき、事業を進めているところでございます。一方、蓼池地区の下水道整備計画につきましては、都市計画決定の承認も受けていない現段階での計画でございます。不確定ではございますが、平成19年3月に見直しを行いました第2次三股町生活排水対策総合基本計画により、処理区域を人口密集地域として蓼池処理施設を廃止して、中央処理施設に接続する計画といたしておりますが、今後の町の財政状況や諸事情等を熟慮し、適切な事業計画を立てていく所存でございます。

また、蓼池地区におきましては、区域の浸水処理施設といたしまして、公共下水道整備に先立ち、昭和52年度から58年度の6年間で水路の延長、1,590メートルの蓼池都市下水路、さらには昭和61年から平成元年度の4年間で、水路延長930メートルの南原都市下水路を整備したところでございますが、蓼池都市下水路流域については、町民や高城町の方々から臭いについての苦情が十数年前から届いているところでございます。ご存知の通り、都市下水路は雨水等による浸水対策として設置されたものでございまして、本来は工場や家庭雑排水の処理のものではないわけでございます。しかし、実際問題として、側溝に排水された汚水がすべて流入しておることが臭い発生の原因ともなっているわけでございます。この下水路からの臭い対策を行うため、下水の流域の事業所及び住民の方々のご協力をいただき、対策を講じておりますが、なかなか是正されないのが現状でございます。保健所の指導が入ります都市下水路沿いの多量排水事業所以外の事業所については、EM土壌菌の点滴注入や臭い対策についてお願いしているところでございまして、引き続きより一層の努力をしてみたいというふうに考えております。また、EM菌を活用した浄化事業に一定の効果もありましたので、蓼池自治公民館の方々には、この普及を高めていただくため、PR啓発活動を行っているところでございます。また、都市下水路への家庭雑排水の流入の減少をさらに図るために、蓼池地区住民の皆様のご理解、ご協力を得ながら、合併処理浄化槽の普及にも努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、3番目の過疎対策について、①の餅原田上方面の発展のため、道路の整備を行う必要があると思うが、ということでございます。まちづくりにおきましては、社会生活の根幹をな

す道路等のインフラ整備は大変重要であるというふうに認識をいたしております。本町はこれまで先代の大河内町長をはじめといたしまして、歴代の町長の施策、想いにより、道路整備やインフラ整備に力を注いできた結果、県内でも有数の人口の増加が続く町となっているところでございます。しかしながら、町全体の人口が増加する中、一部の地域においては人口の流出が続き、過疎が進行している地域も存在しているところでございます。このような地域に対する過疎対策、地域活性化対策につきましては、大変厳しい問題ではございますが、そこで生活されている住民の皆様にとりましては、道路を初めとする社会資本の整備が最も切望される施策の1つであるというふうに認識をいたしております。

今回、餅原田上方面の発展のために、道路の整備を行う必要があるのではないかということでございますが、ご承知の通り、日本の社会経済は大変な状況の下に置かれているところでございまして、本町もまた、行財政の運営に当たりましては、慎重かつ的確な判断が求められているところでございまして、今後、インフラ整備につきましては、大変重要でありますので、当該地域のみならず、町内全般にわたって検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（東村 和往君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） それでは、1つ1つお聞きをしていきたいと思いますが、まず、農地の使用変更、先ほど山中議員も質問されていたようでございますが、時代とともに農地の地目の変更も徐々にしていく必要があると私は思うわけです。畑かんが契約されてからおそらく30年以上たっていると思うんですが、その時代の農業と、今の農業は全く違うことになっているわけなんですね。蓼池の住民は、我々が小さい時には200軒あったわけなんです、その90%は農業で生計を立てていたという時代だったわけです。ところが、現在は550～560軒の家があるわけなんです、そのうちの農業だけで食べているという方はおそらく10名もないと思います。それも、跡継ぎのいるところは3軒か4軒です。あとは我々のような、もう60歳から以上の人たちが細々と農業をやっているというのが現状であります。また、畜産についてもそうです。畜産で大規模にやっているという方は3軒か4軒、乳牛もそうなんです、そういう状態において、畑かんが計画されているからといって、畑かんをそのままおいて、今度、だれがその畑かんを利用して農業をするのか。仮に、その畑かんがきて、そういう農業をする人が来たとしても、今1反歩が1万円です。8,000円から1万円で貸しているわけです。それも、あと10年か15年すると借り手がいなくなるというふうに私は思います。そうした時に畑かんが来るからといって、そのまま放置していいものかということを考えるわけです。やはり、ここは幾ら県あるいは国がそういう計画を立てたところで、やはり1番知ってるのは地元です。

地元の人たちがどう考えているかということをよく検討して聞いていただいて、そして、今から先どうしていったらいいかということを考えていただいて、それに従って、農地の地目変更をやっていただきたいというふうに思うわけです。この辺について、町長ひとつどういうふうに考えを持っておられるか、お願いしたいと思うんですが。

○議長（東村 和往君） 産業振興課長。

○産業振興課長（下沖 常美君） 蓼池方面の市場あたりが畑かんの前畑第3という地域になっております。あそこの面積が約69ヘクタールの畑かん区域ということになっております。実際、今、国の施策としても、国の食料自給率を増加するという方向で進んでいく模様ですので、やはり畑かん事業も重要な施策になってくるんじゃないかなと思っております。

それと、やはり今問題になっているのは、後継者がいないということで、今、事業を推進しているのが集落営農ということで、やはり団地化していかないと、なかなか今からの農業はできないんじゃないかなということを考えて、今から集落営農を推進しながら、水田についても取り組んでいきたいなと思っております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） 集団農業と言いますか、そういうことはわかるわけなんです、しかし、そこに住んでいる人、今土地を持っている人たち、この人たちがそういう団体に貸したとして、収入は幾らあるんですか。それが食べていけるぐらいの収入があるのであれば、それはそれでいいですよ。そのままおいておけば。しかし、1反歩に1万円ぐらいもらっていて生活していけるはずないわけなんです。だから、私は地目を変更して、どんどん宅地なり、あるいは工業誘致なりして、そこの付加価値を上げるということが1番のいい方法じゃないかというふうに思うわけです。また、蓼池地方は非常に立地的にも恵まれてというか、今から発展する可能性のあるところなんです。だから、こういうところはやはりそれなりのことを考えていかないと、私は町の損失につながるんじゃないかというふうに思います。そういうところを、今まではお上のいう事だからということで、すべてがはい、はいで通っていた時代だったと思うんですが、しかし、今は、やはりこの前の知事なんかも、3分の1地方は出せというようなことに対して、相当な反発があって払わないというようなことを言い出した、そういう時代なんです。ですから、三股としてもやはり県に行って、あるいは国に行って、堂々と意見を戦わせるというようなことまでやって私はいいと思うんです。それに対して、皆さん方がちょっと力不足と、あるいは、もうちょっと強いやつが出てこないかということであれば、私はその仲間に入っても構いません。それで、言いたいことを言って、彼等の考え方を変えていきたいというふうに思います。それには、やはり町長が先頭に立ってやってもらわないことにはらちが開かないわけで、この辺、町長どう

ですか。こういう意見があると、畑かんは今、私のところは計画の段階じゃないですよ。計画から外れていますよね。何年何月までやるという計画は入ってませんよね。よそは入ってますけど。それをちょっと。

○議長（東村 和往君） 産業振興課長。

○産業振興課長（下沖 常美君） 前畑第3につきましては、今事業計画の中では、平成37年までには完了するというので計画を立てているんですが、言われることはわかるんですが、やはり今度はそこを外した場合に、別の地区、やはりダムがもう完成しています。その面積も入ったものでダムも完成してますので、なかなか除外となればどこかまた別の場所を見つけなさいというのも国の指導の中にあります。

以上です。

○議長（東村 和往君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） だから私が言うのはそこを変えさせるんですよ。国が言う事をそのまま鵜呑みにするんじゃないで、「そうじゃない、地元はこう考えてるんだ。今からこんなふうにやっていきたいんだ」と、これが地方自治の1番の根本じゃないですか。それをやっていただきたいんです。そして、それをやることによって、三股の町名も日本中に広がると思います。そのくらい強く出れば。私はそのくらいやってもらいたいというふうに思います。町長、ひと言でいいですから何か意見がありましたらお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） ご承知のとおり、山田町の本之川内ダムももうすでに完成をいたしておりますが、この計画が始まったのが昭和62年か63年頃だと思います。そういうことで、本町の宮ノ原それから餅原とか、高才原とそういうところの面積を都城圏域の総面積を見てダムの大きさ、容量というものを決めて建設されているわけです。それで、完成して、それこそ来年あたりには水が来るわけですけども、こういう時にそういう話を持っていいものかどうかですよ。できたらもう少し早くそのような話を出してもらって、国・県の方に要望すべきじゃなかったかというふうに考えるわけですけども、もうすでに完成をして水が通水するばかりの状況に今あるということですので、貴重なご意見をいただきましたけれども、ちょっと時期的に難しいんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） 私はこの件については、もう何年も前に1回やったことがあるんです。今回が2回目なんです、その時にもそういう回答だったわけなんです、その時に動いてもらえれば変わったかもしれないですね。ちょっと前の段階で私はこういうことを言ったこと

があるんです。これは1人で済むことじゃない、相手がいることですから一概にそうするとは言えないと思うんですが、私の言ってることが正しいか、あるいはそこで変更しとった方がよかったか、これは将来、我々がもうこの世にいらなくなってから、恐らくどっちが勝つかわかるでしょう。私はそう思います。

それでは、この件はこの辺にして終わりたいと思うんですが、次に下水処理についてなんですが、蓼池というところは、6地区では1番土地が低い段階のところにあるわけなんです。そのために、前日、三原方面の下水はほとんど蓼池に集中するわけです。集中して先ほど町長が言われました都市下水工事の土管が道路の中に大きな土管が入ってるわけです。それを伝わって臭いやつが全部来るわけです。そして、1番末端は田んぼのところに出ているわけなんです、その田んぼのところに出たところまでは地下ですからまあまあいいわけなんです。ところが、出たところから先は、今度は川までは流れるわけですから、川として流れるわけですから、その川にしたがって向こう風が来た時に、今度はその下水道に突っ込んでいるところから風が舞い上がるわけです。そうするとその臭さがばあーっと来るわけです。今までは、私は皆さんに我慢してくれというようなことを言っていたわけなんです、それは処理場ができるからそれまでは我慢してくれということをお願いをしていたわけなんです、しかし、今の段階はその処理場が計画が破綻になって、中央処理方式というものを計画されていると先ほど町長は答弁がありましたけど、そういう人たちを納得させるためには、やはり何らかの装置を使ってあの臭さを、あるいはその汚さを何とかしてやらないといけないと思うんです。

それで1つは各家庭に合併槽をつけてくれということになろうかと思うんですが、これはやはり個人の負担が相当掛かるということで、そう一端にやってくれということも言えないと思います。そこで、私が考えているのは、先ほど町長が言われたEM菌の使用、これを徹底的にやっていただきたい。今のような状態じゃなくて、各家庭にあのダンゴを川にずっと並べればほとんど処理されるというような話を聞いてるわけですが、そういうものを今のようなちんたらちんたらではだめですよ。やはり、1年に1,000万円ぐらいの金をつぎ込むぐらいの考えで処理してもらえば、向こうに処理場をつくとすれば、何億円と掛かるわけでしょう。そして、各家庭がその処理に払う金も月々恐らく何千円という金が出ていくわけです。町としても相当な処理のお金が掛かると思うんです。そういうことを差し引きして考えれば、やはり相当な金をつぎ込んで私も合うというふうに思います。この辺をもうちょっとだれか対策監のようなものを立てて、やる気のある、やる気のない人はだめですよ、やる気のある対策監を立てて、それで処理をびしゃっとやった場合には課長まで昇進させると、そのぐらいのことをやっていただきたいというふうに思います。この辺、町長どうですか。町長の考え方を教えてください。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり、EM菌の活用でございしますが、蓼池地区におきましては、都市下水路が2本あるということが、その出口の臭いの対策に非常にご迷惑を掛けていているという現状にございます。そういうことで、このEM菌の活用につきましては十分内部でも協議をさせていただきますして、その徹底を図っていきたいというようなことで現在考えているところでございます。現在も一部やっているわけでございますが、これを実用化に向けて地区の皆様方の協力を得ながらやっていったらいいんじゃないかということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） ちょっと環境水道課長に意見を聞きたいと思います。

○議長（東村 和往君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） この質問をいただきましてから、ちょっと私も調査をさせていただいたんですけども、先ほど言われました田の神様があるところ、あそこに行きましたら、本当に臭いなど、昔のでんぷん工場からの排水を思い出しまして、ああひどいんだなというふうに思ったところでございます。

平成19年8月に蓼池の児童館にその都市下水路流域の方々に集まっていたいで、説明会を開いて、その時集まりがちょっと少なかったということでございますけども、それを開いてEM菌を点滴するとか、ほかしのダンゴを置くとか、炭を袋に入れて下水路消臭のためにそういうのもしたということでございますけども、流れている下水路ですので、ずっと継続していかなければならないというところがなかなか難しいというところでございまして、また、蓼池のほうに出向いて、EM菌のつくり方は簡単だそうですけども、根気がいるわけですね、毎日それをするということは。そこ辺を住民の皆さんにご理解いただいて、ご協力いただければと思っておりますし、また工場の方もどこが原因という原因がまだ突き止められない状況下にもありますので、工場の方からも多量の排水が来ているわけでございますので、工場の方には点滴の装置を一軒はこの前もって行きました。EM菌を常時落とす機械をいいものがありましたからそれを持って行って、そこには使っていただくということで今やっております。1番いいのは、そこに流水をずっと流し続けることが1番いいんでしょうけども、それが費用的にどのぐらい掛かるかですね、そういうふうも含めて、今後検討していければなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（東村 和往君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） EM菌については、今ボランティアで一生懸命やっている婦人団体があるわけなんです。この方たちが一生懸命やって、私もその人たちから話を聞いたわけなんですけど、そして実際に自分で使ってみたわけですが、便所をしたあと、EM菌をスプレーでばっ

と掛けておくとその便所の中がひとつも臭くありません。これは不思議ですよ。だから皆さんもやってみたらいいと思うんですが、普通の消臭剤というのが町で売ってますよね。これは臭いを消臭剤でごまかすわけなんですけど、このEM菌はEM菌そのものが臭さを食べるといいますか、菌ですからね、そういう効果があると思うんですが、本当に不思議なもんです。それから、EMWというのがあるわけなんですけど、これは、家庭の押入れなんか、大体どこの押入れも多少は臭いと思うんですが、こういうところに吹きかけてやると臭いが取れるわけなんです。ですから、このEM菌の効果というものは相当な効果があるわけなんです。それを役場の職員、あるいはそういうボランティアと一体となって勉強していただいて、住民に参加してもらって、その良さというものを知っていただくような活動を役場が中心になってやっていただきたいんです。このボランティアの活動と言ってるのは、やはりいくら一生懸命やってもしれているわけなんです。一部の人だけがやるようなことであって、そうじゃなくて、やはり役場が中心になってやることによって、末端まで浸透するんじゃないかというふうに思うわけなんです。このEM菌をつくった人は、沖縄の大学教授の方なんですけど、こういう方をちょうど今日なんですけど、6地区で来ていただいて、話があったわけなんですけど、私はちょっと行けないということで断わったわけなんですけど、こういう機会をつくっていただいて、そしてEM菌の素晴らしさというものを出すことによって、蓼池地方に処理場をつくらなくても済むということになれば、澄んできれいな水が流れるようになったということであれば、こんな得することは無いと思うんです。だからひとつ、その辺を真剣に考えていただきたい。私が言ったからちょっとかじっただけでよかったというぐらいのことじゃなくて、やはりやってよかったというようなことをやっていただきたいというふうに思います。これは町長にお願いするし、また、環境水道課長にもぜひお願いをしておきたいと思います。

それでは3番目に移りたいと思うんですが、過疎対策というような題目にしたわけなんですけど、実際は私の狙いは、餅原の大悟病院から餅原に抜ける道路があるわけなんですけど、あそこが途中で切れているわけなんです。切れているというか、あそこから先は道が狭くなって、とても大きな自動車が通れないような状態になっているわけなんですけど、私の考えは餅原の中心街をずっと通すことについては予算上お金が掛かるわけですから勧めないんですが、あそこの下がったところから右側の田んぼの中を通して、蓼池の方に1本ずっと通せば交通便が非常によくなって、餅原の人たちが蓼池に家をつくるようなことがなくなると私は思うんですが、今、餅原の方々もそういう人がいるわけなんです。生まれは餅原だけど蓼池に家をつくると、子供がですね。そうじゃなくて、餅原であれば餅原に家をつくるような、そういう施策を役場がやらなければいけないと思うんです。そのための一環として幹線道路を1本通していただいて、蓼池の国道269号に直接入るような道路をいい道路をつくっていただくことによって、利便性が相当上がるんじゃないかというふうに思うんです。それによって、蓼池に家をつくるはずなのが餅原に家をつくるよう

なことになれば、これは一石二鳥ではないかというふうに考えるわけです。また、田んぼですから地代もそんなに上がらないと思うんです。この辺を町長、検討していただきたい。都市整備課長ですか。この辺、ひとつ、じっくり考えて計画を立てていただきたいんですが、どうですか、意見として。

○議長（東村 和往君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 議員のご提案はよくわかりましたけど、今言われた場所についても、先ほどの質問と同じように農振除外というのも、今度はあそこに通しても、一体的な農用地指定の除外やら、そういうのもまた出てくるのかなと思っております。それと、中央線に今通っておりますのは、高才餅原市場線という2級町道でございます。大悟病院から下におりる道路はですね。そこについても前からあそこの整備をということでの自治公民館からも要望があったところでして、現在、そこについては方針としては、今ある側溝にふたをすることでわりと今の交通量に対しては加味できるのではないかなというふうに思っています。ただ、今議員からご提案があったような、あそこの農道のところに1本というのは今まで考えはありませんでした。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） 私が言うのは、田んぼの真ん中の土地を買ってばあーっと通せというのではないんです。今の既設の道路を拡張して、そして向こうに通せということです。線路を渡った向こうにはいい道路がありますよね。あれもまだ拡張して、だからそんなに金は掛からんと思うんです。あれも相当大きな道路ですから。だから、そこまでいく間をいい道路をつくるわけです。なるほどいい道路ができましたなど、この辺に家を建てましょうかというような気分になるようなことを考えていただきたいというふうに思うんです。その地目変更をせんないかんとか、そういう問題じゃないんです。あそこを横に通すのはちょっと田んぼの中を通さんないかなと思いますけど。今言われる側溝にふたをして、とかいうものは、今の交通量の形態であればいいわけです。ちょっと広くなったから離合が簡単にできるような状態になると思うんですが、しかし、そうじゃなくて、そのの利便性を図るということであれば、もうちょっと思い切ったことをやらなければ、あんなのは通常の仕事であって、全体のそこの発展を考えた施策にはならないと思うわけです。だからその辺をもうちょっと町長考えていただきたいんです。あそこをばあーんとやることによって、私は餅原辺の活性化につながるというふうに思いますので、ぜひ、考えていただきたいと。どうですか。副町長でも、どっちでもいいですけど。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 実は、蓼池の元ドライブイン、前村さんですね。あそこからずっと田んぼの中を通っている通称自衛隊道路ということでは言っているわけですが、やはりこの辺の整備を

すべきじゃないかと。そして、日豊線のガード、あそこから餅原に入る、そこに通ずるわけですが、その辺の現在ある道路を整備をしていったらいいんじゃないかということを考えているわけでございます。なんと言いましても、やはり、日豊線が中にあるから、なかなかこれをまっすぐ通すというのはなかなか難しい状況でございますので、現在あるこの自衛隊道路、この辺の整備をしたらどんなでしようかということで考えているところでございます。この自衛隊道路もそれこそ40年近くなるんじゃないでしょうか。つくってからですね。そのようなことで、なかなかこの道路も町内の方も余りこの道路を知らないという面もあるわけなんですけど、やはり道路を整備したら、これが地区の地域の活性化等にもつながっていくんじゃないかということを考えているところでございます。

いずれにいたしましても、まず現地を見せていただきたいというふうに考えているところでございます。主管課と一緒に現地も調査をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） これで質問を終わりたいと思うんですが、1番の農地の地目変さらについては非常に不満でありますけど、何らかの機会にこういう意見もあるということをお願いをいただいて、可能な限り私は変更をお願いしたいというふうに思います。

それから、2番目の下水処理については、ぜひ、各家庭が流し台で汚い水を流した後、EM菌を流せば十分に各家庭が流すわけですから、そういうことによって川がきれいになっていくというふうに思います。この辺、ひとつ研究していただいて、金の掛からない処理方法を考えていただきたいというふうに思います。

それから、3番目の道路の件につきましては、今町長が言われましたように、何らかの方法を考えてみよう、と、現地を視察して検討したいということでございますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

以上で質問を終わりたいと思っております。

○議長（東村 和往君） 本日の一般質問はこれにて終了します。残りの質問は明日行うこととします。

○議長（東村 和往君） それでは、以上で本日の全日程を終了したので、これをもって本日の会議を散会します。

午後4時12分散会

平成 21 年 第 5 回 (定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 21 年 6 月 23 日 (火曜日)

議事日程 (第 4 号)

平成 21 年 6 月 23 日 午前 10 時 00 分開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員 (12 名)

1 番 指宿 秋廣君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 大久保義直君
2 番 財部 一男君	6 番 東村 和往君
7 番 池田 克子君	8 番 原田 重治君
9 番 中石 高男君	10 番 山中 則夫君
11 番 黒木 孝光君	12 番 山領 征男君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 桑畑 和男君	副町長 ----- 木佐貫辰生君
教育長 ----- 田中 久光君	
総務企画課長兼町民室長 -----	渡邊 知昌君
税務財政課長 ----- 原田 順一君	町民保健課長 ----- 重信 和人君

福祉課長 ----- 大脇 哲朗君 産業振興課長 ----- 下沖 常美君
都市整備課長 ----- 中原 昭一君 環境水道課長 ----- 岩松 健一君
教育課長 ----- 野元 祥一君 会計課長 ----- 山元 宏一君

午前 10 時 00 分開会

○議長（東村 和往君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第 1. 一般質問

○議長（東村 和往君） 日程第 1、一般質問を行います。

一昨日に引き続き、順に質問をお願いします。発言順位 6 番、財部君。

〔2 番 財部 一男君 登壇〕

○議員（2 番 財部 一男君） おはようございます。それでは、質問事項に基づき、質問いたしますので、明確な回答をされるようお願いをしておきたいと思っております。

まず、町税の滞納対策等について質問いたします。

本町は自立を目指し、さまざまな行革等が行われてきました。行革を行ったことにより、それなりの成果があったと思われませんが、果たしてそれで町民サービスが十分に行われるようになったのか疑問に思っている町民の方々もたくさん見受けられるのが現状ではないでしょうか。町政の根幹をなす町税、本町の平成 21 年度予算に占める町税の構成比率は 24.4% であります。地方交付税に次ぐ大事な財源であります。その大事な財源である町税の徴収率は年々下がっているとお聞きしましたが、果たしてそれで十分な住民サービスができると考えておられるのか。それとも、財源はあっただけで良いと考えておられるのではないのでしょうか。住民サービスの向上を図ると考えるなら、財源確保は絶対必要であると思っております。

そこでお聞きします。固定資産税、県町民税、国民健康保険税の平成 20 年度の収納率状況はどうなったのか。また、過年度分の収納率についてはどうなっているか、お聞きします。

次に、滞納対策は十分行われていると思うが、どのような対策をとっているのかお答えをお願いします。

次に、国民健康保険税に関し、質問いたします。

去る 6 月 2 日に国民健康保険運営協議会が開催され、私も国保運営委員の 1 人として出席し、討議したところであります。そこで疑問に思ったことが出てきました。1 人当たりの医療費は、本町は県内においては 12 番目であります。隣の都城市は 10 番目であります。本町より医療費を多く使っているところであります。ところが、医療費を賄う保険税を見ても、三股町より

都城市の方が安くなっております。医療費は少なく使っているのに、負担する方は多くなっている。という現実を見ると、果たして三股町は住みやすい町と言えるのか。「三股町に家を建築し、来てください」と言える状況ではなくなってきております。三股町は都城市のベッドタウンとして、住みやすく暮らしよい町として宣伝できる状態と言えるのか、甚だ疑問に思っているところでもあります。

そこでお聞きします。国民健康保険税が増加しておりますが、町民の負担は激増していると思われまます。一般会計より繰り入れし、税負担の軽減をする考えはないかお答えを願いたいと思ひます。

次に、沖水川の河川プールについて質問をいたします。

子供たちが一番楽しみにしている夏休みがもうすぐ来ます。子供たちが夏休みに一番したいことといえば、水遊びや水泳だと思ひます。町内の各小・中学校には、プールが設置され、それなりの効果は出ていると思ひますが、自然の中で泳ぐことの大切さは私が申すまでもなくだれもが感じていることと思ひます。それゆえに、県においても、自然の中で青少年を育成することにより、将来ある子供たちを育てる意味において本町に河川プールを建設したのではないのでしょうか。河川プールが建設された以降、子供たちはのびのびと自然を満喫しながら、健全に育ってきていたのではないのでしょうか。子供たちが一番楽しみにしていた河川プール、何とかすべきではないのでしょうか。

そこで、伺ひます。現在、河川プールは使用禁止となっておりますが、禁止になった経緯について伺ひます。また、今後河川プールを再開する意思はないのか、お答えを願ひます。

次に、現在の河川プールの再開が無理であると考えているのであれば、新しい河川プールを建設する考えはないか伺ひます。

以上で、壇上からの質問といたします。以後は質問席から質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それではただいまの質問にお答えしたいと思ひます。まず、町税の滞納対策等についてでございます。

①の固定資産税、県町民税、国民健康保険税の平成20年度の収納率状況は、また過年度分の収納率等はどうなっているのかということでございます。

平成20年度の町民税収納率は、現年分で97.17%、過年度分で28.7%、固定資産税が現年分で97.08%、過年度分で20.96%、国民健康保険税は現年分で91.61%、過年度分で18.03%となっております。現年度分と過年度分を合わせた合計では、いずれも

前年度と比較して収納率が低下しているところでございます。

町税につきましては、平成15年度から収納率が上昇傾向にございましたが、平成20年度は急激な景気低迷の影響もございまして、対前年度比0.47%のマイナスとなっております。また、国民健康保険税につきましても、対前年度比3.73%マイナスとなったところでございます。

それから、②の滞納対策は十分に行われていると思うが、どのような対策をとっているのかということでございます。町税等の滞納対策といたしましては、納期限を過ぎた場合の督促状の発送や催告書の発送、不動産等の差し押さえによる方法のほか、職員による夜間臨戸訪問や税相談、徴収嘱託員による徴収、県との併任人事交流による徴収、平成21年度より開始いたしましたコンビニでの納付による徴収などの方法により、徴収率のアップに努めているところでございます。

具体的には、担当課長の方から答弁をお願いしたいと思います。

それから、③の国民健康保険税が増加しているが、町民の負担は限度が来ていると思われる。一般会計より繰り入れし、税負担の軽減をする考えはないかということでございます。

国民健康保険税の収納率は毎年低下し、医療費は毎年上昇している現状でございます。昨年度は後期高齢者医療制度の改正により、後期高齢者支援金が新たに加わり、医療費分、介護分の3部門になり、国民健康保険税のアップにつながると思われ、国民健康保険基金を5,000万円取り崩し、国民健康保険税の抑制を図りましたが、世界的な経済不況で収納率の向上に至らなかったところでございます。

本年度は、医療費分、後期高齢者支援金分、介護分において、応能割を45%に抑え、応益割を55%で、税試算いたしましたところ、全体の国保保険税においては、前年度より30円のマイナスとなったところでございます。しかし、応益割を55%で試算したことにより、低所得者層の税負担が増加したものでございます。

お伺いの一般会計より繰り入れし、税負担の軽減をする考えはないかということでございますが、一般会計からの繰り入れは、県内においても国保・援護課におきましては、県内状況もつかんでいないところでございます。今年度都城市をはじめといたしまして、市町村がそれぞれ基金を取り崩し、軽減を実施しているところでございます。

そこで、本町におきましても、来年度の軽減につきましては、保健給付費、収納状況等を十分踏まえまして、基金の取り崩しを行うか検討し、軽減に努めてまいりたいというふうに考えております。

まずもって、一般会計の繰り入れを考えておりますけれども、その前に、現有するこの基金、この方でまずもって調整を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、沖水川の河川プールについてでございます。①の河川プールは使用禁止となっているが、禁止になった経緯についてということでございます。

河川プールは平成元年に建設されて以来、平成17年までの17年間にわたり、学校の夏休み期間中、多くの子供たちが自然の中で泳ぎ、満喫する場として、また、親子のふれあいの場として多くの町民に親しまれてまいりました。しかしながら、平成17年の台風14号によって、施設が破損し、土砂やコンクリート片がプール内に堆積して、現在、使用できない状態になっております。ご承知のとおり、河川プールは川の本流部に設置されているため、それまでも台風や豪雨のために土砂や岩石が堆積し、長期間の休止を余儀なくされたこともあったところであります。

また、河川プールの開設に際しましては、毎年、都市整備課、教育委員会の職員が総出で堆積物の除去作業、清掃作業等を行ってまいりましたが、平成17年の台風14号は総雨量1,000ミリを超える記録的な豪雨を伴った台風で、これまでもなかった大きな岩石、コンクリート片の構造物等が大量に上流から流れてきて、施設を破損し、休止、使用禁止にせざるを得ない状況に至ったところでございます。

それから、②の今後河川プールを再開する意思はないかということでございます。施設は、宮崎県が建設し、県と町とで管理委託契約を結んで、夏休み期間中、河川プールとして運営してきたものでございます。河川プールを再開するためには、大掛かりな堆積物の撤去作業や修復作業が必要なことから、平成17年の台風以降、県に対し、河川プールの修復工事をしてくれるように、再三にわたり要望をしてきたところでございます。しかしながら、県の厳しい財政事情あるいは施設が川の本流部に位置し、修復したといたしましても、台風や集中豪雨の度に、施設が破損するおそれがあることなどから、県は改修工事に取り組む意思は全くないということでございます。

現在の施設は、堰堤を切り込んで排水溝が設けられており、排水溝付近の水圧が強く、構造上、事故を誘発するおそれが極めて高い施設でもございます。施設周辺の上下流の安全確保の問題、あるいは施設が施錠、閉鎖できない場所にある関係から、プールの開設時間帯ほかの監視体制等の問題等が浮上してきたところでございます。以上のようなことを踏まえまして、先日、内部会議を開いて、協議、検討をした結果、平成21年度は休止、21年度以降は廃止するというところで決定をしたところでございます。

それから、③の新しいプールを建設する考えはないかということでございます。ご承知のとおり、現在、本町では各小学校の体育館をはじめ、幾つかの大型事業が喫緊の課題となっております。河川プールに対する要望があることは、重々認識をいたしておりますが、今も厳しい町財政の中、現時点では、新しい河川プールを建設するという考えは持っていないところでございます。

以上で回答とします。

○議長（東村 和往君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） それでは、町税の収納率対策の中で、滞納対策をどのような対策をしているかということ、もうちょっと具体的にお話ししたいと思います。

まず、町税の場合でございますけれども、納期限を過ぎた場合は、督促状を発送するようになっております。これは、20日以内ということになっております。それから、督促状を発送しても、納入がない場合は、続きまして、催告書というものを発送するところでございます。その催告書を発送しても、さらに何の連絡もない、相談もないといった場合には、さらに2回目の催告書を出すところでございます。この催告書につきましては、年間で5,455通を出しております。うち国保が1,973通という内訳になっております。それから、2回目の催告書で何らかの応答、税の相談、そういったものがない場合は、次に差し押さえに入るわけでございますけれども、これは、平成20年度の場合でございますが、年間で80件の差し押さえをいたしております。それから、そのほかには、職員による夜間の臨戸訪問、年2回で350件を行っているところでございます。それから、それに伴いまして、納税相談、これが240件でございます。それから、そのほかには昨年平成20年度からは税務財政課だけで行っていた臨戸訪問を町民保健課の職員、国保税担当のところと合同での臨戸訪問を昨年からは開始いたしましたところでございます。それから、徴収嘱託員による徴収という形で2名の嘱託員によって、滞納の世帯のところを徴収をしているところでございます。この徴収は1年間で4,386万3,647円という徴収額になっております。それから、平成19年度より開始しております県との併任人事交流による徴収というものも行っているところでございます。これにつきましては、訪問件数が33件、納税相談が21件、納税額が101万1,900円という結果が出ております。

それから、昨年からは新しい方法に入ったところでございますが、県との関係がございまして、地方税法の48条というものがございまして、これは、町の町税と県税、これを町の職員が徴収するのではなくて、県の職員が徴収すると、そして滞納対策をやるという税法が48条にございまして、これを昨年度からは開始したところでございます。これは年度ではございまして、年でございますので、例えば、昨年の8月に頼めば、翌年の7月末まで続くというそういう形で、1件今、継続をしております。

それから、昨年に準備でございましたけれども、取り組みましたのが、コンビニ収納による収納でございます。納付しやすい環境を整備しまして、少しでも徴収率が上がればなど。ただ、相当いろいろ視察等をやってみますと、コンビニでの収納率は新しく始めるわけですので、結構あるけれども、全体の収納率としてはそんなに影響はないと。ただ、納期限内のものというのでは、かなり、影響がありますよというようなことでございますが、少しでも伸びるのはないかというふうには思っております。4月1日から始めましたけれども、これはまだ今年の国保税とか、そ

うというのが納付1回目がないわけでございまして、今、終わりましたのが軽自動車税。これは5月でございましたけれども、軽自動車税と固定資産税が4期で納めるわけでございますが、1期が終わっております。その結果が出ておりますので、申し上げますと、軽自動車税が納税義務者が1万2,232名おります。そのうち口座振り込みが5,234件でございまして、口座でないものが6,998名いるところでございます。その6,998名のうちのこれは6月10日までの集計でございますけれども、納付された方が32.9%がコンビニで納めていらっしゃるという結果が出ております。

それから、固定資産税でございますけれども、納税義務者が1万378名いるわけでございますが、このうち納付書で納める方が3,363名です。それ以外は口座ということです。その3,363名のうちの26.5%の方がコンビニで納めていらっしゃるという結果が出ております。これはもちろん、6月10日まででございますので、最終的にはもうちょっと伸びるのではないかなと思っておりますけれども、そういう結果が出ております。これが新しい方法を取り組んだところでございます。そういうことで、対策としては行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） それでは、今それなりの答弁がありました。一番の問題は、毎年毎年徴収率が落ちているという現実があるわけです。これをこのままほったらかしていったら、大変なことになると。ましてや、三股町は自立を掲げて、いろいろ取り組みしていると。いろいろな意味でも、行革等もいろいろされている中に、一方では大事な財源である税等に対して、だれが見ても思うのですが、余りにもお粗末ではないかなと思っております。やはり、真剣に三股が自立をしていくと、それならばですね、このあたりを本当にどうしていくのかは、町長自体が先頭を切って、私は取り組まなければならない事項だと思うのだけれども、私たちが見ている限りでは、そういう体制といいますか、ほとんどできていないような気がしております。私は前にもこの税関係については質問した記憶があるのですが、やはり、その場しのぎでしかの形でしかなくなっているような気がしております。そういうことを考えていけば、やはり、本当にどういう形をとったら徴収率が向上を図るかという大事な財源が確保できるかということ、税務財政課だけに任せていてできるのかと、私も危惧をします。やはり、町長自体がそういう危機的状況にどう対処すべきかそういう指示をされているのか、まずお聞きしておきたいと思っております。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども言われましたように、町税は本町の予算の自主財源の大きな貴重なまた財源でもございます。構成比率で24.4%ということでこの町税を歳入財源にみているわけでございますが、これが少しでも滞ると、執行面におきまして支障を来すということで認

識をいたしているところでございます。

本町におきましては、以前から副町長を本部長とする町税等収納対策会議等いうものを設置をいたしております。そういうことで、これにつきましては、定期的な対策会議も持って、滞納対策、未納対策を立てているわけでございますが、今後さらに計画的に、充実強化を図って、滞納対策に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 副町長を本部長としてそういう対策会議等をつくっているとか、具体的にどういう形でそれをされているのか。副町長、答弁をお願いします。

○議長（東村 和往君） 副町長。

○副町長（木佐貫辰生君） 以前、やはり、この本会議の中でもこの収納対策についてのご質問等がございましたが、そういうところも踏まえながら、以前から、負担の公平性といいますか、それとまた財源の確保が非常に重要なテーマでございますので、これに対する取り組み、庁内の収納体制の確立というのを目的に、昨年度11月に、関係課、要するに、税費のほかに住宅料、それから奨学金、または公共下水、または保育料、いろいろな町民の方々から負担いただくものがございます。そういうところの連携といいますか、情報の共有化を図って、この収納対策に取り組むということが必要ですので、まずそういうところの徴収体制がどうあるべきか、また、滞納整理としてどういう推進策を設けるべきか、また未然にどう防止できるのか。そういうところのまず、徴収率を上げるための対策会議を開催いたしました。その中で特に、先ほどもございましたけれども、コンビニ収納、こちらの方の取り組みも強化しようということで、こちらの方の実施を取り決め、そしてまた、それを踏まえたところで、先ほど言いましたところのいろいろな問題点についての共通理解を得ようということで、会議を開いているところでございます。

そしてまた、具体的には、この収納対策会議は各課長で構成していますので、6つの課でございますけれども、そこで具体的に推進するというわけにはいきませんので、ワーキンググループをつくって、要するに、担当者レベルの会議で、この収納対策に当たるということが必要でございますので、この会議を踏まえて、ワーキンググループの中で対応を、これからの推進を決めていくという方向で取り組んだところでございます。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 副町長を本部長にして体制づくりはしているという話であります。私が今、聞いているのは、じゃあそれがどういう形で表面化しているのか。どういう形で職員の方に浸透しているのか、頭でっかちで会議だけがされて、こういう対策をしていると自己満

足をしているような形だけの対策では、私はどうしようもない。本当に、このように毎年毎年低下していくということを、本当に危機的状況だというふうに、町長は思うなら、私はやはり、町長を先頭にした対策本部をつくるとか、町長自らが出向いていくよというような形までも示していけば、職員だって違った体制ができるのですよ。副町長を本部長にさせてしているから、それでいいというぐらいの甘い考えでしかないよう現状だったら、私はとてもではないが自立できるようなまちづくりはできないのではないかなと思います。やはり、真剣にこのあたりをあたりを考えていかなければならないと思いますが、まず、そういう意味を含めたとき、本町の徴収体制は今現実には、先ほど具体的に税務財政課長の方からそれなりの答弁もありましたけれども、果たしてそういう形だけで職員だけで任せていて、十分対応ができると認識されているのか。それとも、私が今言うように、少なくとも全庁で取り組む、全職員で取り組むとか、そういう体制づくりをしない限り、私は意識の高揚もできないし、徴収率も上がらないと思います。そういうことで、町長にまずお聞きしますが、そのあたりについて、町長がどういう考え方を持っておられるのか、具体的にお答えをお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほど、副町長の方で対策会議の状況について説明してもらったわけですが、やはり、やる以上は率が上がらないといけないわけですが、その辺も十分考えて、会議の内容等も十分分析しながら、今後さらに努めてまいりたいというふうに考えています。現在、本部長が副町長でありますが、町長が本部長になってもいいわけですが、今後その辺については、内部で十分協議しながら、今後さらに徴収体制というのも強化してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） ほんと言ったら、税がこれだけ高くなっていくという実態を見たときに、まず、町長自ら「これは大変だと」というふうに認識をしなければ、解決しない。副町長が本部長であるから、例えば今度は、町長が「本部長になってもいいと。そういうのを検討します。」とか、そんな生ぬるいやり方で、私は果たして、徴収率も含めて、職員の意識改革も含めながらできるのかということ、とてもではないが、ついて来れないのではないですか。もう少なくとも、こういう実態があるということを見ただけでも、町長が大変だと、何とかしなくては行けないと、自らそういう指示を会議をしてどうのこうのいう問題ではないのです。そういう意識の持ち方をしない限り、私はとてもではないが三股町のこういう徴収率も含めて、税だけの問題ではないと思うのです。何事についてもそうですが、そういう問題を含めているのに、のほほんと考えているような、どこかだれかしているのか、だれが町長なのかわからないような、果たし

てそんな形でうまくいくと思っているのですか。

串間市のことがこの前新聞に載っておりましたが、税務財政課長は多分ご存知だろうと思うのです。滞納されている方が、消費者金融等にもたくさんの借金をされていると。そういう人たちは、結局消費者金融というのは、どんな形であっても回収しますので、そういうことで、多額のお金を回収している部分というのはいっぱいあると、それを市が住民に代わって、消費者金融と交渉して、そして高く納めた分を消費者金融から回収をして、税に充てるという対策まで串間市というのはしているのです。確かに三股町もいろいろな対策をしていると思いますが、先ほど言われたように、コンビニ関係も含めながら、ようやく動き始めたということで、それなりの成果もあるという話ですが、実際は下がっているわけです。だからそういうふうを考えときに、私は先ほど言ったように、町長のそういう危機感というのが一番大事ではないかなと思っているのです。そのことがない限り、私はとにかく今日の一般質問を終わればいいわというぐらいしか今、思っているのではないですか。本当に真剣に考えたら、やはり、そのあたりを考えてほしいと。そしてまた実践をしてほしいのです。それがない限り、私はなかなか滞納対策という関係は難しいと思います。

再度町長のそういう串間市の事例等もありますから、それも踏まえながらぜひ、今回の私の質問している町税対策、取り組み意思の決意をもう1回お聞かせ願いたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑原 和男君） いろいろ貴重なご助言をいただきました。そういうことを肝に銘じて今後、頑張っていきたいというふうを考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） ぜひ、徴収対策等については、本当、職員任せというぐらいの形ではなくて、町長が先頭を切ってやる覚悟をしていただいて、ぜひ、徴収率向上に向けていただきたいと思います。

次に、国民健康保険税関係ですが、町民の負担の限度がもう来ているというのは、だれしも思われていると思いますし、税負担の軽減をしていく方策も大事ではないかなと私も思っております。

そこで、平成21年度の基金を投入している、先ほど一般会計からの繰り入れ等については、今のところ、県下ではないというようなことでしたけれども、私はある程度基金があれば、基金を取り崩すという必要は当然あると思います。そういう意味で、都城市を初め、小林市、清武町、国富町、綾町、西米良村、木城町、都農町、椎葉村、美郷町、このあたりが基金の取り崩しをし

ながら税軽減の対策をしております。本町も1億9,500幾らの基金があるわけですが、今回についてはそれも全然手をつけていない。それでいて、先ほど申しあげましたように、医療費を多く使っている都城市の方が税金は安くなっているという、現実があるわけです。旧の北諸4町と比べても、三股町が一番突出して高くなっている。そういうのを見たときに、町長自身が「これはおかしいね」と思うのが町長の仕事ではないのですか。「これは何で、ものを上げるのか」と「もう少し、対応しないか」というのが、町長の仕事だと、私は思うのです。やはり、そういうあたりの姿勢を大事にしていだかないと、三股町が住環境がいいとか何とか言いながら、広域圏じゃありませんけど三股との位置づけはそういう形であったわけです。であれば、なおさら、「三股町は住みやすいところですよ」と、議員の皆さんだってそう思っていると思うのです。そういう宣伝もしたいはずなのです。ところが、現実においては、こういう形で税負担等が増えれば、「三股は本当に住みやすい場所かな」と。税負担は考えてみたら、反対に高いという実態を知ったら、やはり、町民の方々は「おかしいよね」と思います。だから、そういうことを考えていけば、町長自らがやはり、そういう問題点について上がってきた段階で、認識をしていただいて、そして、「何とかしないか」というぐらいの指示をししないと、なかなか担当の課長さん達だけでそういうことまで基金を取り崩してしまえば、将来が大変だとか、担当課はそういうことしか考えないです。だけど、それを打ち崩していくのは、やはり、町長なのです。町長が「よし、今度は何とかなくてもいけない」という姿勢をするのが、町長の仕事だと私は思うのです。

先ほど、町税滞納で先頭を切って出ていってほしいと言いましたけれども、滞納者の家に行って、一人一人町長が先頭切って行けという意味ではないのです。そのあたりを指示したりとか、決断するそのことが町長の仕事ではないのですか。私はそう思います。

再度、国保税関係について、それと、国保運営協議会の中で、多分、諮問が出されて、答申が出ました。その中で、附帯意見等もちゃんと出ておったと思うのですが、それについての町長の考え方とか、取り方を答えていただきたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 諮問の中で、今、言われましたように、附帯意見がついていたわけでございます。そこで、この一般会計からの繰り入れ、特に国保の医療給付費にかかる一般会計からの繰り入れ、これにつきましては、国民健康保険事業の性格からいっても、そんなに好ましいことではないというふうにも考えられているところでございます。

そのようなことから、ある基金から、現在ある基金から繰り入れをして、最終的には一般会計の方からということも考えられるわけでございますが、そのようなことで、来年度は今年度の医療給付の状況、国保の財政状況等も十分踏まえながら、基金で調整をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 運営委員会の答申に対しての考え方をお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 当町の方で諮問をつくりまして、そして諮問案について長時間にわたって審議をしてもらった結果、諮問案については、そのとおりに答申をいただいた。しかしながら、審議の過程の中で、いろいろ意見等が出て、附帯意見がついたのではないかというふうに考えておりますが、それについても、当然のことではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） ということは、答申のそういう附帯意見等については、尊重することですね。もう一回お願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 権威ある国保運営委員会の答申でございますので、これについては、尊重をしているということでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） それと、国保税の関係で徴収率が多分、93%だったと思うのですが、切った場合には、普通調整交付金関係が減額になるということについて、町長はまず、知っておられますか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 徴収率の93%ということは以前から聞いております。これを下回った場合は、交付金が減額となるということで、パーセントについては所管課長が答弁すると思いますが、93%については、認識をいたしているところでございます。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 現在、平成20年度、前年度の徴収率は91.61%です。ということになれば、国保税93%切っていますので、どのくらいの影響額になるか、担当課長お願いします。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） この調整交付金につきましては、91%から93%までの収納率で、5%のペナルティーです。それと、87%から91%は7%のペナルティーになります。

以上です。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今、お答えがあったとおり、影響額が5%、現実には三股町の場合は5%調整交付金に対して減額になるという形になります。そういう形になれば、ますます徴収率は下がるわ、国からのそういう調整交付金は減るわ、どう運営されていくか、本気に考えていかなければ、どうしようもならない事態が、それを一方では税の負担をどんどん上げて、真面目に納めている町民の方々に負担を求めているというのが、現実ではないのですか。

たぶん、今回の税率決定をしていく場合の経過の中でもあったと思うのですが、徴収可能な金額は、多分これも多めに見て、93%ぐらいでされたのではないかと考えていますが、そういう形で調整額を出して、それを割って、各保険者に負担を求めますから、そういう形で考えますと、ますます真面目に払っている人たちが難儀をしている現実。本当にそのことを考えたら、もうちょっとやそつとや町長、眠ってはいられないですよ。そんな暇はないはずですよ。何とかしないといけないと、私はなるのが町長の仕事だと思いますが、そういうことを考えたとき、幾らここで議論をしたからって解決するものではないと思いますが、ぜひ、そういう負担の軽減をされるのにですね、先ほども少し言われていましたが、今回、平成21年度については、今回条例案として上がっていることですし、そういうこともあって、なかなか国保運営協議会の中でも、中身に対する議論はあったのだけれども、やはり、難しい面があるのかなということで、仕方なく認めざるを得ないだろうということで、附帯意見等も付いたわけです。そういうふうを考えながら、もしここではっきりと町長が平成22年度からは「ちゃんとこういたします」といういろいろな問題を含めて、具体的に答えていただきたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 来年度の軽減等につきましては、先ほども答弁の中で申し上げましたが、まず、基金の方で調整して、どうしてもそれで間に合わないといった場合は、一般会計の方からということになるのではないかとこのように考えている。とにかく、平成21年度の状況、医療給付費の動向、状況等を十分見極めながら、先ほど言ったような考え方でまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） ぜひ、住民の負担軽減にもなりますので、本気になっていただく。言えば、基幹であります税徴収も含めながら、本当にどういう対策をとるのか真剣にさせていただきたいということを申し添えて、町税関係については終わりたいと思います。

次に、沖水川の河川プールについてお聞きしたいと思います。

先ほど、それなりの経緯等について出ましたが、平成元年につくられて、平成17年度まで運営をされたということですが、その間の確かに台風が来て、いろいろな形で水が増えて、砂利等の除去とか、そういう関係で費用が要ったことも事実だと思いますが、具体的にそのあたりがわかっていれば教えてください。

○議長（東村 和往君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 町長の答弁の中にもありましたように、毎年、台風が来ると。それで砂利の撤去ということで、職員は出ておりましたが、職員以外にもシルバー等を使ったりと、そして、開設期間中については当然、監視員ということで、河川プールについての年間的な維持費ということでは、大体200万円程度というところできたところですよ。

利用的なところでは、開設からの統計という格好ではありませんけれども、平成16年度が7,400人、平成17年度4,900人という状況でございました。ただ、当時の監視体制というところでは、主任監視員が1名、通常の監視員が2名ということで、3名体制でしたけれども、その後、よその町でいろいろなプールの事故等がありまして、3名の監視体制という格好では、仮に、今後ということを考えて、成立しないのかなということで、思っているところです。

以上です。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） それでは、教育長にお聞きしますが、やはり、教育を行う上で、子供たちが本当の意味でこういう自然の形で利用できるような施設ということについての、教育長としての考え方、あればお聞かせください。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 私も河川プールを廃止することには、余り、賛成ではないわけですが、実は、いろいろ教育課内でも話をし、みんなと話をする中で、今、自然の川の流れの中で泳がせれば良いという状況ではありません。それぞれ、昔と違って、監視体制としっかりやりながら、安全面をしっかりと考えないといけない。そして河川プールはそのためにできたのだらうと思いますが、一つのプールですから、プールとしての施設がちゃんとできていないと、そこを認めるわけにはいかないと思います。

それで、今、町長、課長が答弁したように、今、河川プールは非常に痛んでおります。台風14号以降、下の方も全部破損して、これをやるには相当な金がかかる。そして、県としてはもうかわり合わない状況にあるとき、これを再開するにはちょっと無理だろうと。財政的に。ということで、やむなくここは休止から廃止という方向で進んでいるところであります。

そこで、小・中学生がこの沖水川のどこでも泳げるような状況にあるのが一番いいのですけれども、そういう状況にはない。今、いろいろな事故が起これば、もうすぐ訴訟問題ですから。そ

ういう中では、現在の小・中学校のプールをしっかりと夏休みは監視体制におきながら、利用させるということを考えております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） まず、教育の本分を教育長自体が知らない。いかに大事かということも、認識が甘いです。何が補償ですか、何が問題ですか。そんな形で子供たちの教育をするということは、もう少し真剣に、教育をしていこうとするなら、私はいろいろな意味で自然に親しむ方法を考えたいと思うのです。今のような答弁を聞いていけば、「何だこの人は」と。教育者でしょう、あなたは。もう少し真剣にそのあたりをしてほしいです。私が今、問うている河川プールについて、平成元年から17年までは、現実に運営はされたわけです。その当時の子供たちのいきいきした姿と、今現在と比べたときに、どう問題があるか。そういうことも含めて考えていけば、やはり、健全な子供たちの将来を育てていこうとすれば、私はそういう意味で考えれば、反対に「町長、何とかしてくれ」と言っても、立場上でもしていくのがあなたの仕事だと私は思っているのだけど、とんでもない教育長だと、私は思います。

ところで、県に対しての関係について契約等があるというふうに、ちょっと先ほどありました。その中で、平成17年以降の対策等も図られたと思っておりますが、三股町出身の県議もいらっしゃる中にちゃんと県議あたりにも相談されたのですか、まず、お聞きします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） これについては、地元でせっかくおられるのですから、県議の方にはもちろん話をしているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） そういうことであれば、やはり私は県に対して、まず施設をつくったことについては、県がつくったわけですから、県の方に確かに、無理が財政的負担で今の時代ですから、大変なこともわかります。だけど、何とかしてくれということの本気で相談されているのか。それとも県はもう、財政が無理だから、仕方がないとそういう簡単に、仕方がない、財政的なものも含めて、仕方がないというふうに考えているのか、どちらですか。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 今の答えですが、このプールがこのようになっていることは再三伝えております。都城土木事務所にも伝え、県議の方にもそういう話もしながら、それぞれの立場で伝えてきているところで、こういう状況になっていると。要するに、このプールについては、県としてはやらないということでありませう。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） まず、教育現場の人たちが諦めている答弁を聞いて、がっかりしているのです。やはり、そういう実際にあった時代は良かったということがあれば、何とかこれを今のプールが無理であれば、何とか使用せんないかんとか、いろいろな方法があると思うのですけれども、やはり、そういうふうにもいろいろなものを実案したりとか、こういうことがだめだったならば、ではどうかしなければならぬとかいうのは考えていくのが教育長の仕事でもあると思うのです。ただ私が今言っているのは、確かに、今のプールが禁止になったものだから、どうかしてほしいという住民の方々の要望もいっぱいあるものだから、今回、取り上げたわけです。

やはり、そのことを考えれば、私は三股町に特色のある何かをつくる必要もあるのかなという気がします。都城北諸圏内というか、今、北諸は三股町だけですけれども、高城には流れるプールとかつくられて、都城市内及び三股町の人たちもいっぱい利用されています。ああいう特色のある流れるプールだと思いますが、という意味では、大変にぎわっているし、また、喜ばれております。ただし、あそこの場合は、お金が要るわけです。お金を出してでも、父兄の方々はこの暑い夏休みをどう過ごそうか、やはり、真剣に考えているのです。

そこで私も思うのですが、今の施設の河川プールが本当に無理であるとするなら、それに代わると思いますか、やはり、河川敷の一番今、梶山側でもいいし、山王原側でもいいとは思いますが、ああいう広場もちゃんといっぱいあるわけですから、あのあたりに、本当に県下に見本になるようなプールでもつくって、子供たちのためにやろうという意思があるべきだし、また教育関係者はそういうことをどんどん反対に要望すべき事項ではないのですか。それもないのに、もう県が断ったからだめだとか、仕方がない。仕方がないという教育をされても困るのです。子供たちが今の立場を含めて、少しでもいい環境で教育させていこうとするのが、教育者の立場であると思います。そういうふうに考えれば、これは行政も含めながら、そういう県下にならぬような一つの特徴のあるそういうプール等の建設についても、ぜひ、討議してほしいとおもうのですが、それについて考えはないでしょうか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） とにかく、本町の河川プールは、本流にあるということから、どうしても台風、豪雨のときには土砂が入ってくるということで、使用もできない状況にあるわけでございます。そういうことで、平成17年度の台風で現在のような状況になっているわけでございます。いろいろとご存知のとおり、いろいろな事業も輻輳しているわけでございますので、現時点では建設をするということは考えていないということでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 河川プール関係だけのことではないのだけれども、何事についても町長の意思というのは、自ら出さずに、それこそ事務屋がするようなことしか今、答弁がされないような事態。私はそういう形だけだと、三股町は何も特色がない。本当に県下に示すだけの特色のある三股町というのをつくっていかうとするならば、何か、そこあたりのアイデアを含めながら、出していく必要があるのではないですか。職員だっても、考えてみたら、ほとんど今、ものを言わないという話を聞いていますが、ものが言えないような状況を作っているのではないですか。そういう形で果たして、町政がうまくいくと思っていらっしゃるのだったら、とんでもないことだと思います。

やはり、すこしは三股町のために、子供たちのために何かできないのかなという考えなら、やはり、そういうことを含めながら、検討はすべきではないのか。今の河川プールの改修は、本当に無理であるとするなら、今の河川プールの改修するにはどのくらいかかるとか見積りは出されているのですか。

○議長（東村 和往君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 台風14号の以降、堆積物の除去等はしておりませんので、詳しい形での積算というのはありませんが、都市整備課と当時、協議した段階では、1,000万円規模という格好では聞いたところです。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今、お金の問題もいろいろ出ましたけれども、お金がない、何も無い、子供たちも我慢しなさいというような言い方と一緒に私は思います。そういうふうに見えるならば、今、ひよっとしたらどのくらいかかるのか私もわかりませんが、もし今の河川プールを改修すれば、約1,000万円ぐらいだろうと。新しいプールをつくれれば何億円とか、かかる可能性は十分あるわけです。やはり、そのような考えならば、1,000万円の投資をすることによって、三股町の子供たちが本当に喜ばれるようなことになっていけば、また、将来のある子供を育成しようとするならば、私はそんなに高いお金ではないと思いますし、教育長だって、先ほど言ったように、そのくらい1,000万円のできるのだったら、なぜできないのですかとってかえってでも、やはり、税務財政課長であろうが、町長であろうが、要望すべきです。それが教育長の立場だと私は思います。もう少し真剣にそのあたりも取り組みをしてほしいと思いますが、再度1,000万円ぐらいの投資と新しいプールに違いがあるとすれば、それでも考え方は変わらないのかお聞きします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほどから申し上げておりますように、本流にある河川プールということで、1,000万円入れて改修しても、台風がまた豪雨が来る。またそれで使用できないと

というようなことで、非常に不安な要素があるわけでございますので、その辺のことを考え併せると、非常に財政的なことばかりではなくて、そういうことを総合的に考えますとやはり、前向きにこれは考えにくい面があるわけでございますので、その辺については、ご理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） ぜひ、そういう後ろ向きな答弁ではなくて、将来を担う子供たちのことを真剣に考えるとすれば、私は何らかの方法で三股町にはこういう特色のあるものがありますよとか、そういうことを今、私は言ったのは一つの河川プールの例を例えて言ってたわけです。やはり何かそういうものを含めながら、子供たちが将来ある人たちが、「三股町に住んで良かった」と言えるようなものをするのも行政の立場だと私は思っています。そういうことで考えるならば、今、言われているように1,000万円の価値が、またあと金がかかるかもしれない。それはかかるかもしれません。だけど、そんなお金と比べて、子供たちが喜ぶ、将来のことを考えたときの価値観とどっちが大事かということを考えるならば、私は真剣にそのあたりを協議してほしいということを申し上げて、質問を終わります。

○議長（東村 和往君） これより11時20分まで、本会議を休憩いたします。

午前11時8分休憩

午前11時20分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。発言順位7番、重久君。

〔5番 重久 邦仁君 登壇〕

○議員（5番 重久 邦仁君） 私は質問事項にならしまして、質問いたします。

今回は、5問ほど質問事項を置いておりますが、壇上での質問は、1番目の投票所の復活についてであります。残りの質問事項は自席で行いたいと思いますので、ご了承いただきたいと思っております。

さて、今朝ほどの新聞におきまして、見出しは「関東比例で出馬要請か、知事に古賀氏今日会談」と内容につきましては、次期衆議院選をめぐり自民党内から東国原知事に比例代表関東ブロックからの出馬を求める声が出ていることが22日わかった。古賀誠選挙対策委員長が23日に県庁で知事と会談し、出馬を要請すると見られると。関係者によると、東国原知事が出馬を求められているのは、比例代表の北関東もしくは南関東のいずれかで、名簿順位は1位、また、これにつきましては、当選のあかつきには、総務大臣というような声もかけられているとか、書いてあ

り、また、22日の県議会一般質問で、知事は「次期衆議院選について、関ヶ原の戦い、地方が再生するには、この国の形を変えなければならない。黙って見過ごすわけにはいかない」などと述べ、国政転身も匂わせているというような報道がなされております。

また、今国会の流れを見ますと、地元国会議員大政奉還決議と、古川代議士が述べられております。この大政奉還の意味につきましては、宮崎日日新聞のくろしおにおいて、「予は日本国のために、幕府を葬るの任に当たるべしと覚悟を定めたるなり徳川幕府ひいては、武家政権最後の長である徳川慶喜は、將軍になったときこう覚悟したという。この言葉どおり、將軍就任からわずか10カ月後に政権を天皇に返上し、これが世にいう大政奉還であります。歴史上でこの言葉が登場するのは、このとき限り。しかし現代では、今年のトヨタ自動車がそうであるように、企業が社長の職を創業家に返上するときにも使われ、大政奉還を決断すべきだ。本県選出の古川稔久衆議院議員が自民党の代議士会で幹部にこう求めたわけであります。」この中身については、皆さんもご承知でありましょうが、鳩山邦夫代議士のことを受け、麻生太郎首相も出席した党の代議士会で、大政奉還を決断すべきだと下野を覚悟で政権運営にあたるように、党幹部に求めた言葉であります。本当に厳しい言葉が並んでおりますが、特に、私は古川代議士の思いをここで伝えるとすれば、「自民党への信頼は地に落ちている。と指摘し、その上で一日でも早く、前総務相の事実上の更迭により、一日も早く党を再生し復興させるには、内閣改造など、こて先の策を労するのではなく、国民の痛み、悲しみを我がものと受け止め、保守政党としての原点に立ち返り、この難局に当たっていただきたい」という言葉を残したわけであります。しかし、この言葉を受けて、麻生太郎首相の新聞での言葉は、「正直、意味がわからなかった」と不快感を示したその上で、「若い人には緊張感が非常にあるのだ」と受け止めたというようなことを述べられております。

さて、私は今回で5回の投票所復元、復活についてということ質問をいたしてきました。いかに我々国民にとって、この選挙、投票は大事なことであるかのためにこの言葉やら、新聞関係等を引用させていただいております。

第1問目の投票所の復活についての選挙管理委員会の取り組みはいかがか。質問の要旨のくいまーるバス臨時運行についてどうされたのか。2番目の投票のために有権者が利用する運賃の補助については、いかなされるのか。3番目、地区座談会開催状況についてどのような結果になったのか、お伺いし、4番目の選挙における啓発活動の取り組みはどうなっていますかという、この4点を壇上からの質問といたします。

ここで町長に早速ですが、3月の議会で私が町長に質問しました一般質問、「削減された地域から復活の要望があるが、町長として考え方を問う」で、町長は、「投票所の再編成については、選挙管理委員会の所管であります、大きな状況の変化やそれぞれの地区住民の総意としての要

望があれば、それに従って、誠意をもって協議していく。選挙管理委員会は、これを検討していくべきではないかと考えている」と答弁されております。今でもその考えはないのか、お尋ねし、壇上からの質問といたします。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 3月議会でありましたが、先ほど言われましたことの状態については、全く変わっていないということでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（細山田ヒサ子君） 投票所の復活について、①くいまーるバス臨時運行について、日本国憲法及び公職選挙法において、投票の秘密が保障されており、これはだれに投票したかだけでなく、投票に行ったかどうかの秘密も保障されなければなりません。

そこで、選挙の投票日等において、くいまーるバスを臨時運行することについてですが、臨時バスを利用することで、投票の秘密を侵害してしまうのではないかと懸念されます。このことについては、現在、県及び国に問い合わせ中でございます。問題がないとの回答が得られれば、前向きに検討してまいりたいと考えております。ただ、選挙の平等性から、地域を限定して臨時便を運行することは、難しい状況にあります。そのため、全路線において、臨時便を運行することになり、臨時便の本数にも限りが出てきます。したがって、くいまーるバスで投票に来た方は帰りの便が来るまで、数時間待つことになるため、実際の利用希望者がどの程度あるのか、地域座談会での意見等を伺いながら、慎重に検討していきたいと考えております。

②の投票のために有権者が利用する運賃の補助についてでございますが、くいまーるバスの臨時運行に問題がないこと、また、選挙の基本原則の1つ、平等選挙を侵害しないことが確認できましたら、前向きに検討してまいりたいと考えます。

③の地区座談会開催状況について、選挙管理委員会では、投票所を削減した地区において、住民の皆さんから直接意見をお聞きするために地区座談会を計画しております。時期としましては、七月の下旬を予定しており、公民館等において夜間もしくは休日に行いたいと考えております。

④の啓発活動の取り組みは、選挙管理委員会では、選挙に際してより多くの人投票されるよう投票の方法や投票日など、選挙に関する情報の周知に努めているところでございます。これは、公職選挙法に定められた選挙管理委員会の責務でもあります。具体的な啓発活動としまして、小・中学生の書道ポスター展、わけもんの主張、各種選挙ごとの街頭キャンペーン、大学生など若者の選挙事務パート雇用及び式典やイベントでの広告活動などを行っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） それでは、1番の答えが国、県に検討の答えを聞き、検討し、前向きに考えたいという選挙管理委員長の答えでございましたが、くいまーるバスが団体に輸送するということの懸念、秘密性が保たれているかと、かなりこれは無理なのではないですか。それと、無理ではないかという質問と本当にこれは選挙管理委員会の中で、大変失礼ですが、いつ頃からこのくいまーるバスを運行してやったらいいなという話が検討されているか、時期をお答えいただきたいと思います。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） この件につきましては、今回の3月の議会、それでくいまーるバスの活用についてという話が出ておりますので、その後の選挙管理委員会、その中でこういったことについての検討はどうかということで、話を出したところでございまして、ただ、先ほどから言いますように、これを検討するには、いろいろな国、県そういったところの意見も聞きながら、公職選挙法の中でこういった形でできるのか、どうか。その辺を十分に検討しなければならないということで、今、検討中ということでございます。

一つには、県のほうの担当のところに聞いているのですが、今、議員さんのほうでこれは非常に難しいのではないかというような話でございましたが、これのコミュニティバスを活用すること、あるいは臨時便を出したり、それから補助を行うこと等について、県の担当者の見解のところですが、選挙人の利便性、それから公共の福祉の実現の観点から考えれば、公職選挙法第199条第1項から第5項まで、これは何かと言いますと、特定の寄附の禁止というところですが、車を提供したりとか、そういった金銭面の寄附とか、いったようなことですが、これには抵触しないというような考え方があると。ただ、これについては、日本全国見ても、こういったバスの関係で活用しているということが前例がないということで、十分国等、総務省ですけれども、そういったところの意見を聞きながら、その辺についての回答をもう1回したいということでございました。

そういう状況ですので、このバス自体が、公共交通として町内をくまなく回るといった状況の中では、今のところはバスを利用して行くということについては、いいのではないかなという気はしております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） ただいま、選挙管理事務局長からの答弁だということで承りますが、その199条、これは衆議院とか県議会議員とかとかそういうものにも応用するのであるのか。町議選、町長選でも応用するのであるのか。これで問題に抵触しないか、するかというのは、

火を見るのも明らかなのは町長選でございます。「こうやって、バスで団体で行っがなごっとなつたな。だいがおかげな。町長さんやげなど」これは、完全に違反ですよ。そんなことは許されるわけじゃないですよ。「だれがせっくいやったな、この制度は」、こんなのは火を見るのも明らかで、すぐに捕まりますよ、私はそう思いますけどね、裁判所の決定を見ていないから、そんな勝手なことは言えませんが、団体で行動、ましてや、あなたが今、前例がないと言われた。そんなことを、ここで私はくいまーるバスの臨時運行についてと前回答弁されて、私はよく答えられたなと思って、根拠は何だろうか。全国でどこかやっているのだろうかと思った。だれもこれは前例がないと、当たり前だと思いますよ。町議の場合は広いけれども、町長選であれば、これは確実に、「現職の〇〇さんのおかげでございます。あなたたちが運行されているこのバスは」、完全にこれは選挙の誘導です。ましてや、団体で輸送するなんていうのは、大変なことですよ。

そのあたり、選挙管理委員長、何か懸念はなかったですか、このことを提言されたとき。また、選挙管理委員会では、何もその話は出なかったでしょうか。まさか違法になるのではないか、こんなことを全国にくいまーるバスの運行をしましょうなんて呼びかけたら、何かおかしく思いませんか、町長選がもしあった場合には。これはかなりのことです。その辺の委員会での討議は出なかったのでしょうか。また、選挙管理委員長としての、お考えはいかがでしょうか。

○議長（東村 和往君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（細山田ヒサ子君） これは、皆さんの足のことだけを優先して考えて、深くそこまでまだ討議がいないところです。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 確かに今、選挙管理委員長が言われましたとおり、これについて今後検討していこうということで、話をしたところでございます、まだその段階まで行っていないということでございます。ただ、今、重久議員が言われました団体で行動するのだとか、そういったことは一言も言っておりません。くいまーるバスは、バスの路線というのは決まっておりますので、これについて投票所に必ず止まるということではございませんので、バスの運行上の利便性を考えた上で、その1番近いところで下りて、投票に行くといったことは考えられますが、投票所の送り迎えではございませんので、その辺は勘違いのないようお願いしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） だんだん趣旨がずれてきますね。投票率を上げるために、利便性を高めるために、特に2番にいくと、投票のために有権者が利用する運賃の補助です。この補助はだれが出すのですか。これなんかは、まるっきり、その地区のためにバスを出すのですから、その地区の人たちにだけ利便を図っているのです。これは個人的な意見ですけれどもですね。もっ

と具体的にこの二つをからんだ時に、どこまで検討されているのか、真剣にされているのか、否定されるのはいいですよ。もうすでにここで、宮崎県で初めてでしょうから、選挙管理委員会について委員長にお尋ねしますが、選挙管理委員会に対して投票がありました。今までは普通提案されれば、そういうことで投票は行われていなかったのですが、今回は投票をいたしました。そして、新メンバーであろうかなと思うのですけれども、何回程度行われおりますか。質問いたします。

○選挙管理委員会委員長（細山田 ヒサ子君） 3回ですね。

○議員（5番 重久 邦仁君） また、新たに、選挙管理委員委員長となられまして、3回行われているということですが、前回でも私は一般質問で議事録等の提出を求めてまいりました。なぜならば、選挙管理委員会は、独自の委員会でございますから、議事録はあるべきだと思っております。その後、議事録をとっておられるかどうか、また、今とっておられないのであれば、今後はどのように考えておられるのか、質問いたします。

○議長（東村 和往君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（細山田 ヒサ子君） 今までは、議事録はとっておりません。選挙管理委員のほうでは、しかし、今後は、また4人で検討していこうと思います。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） なぜ、私がそのようなことを申しますかと言うと、ここに私は、平成18年度から町で出しましたよね。選挙事務の見直しと、いうことでこれが平成18年の町長選挙から15カ所あった投票所を11カ所にするという拡大のあれでございます。

では、その時に、最初にあった町長選は平成18年の9月です。それを契機として11投票所になりました。そして、投票率は当然のごとく下がっていきました。平成19年度の4月町議の選挙が11投票所でありました。もちろん、投票率も下がりました。そこから私は平成18年の9月議会から、いままでに回を追うごとに私は質問をいたしてきたつもりでございます。なぜ、昭和54年度から平成18年度まで続いた投票所、15カ所を11カ所にしなければならなかった理由をお尋ねしたわけです。選挙管理委員会に。その時に、議事録を見させていただきたいと、その経過、なぜそのように決定されたのか、その時に事務局長が大まか答えられた話は、「自立のまちづくりのために経費削減を中心として考えた場合、15カ所の投票所から11カ所の投票所において、200何万円の経費削減につながるから。」そのような理由を柱にして、11カ所になったわけですね。

しかし、通常我々が考えるのは、1年単位で経費削減の話なのです。4年に1回、町議選は、町長選においても同じですよ。大体。それに対して、経費削減につながるということを全面的に押し出されてもらったのじゃ、我々議員は、1回も全員協議会の中で「投票所をこのように削

減しますから、いかがですか。」という提案もなされないままに、決定したわけですよ。そして、前回にもお話ししました、行政改革会議で、このようになりました。そのことを答申したのだと言われるけれど、あれは、答申ではない。私も出席しちよったのですから。それをどんどん進めて行ったのは一体何なのでしょうかね。選挙管理委員会が主導でこのようにされたということは、私は記憶にないし、また委員長としていかがかなと思って、その見解をお尋ねしているのですが、今までの経過ということで、選挙管理委員会は、「そうだ、これは削減せんいかんわ。」と、特に6地区は多いじゃないかと、あそこに3カ所もあっておかしいじゃないかと、1カ所でもいいがという方向、そういう話等も含めて、検討されていたのかどうか、また、選挙管理委員会の委員長としていまだに投票率が下がった原因は、主たる原因はないと、なんだか分からないとずーっと平成18年から答弁されておりますが、選挙管理委員会の委員長として、その15カ所から11カ所になった経緯の流れについてのお話があれば1つ、もう1つは今言ったように、投票率の低下の主たる原因、要因はもう答えが出てもいいでしょう。4年たっておりますが、その2つ、ご答弁をお願いいたします。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今まで、選挙に関しての、この投票所に関しての一般質問の中で、今、ると質問されてきた内容でございまして、1つは、投票所が削減されたことによって、投票率の低下があるのではないかと、いうことを今まで言われた中ではやはり、選挙については、国政選挙もそうなのですが、地方選挙もそうなのですが、かなり選挙する立場の方々の認識が低くなってきているというのが1つあって、特に若い層での選挙に行く認識、こういったものが低下してきているのかなと、そして、それがそのまま経過をいたしまして、年数が経過してきている状況の中で、年代ごとに投票率が下がってきている傾向にあると今、分析をしているところでございます。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 次回、選管におきましても、我々議員の選挙が近くなればまだヒートアップするかもしれませんが、3番目の中に地区座団会の開催状況についてということで先ほども答弁は7月の下旬に予定しているという答弁でしたので、ぜひそのところにおいて、説明されるときに、経緯、経過、そして決定、その地区に、そしていままで削減された地域の中で、6地区の今の地域における投票者数、これは6地区、7地区、9地区、18年と19年の数字になっちゃってますけれどもね、増えております。6地区も4,900か4,368人、世帯数は1,547世帯、第7地区4,654人、1,751世帯、第9地区4,277人、1,569世帯、こういう人数が増えている世帯数、人口ですね。これらについても、削減されただけではなく、地域全体三股町全体をみわたした選挙管理委員会としての独自の意見もあっていいかなと経費削

減といいましたが、先ほど言いましたが、4年に1回の経費削減なんて、どこにいても笑われますよ。投票所を削減して、200万円経費削減になったと言って、こんなの通常年度で経費削減の数字はどこにも当てはまりませんよ。そして、今増えている人数のところですね、そういう世帯にも減らすばかりではなく、人口が増えているとかそういう利便性をくいまーるバスまで出すという町民のことを思うのであれば、増やすことも考え方の1つではないかなということ私を提言したい、提案したいと思います。

それと、ゆくゆくは、今、11投票所ですが、行政の考えとして、いかがかなと思うのですが、今、1地区から9地区まで公民館がありますね。そういう方向に行った場合に、あと2つ数を減らさなければいけないという意見もありますね。そういう考えもあるのかどうかをお尋ねしますが、お答えください。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 投票所の再編ということだろうと思います。これは、3月に町長が意見の中でございましたように、状況の変化が大きな変化があってそして、地区住民の要望等があれば、その辺を十分検討しなければならないと、というようなことを申されておりますが、そのとおりだろうと思います。そのやり方としては、人口が増えて距離との関係もございしますが、例えば、人口が増えてその地区が、かなり多くなるということがあったとします。それで投票所を2つに分けるかということ等も考えなければなりません、距離の問題もございします。いろいろな問題があって、そしたらその投票所をどういうふう運営していくか、ということを考えていくべきだろうと思いますので、例えば1つの方法としては、そこに携わる事務従事者が増えてくるといった方法もあろうかと思えます。そういった状況の変化の中で、逐次投票所の再編ということについては、考えていくべきではないかなと思っております。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 再編という言葉が出まして私も、良い言葉だなと思ったら、私はまた自分勝手に、良い方に思うものですからね、町長が前回答弁された「地区住民の総意としての要望があればそれに従って誠意を持って協議していく」というのは、再編してもう少し減らした方がいいんじゃないかという地区の要望があった場合にはそれに答えるという方向なのですね。私は勘違いしましてね、増やしてくれるのだと思ったら、地区からの住民の要望の総意として、「今、11カ所も多いじゃないか」と、「1地区から9地区しか公民館がないのだから、9地区投票所にしろ」とそういう要望があれば、それに従って誠意を持って協議していくと、これもまた考えですね。確かに考えてみれば、読みが私は浅かったなと思えますが。では、そこで、ここに皆さんに、議員に2人に1つしか渡ってませんが私の提案ですが、八王子選挙管理委員会の、町長さんにもお渡ししておりますが、東京都議会選挙、選挙の執行日は、平成21年7月12日

執行、日曜日ですね、そして投票所事務従事者に対しての募集人員、126人となっております。これは、「八王子選挙管理委員会では」と頭から始まっております、その間に選挙事務学生アルバイトの募集であります。このように、経費を安く済まそうと、安くあげようと努力されている。こういうことが本当の経費削減の道ではないのですか。投票所を削減して、200万円通年度の経費ではないじゃないですか。この削減は。これは、投票所に学生を126名をこういう賃金で、やってますよ。勤務日時は、AM6時30分からPM9時までですよ。こういうふうにご努力されていますが、取り組む姿勢はないのか、あるのか、お伺いしたいと思うのですが。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今の新聞記事だろうと思いますが、インターネットですか。その中身のほうは、十分理解していないのですが、確かに募集人員としては、126名。この八王子市の人口規模、これを考えた場合に、126人で選挙管理委員会のそういった事務を運営していくものなのか、その辺のところはこれではちょっとわからないのですが、例えば、三股町におけるパート事務の補助、これをする人数の中とその人口規模と見たときにそれに匹敵するのではないかなという気もするのですが、その辺のところはこの記事ではわからないと思うのですが。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 私が質問しているのは、今度、議会のほうにインターネットも引けるように設置していただいたので、活用した次第でございます。誠に有り難いことでございます。ぜひ、このようなのをインターネットで、八王子市、全国でやっているのですよ。僕はそれを提言しているのであって、これは云々、新聞記事なんてことを言われて、その裏面がちょっと怪しいですけどもね。表は正確なインターネットの委員会室に設けてもらったやつの中から、こういうのがあるなと思って探して、ぜひ活用して頂きたい。200万円とは言わない金が浮く可能性はあるかと思えます。

それから、午前中の啓発活動の取り組みについての質問に移らせていただきたいと思います。が、まだその啓発活動が、今度は衆議院が行われるのは目に見えておりますが、なかなか、選挙の啓蒙活動については、見えておりませんが、ぜひ選挙管理委員長、7月の座談会を含めて開催予定はないのかをお伺いしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（細山田 ヒサ子君） これは、選挙の日にちが決まり次第、計画いたします。

○議長（東村 和往君） ここで、1時20分まで、昼食のため本会議を休憩します。

午前11時58分休憩

午後1時20分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 質問用紙の事項の2番目、文化会館についてお尋ね申し上げます。

質問用紙の1番目、自主文化事業の取り組みについて総体的に教育長に文化会館の館長でございますので、お尋ね申し上げます。現在、今年新規に取り組まれようとしている自主文化事業、約1,300万円ほどだと思っておりますが、これに関わる本年度の計画及び目玉ですね、どのようにこれを生かそうとしておられるのか、お尋ね申し上げたいと思います。次の質問については、1つずついきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、文化会館の自主文化事業についてお答えいたします。

文化会館の自主事業につきましては、文化会館運営委員会の意見を伺いながら、審議の後、事業決定をするというプロセスで進めているところでございます。

また、自主文化事業の選定にあたっては、いかに多くの町民に会館を利用していただくかに、主眼をおきながら、特定のジャンルにとらわれることなく、幅広いジャンルから選定をしていくということで、取り組んでいるところでございます。

具体的には、1つ目に施設周辺事業によって、整備されました照明卓、及び音響卓を有効に活用して、自主文化事業に取り組んでいくということです。

2つ目に、多くの地域住民に利用していただくために、住民ニーズの把握に努め、多種多様の自主文化事業を積極的に実施するというところであります。

3つ目に、自主文化事業を通して、地域に貢献できる施設となることを、目指すことであります。厳しい財政状況を踏まえながら、今後とも自主文化事業の選択の精査、評価を行いながら、充実した事業の予算執行に取り組む所存であります。そこで、今年の自主文化事業の内容についてありますが、一応、17の事業を計画しておりますが、まだ今後未定の部分もありますが、できるだけ、住民のニーズにあったものを取り上げていこうというようなことから、毎月1回ないし2回ずつを用意しているところであります。細々については、ここではお話しませんが、よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 本年度における自主文化事業費約1,300万円における目玉ということで質問をいたしましたところですが、再度質問を申し上げます。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） まず、今年が目玉は、9月に三遊亭歌之助さんの講演会を入れるということ、それから、高校演劇コンクールが実施されます。11月です。その他、三股座の公演は2日に開校式を行います、その後しっかり立てながら、これも年度末にはしっかりしたものを公演していくということであり、その他、それぞれの、コンサートを計画しております。よろしいでしょうか。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 総務厚生常任委員会の研修で、文化会館、図書館、指定管理者制度導入ということで、前回、佐賀市東与賀町に行ったときに職員の方が1人随行されましたけれども、この自主文化事業、9月、11月、三遊亭歌之助さんですかね。目玉でやられるということですが、議員間、職員間いろいろと啓発活動はされているようではございますが、ここに我々も研修行ったときに、せっかく職員の方も随行されて、そういう意見等、やっぱり余にも経費、この文化会館建設から大きな争点にもなった文化会館です。それが、前回の答弁では、座席数も限定があり、これに対して指定管理者導入は無理だということなどを答弁されております。それはそうだなと、じゃ、しかしその後、我々が研修に行った先の時に職員も随行しながらいろいろなことで提言をこちらからも凛として察しておるのでございますが、それが活かされてこの事業費、相対予算は8,000万円だと思います。文化会館の総予算、その後の中の1,300万円は自主文化事業費として、取り組んでおられます。その中の目玉を聞きました。そして、今後また我々も研修行った先のことの提言等のことがあって、ここにいけばこう改善していくと、特に固定席の雑音ですかね、そういうのの取り組みは、いかがなっているのかお伺いします。

○議長（東村 和往君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） お答えいたします。客席については、可動席ということで、これについては、先般の議会の一般質問についても、すみませんでした、議案審議の際に可動式にしている理由、可動式の利用状況ということでお答えしたところです。これについて、可動式の椅子が揺れる、音がするということから、その解消はできないのかというご指摘等もいただきまして、メーカー等と協議してきたのですが、それについては、技術的に出来ないということです。それで、可動式にしていることで、椅子を引っ込めて利用するというのも比率的には3割程度ですが、その活用もなされているということです。この椅子の可動式の部分については、これはもう、つくる際にそういうことを議会に協議しながら説明しながら、そういうかっこうで導入した形になっていますので、そこについては、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 前にもいけない後ろにもいけない、しかし、年間予算を見るとこの、約1,300万円は31自治公民館に交付される金額同等なのですね。たしか、1,260万円かな。自治公民館に交付される金額、それを前にもいけない後ろにもいけない、こういう形でつくった以上はもうそれは、当然ですと、それも議会は承認の上です。となれば、いかに町民にそのことを理解させて、納得させてもらうには、大きなお荷物というふうにならないように相当なる内部の努力が必要ではないかと思いますが、今後とも、町民の納得できるような形で運営、その他には努力してもらいたいと思い、なお一層の努力をお願いするものでございます。

続きまして、小中学校について、質問の要旨は小中学校の教育指導についてであります。これは、取りも直さず、学校の喫煙、学校の教師における学校内敷地内における喫煙についての質問でございます。

まず、第1番目に、この喫煙についての受動喫煙防止対策についてということで、健康増進法第25条において、学校、体育館、病院、劇場、百貨店、事務、官公庁施設、その他、多数のものが利用する施設を管理するものは、これらを利用するものについて、受動喫煙を防止するために、必要な措置を講じるよう努めなければならないこととされています。これが受動喫煙防止法ですがね。はい。これで、この条文において定義ですね、受動喫煙とはということについての認識を教育長お伺いします。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 受動喫煙は、それぞれ吸う人たちあるいは、その周辺にある人たちの喫煙に関するいろいろな決まりのことを差すものだと思っております。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） そうです。室内または、これに準ずる環境において、他人の煙草の煙を吸わされることということだけを定義していますね。これは室内または、これに準ずる環境、密閉された室内、もしくは、外においてでもですけれども、それに煙というのにも対して準ずる環境においてですけど、そこでこの小中学校の教育指導ですけれども、教育長におかれましては、小中学校の敷地内において禁止ということを発令というか、学校等にそういうことの禁止ですよというのをされたのは、いつをもって、何月何日をもってということ、それを書面でされたのか、行動でされたのか、それからもう1点。これは、罰則があるのか。その2点についてお伺いします。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 三股町内の小中学校は、教育施設いわゆる敷地内は全面禁煙ということ、平成18年9月1日から実施しています。これは書面で、各学校へ通知して、そして各学校には、立て看板もそれぞれ、敷地内に立っていると思います。敷地内は禁煙ですよ。ということ

ですべて、4年目を迎えているところであります。これを変える気持ちはありません。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 変える、変えないの話は私はしているのではなくて、そこにいたる経過をお尋ねしているものです。

そこでお伺いいたします。小中学校の教職員数、その中で喫煙をされる方の把握、それから教職というものに対する絶対これは、学校子供たちを教職にある立場である以上、教職というものの認識、絶対これは吸ったらいかんと、先ほどの言葉を借りれば、そのように強い決断のもとにおいて、書面で通知されたようにお伺いしますが、この2点について、お伺いします。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 教職員の中で、幾ら煙草を吸っているかは、しっかり把握しておりませんが、中学校が先だって学校訪問をして、約65名ぐらいの職員がいます。それぞれ、講師その他含め、そのうちの20名ぐらいだろうということを知ったところであります。

ですから、煙草を吸うなどとは言っていないわけですから、敷地内では、だめですよ。それには、いろいろ学校の授業や行事やそして子供たちには、喫煙防止、薬物乱用防止ということをそれぞれ指導しております。そして、まず、学校の先生方からそういうところでは吸わないというようなことも守ってくださいますと言っているわけでありまして、場所を考えて吸えばいいことであって、参考までに中学校が非常に門前で見苦しいということでしたので、私がそのことを伝えたところ、今、駐車場に移って、場所を変えて全員吸っているそういうことであります。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 教職員の数の中で、約20名程度ではなかろうかなということですね。小学校を併せるともう少しいるのかなと。それで、先ほど最初に健康増進法第25条の制定の主旨ということでお伺いしてここに質問しているわけですが、教職である、それに対して約何名かは、吸って、吸うなどということではないと。制限はそこまではしていないはずだと。しかし、敷地外において、吸われることに対して、一般の町民、前回でも質問が出ましたとおり、あるまじき姿ではないかと。勤務時間中にそういうことはいかんじゃないかというのと、自然的にその敷地内での行動となると制限されます。団体に休み時間、10分かな、20人いれば、一斉に行くということはないでしょうけれども、たぶん気をきかせて、1時間目の授業に1年生のクラスの人が行け、2年生のクラスの人が行け、3年生の…それぐらいの話し合いで、そんなに10人も20人も団体でいる姿を見たことはありませんけれど、しかし考えてみれば、無理は言っていないよと、自由ですよと。それはそうでしょうね。私も煙草を吸いますが、特に、「日本たばこ」という大きなレットル等、これは薬物とかそういうのであれば、国が売っちゃいけないですよ。

これは3分の1は税金があるし、何があるし、町税とほとんど中身は3分の1で3分の2は税金対象物ですよ。いろいろなことで、今度は逆にいくと、この受動喫煙と、中身を読むと逆に受動喫煙を防止するにあたり、措置を取る努力義務を課すこととし、この第25条は受動喫煙による健康への悪影響を排除するために多数のものが利用する施設を管理するものに対し、受動喫煙を防止する措置をとる努力義務を課すこととする、ということは、今、教育長が外で敷地外で吸っているだろうと、あの施設を提供されたわけですか、いかがですか。私は、あれは提供じゃなくて、自助努力で教職の人があそこに日傘みたいなのをして、椅子をセットした缶がありましたけれど。制定の趣旨は僕はわかりましたよ。しかし、今度はもう1つ、施設を管理するものに対して、受動喫煙を防止する措置をとる努力義務を課すとなっておりますが、この点について、どう理解されていますか。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 町内の教育施設は教育委員会の管理ですから、ここはちゃんと管理していかないとはいけません。それを、校長に言ったりしているわけですから、それで、ご存知のとおり教育施設ということですね。施設が教育施設だということで、禁煙をお願いしているわけであって、外でどこで吸いなさいとか、そういうことは言っておりません。要するに、今、議員がおっしゃるように、1時間目終わりに、すーっと走って行って、吸うとかそういうことの内容ではないのです。昼休みとか、放課後とかある程度時間があるときに出て行って吸うという状況で大変見苦しいという状況だけは伝えてありますので、そこは本人たちが自覚しないとはいけません。と思っております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） それはわかるんですよ。外に行くと見苦しいと。しかし、施設を管理する教育長としては、今度は逆に吸う人ですよ。20名近くおられる人に対して、逆にこのことを課してますよ。努力義務を課してますよ。何か、努力されておられるような答弁ではないような気がしますが、いかがですか。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 結局、煙草を吸う人がどこかで吸うようなところをというような意味でとればいいのですか。それは、教育施設内には、そういう分煙室は設けないということです。ですから、外にどこで吸えというところは設けません。今、議員もだと思いますが、県立高校も既に、全施設禁煙ですから。そういう方向に全部今、行っている状況にありますから、そこはご理解ください。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 前回は私は質問したと思いますよ。病院ですよ。当然あってはいけないですよ。怪我をして、いろいろな手術をしたりとか。しかし、ちゃんと分煙室がありますよ。それをだから今言っている施設を管理するものに対して、受動喫煙を防止する処置をとる努力義務を課すということなのですよ。それをなさっていないのではということをしているのですが、そんなのは関係ないというような答弁ではちょっとおかしいのではないかな。ほとんど答弁になっていないですよ。みんなにやらせることは、やらせている。しかし、マンモス校ですよ。現状は。宮崎一のこんな均一化された規制の枠にそこまで徹底するのであれば、教育長、教育長の管理されているところに、灰皿がおいていないのですね。いかがですか。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 病院と学校とは違いますよね。学校は教育施設ですから、私は念を押すのは、そこなのですが。普通のこういうところは違いますから、そこははっきり考えてください。ご理解ください。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） じゃ、どう違うのか、あそこは人間じゃない人たちが働いているのですか。だから、最初に聞いた教職という聖職に値する人間だからですか。子供たちだからですか。その一点ですね。教育ですね。

では、それを統括されている、あなたのところは教育長の施設のところは灰皿が置いてあるのか、ないのかを今、質問しているのですが、置いてありますよね。答弁されていないですけど、実際置いてありますがね。やっぱり自分が命令を出した以上、その敷地、それもやっぱり一律に規制すべきではないですか。規制できないということは、我々もこれを売っているじゃないですか。日本国が。そんなに聖職の人にだけ、子供に矛盾を教えてやらないかんですがね。大きくなったら煙草を吸う人が近くにいたら、その人は職を辞めるのですか。もう少し、実質面用として、運用してもらわないと、きれいなところにあまりに育って、給食の問題がありましたですがね。O-157なんてあんなの、我々のここに虫ができていた時からすると、全然考えられないような病原菌ですよ。大人になった時に煙草を全く100%吸わない日本にあなたがするのであれば規制してください。そんな矛盾なことを、大の大人が宮崎県下においていっこうだに、教育長、全県下教育長がみんなに命令して全小中学校規制ですか。僕が聞いたら、「それは努力義務に課しているだけのところもありますよ。」という答弁でしたよ。もうちょっと運用に、私は一緒にあそこで煙草を吸っている人に聞いたのですが、言うとは後々いかんから、学校内の方で聞きました。「やっぱり私たちもいろいろとストレスがある。」と言いました。それはそうだろうと思いますよ。今、年々成績も中学校は良くなっているそうじゃないですか。ましては、今朝、新聞を見

ると、水泳が3年生ですかね。大会新記録、女子男子1位と名前が書いてありましたね。都城圏域全部を含めた中で。三股中、三股中、三股中と書いてありますよ。これもやっぱり一重に、教育しておられる教育長も立派だが、現場におかれる教師の人たちも一生懸命されている結果だと私は思うのですよ。その点について、施設を管理されている教育長におかれましては、施設内に措置をとる努力義務として、学校内に、そういう分煙室をつくってやったらいかかかなという提案をいたしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 大変有り難いお言葉ですが、分煙室を設ける気持ちはありません。要するに学校の先生方は、学校内だけは禁煙ですよ。外を出たときには吸ってもいいですよ。とそこまでは規制しておりません。各町村の態度は違ってくるのは当たり前ですよ。三股町は三股町の教育委員会が管理するわけですから。そこはいろいろ違ってくると思います。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） その、そこまで来ると今度は、教育の今あなたがおっしゃっているその力強いお言葉ですね。子供たちは守ってやらないかと、よくわかります。しかし、他の小中学校で100%実施できないものを、そのマンモス校において、一生懸命されている先生方の実情と、あなたが施設を管理するものに対して、受動喫煙を防止する措置をなんらとらない。努力義務を果たさない。自分の権利だけは使用される、私はひと方にそのようにして思えてなりません。教育委員会の在り方、教育委員会の委員長としての教育長としての在り方、非常にそういう見識を持った人たちが、今の日本の教育を誤っているということも、ひと言僕は言いたい。一生懸命クラブ活動をやっている顧問の先生方に対する評価、話は横にそれましたが、やっぱり一統治者であろうと、あなたが一生懸命やられるけれど我々議員みたいに選挙でなったわけでもなし、4年ごとに変わる町長選挙においても、任命権者における推薦、それでも教育委員会の中の1番トップは教育委員長という立場が組織図の中で見てみると、三股町の組織図の中では、教育委員会、その下に教育長と、そういう立場で組織図にはあるのに、私が言った以上は4年間は絶対100%させない。少しは「議員があげん言うどん、まこち手が震えてチョークも握らん」とそれぐらいまでの教師はいないかもしれませんが、我々が小中高時代には、特色のある立派ないい記憶に残る先生がおりました。私はそれも、いち反面教師の中で私はそれもやっぱり人格形成の中では、良い先生だったよなと思っております。画一的な教師像を求める教育長の姿、私は、一義あります。勝手な言い分ですが、反論があればどうぞ。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 画一的な教育ですもうという考えはありません。この禁煙に対しては、

要するに青少年の健康その他で、このようになってきている状況、憲法を守るということで来ているわけですから、そこは僕は教育する一つのリーダーとしては、やっていかないといけない状況だというふうにも思っていますので、そこはご理解ください。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 次に行きます。4番目、総合型地域スポーツクラブに質問の要旨としては、組織運営と取り組みについてお伺いします。現在の取り組み状況、及び組織運営について答弁を求めます。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、総合型地域スポーツクラブについての運営と取り組みについてお答えします。総合型地域スポーツクラブは国がスポーツ振興を基本計画の柱として掲げまして、全国の市区町村に1つ以上のクラブを創設することを目標に推進してきたものでございます。本町では、平成18年度から2カ年間の準備期間を経まして、昨年、平成20年度3月に旭ヶ丘スポーツクラブが設立されたところであります。

しかしながら、設立当初で、自主財源が少なかったことや、クラブの核となる、運営スタッフがいなかったことなど問題を抱えておりまして、抜本的な立て直しを図るため、これまでの経過を分析、検証をしまして、問題や課題を抽出するとともに、先進的な取り組みを行っているクラブの研修等を行ってきたところであります。その結果、クラブの運営に関わる専任スタッフの雇用、子供から高齢者まで、それぞれの年齢層において参加できる教室の創設、スポーツくじなど、助成事業の活用を今年度から実施することにいたしました。

目新しい事業といたしましては、小学生を対象にした野外活動教室、高齢者を対象にしたスポーツ教室などを企画しているところであります。組織運営については、本年度から、クラブの責任者である理事長に上水漸さんが就任されたところであります。また、事業運営に関わるスタッフとして5名を配置し、クラブの拠点である事務局を第6地区分館から、中央公民館に移転したところであります。活動拠点がまちの中央に移ったことで、多くの町民にクラブをPR出来きました、教育委員会との連携も図ることができるものと考えています。教育委員会といたしましては、クラブの自主運営に向け今後ともできる限りの支援をしていく必要があると考えているところでございます。

以上であります。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） この理事長に新たに就かれました上水漸さんにつきましても、まだ、62歳でリーダー的な存在であるかと思えます。ぜひ、これを発展させていただくとともに、出来れば、議員の中でもスポーツ好きな方がおりますので、何なりと、顧問なり、何なり任

命していただければなと思う次第で、提言いたすとともに、もう1つ、健康増進イコール健康管理センターがありますね。あそこで、前年度700万円使って、三股町の一人一人の健康診断の統計を出して、約700万円使いましたけれども、それとのリンクをしながら三股町のよりよいスポーツと健康イコールだと思うのですけれども、その連帯の動きはないか、また今後する気はないかお伺いします。

○議長（東村 和往君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 健康管理センターの方に、機具類がせっかく備わっているということで、スポーツクラブの方でも、その連携が図れないかということで今、健康管理センターの方と協議を進めているところです。

○議長（東村 和往君） 重久君。持ち時間が少なくなっておりますので、そのつもりで簡潔にお願いします。

○議員（5番 重久 邦仁君） 続きまして、5番目の農業振興について、耕作放棄地の解消について、お伺いをします。質問の要旨、現状の取り組みと①、②、③とありますので、要領よく質問しておりますので、答弁をお願いいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） それでは、農業振興について、①、②、③それぞれ関連がございますので、一括して答弁をさせていただきたいと思います。本町の耕作放棄は農業従事者の高齢化や、担い手不足による農地未利用地が平成20年度調査時点で、8.8ヘクタールがございますが、その後1.6ヘクタールは復元に取り組み、また0.8ヘクタールが復元の予定でございます。本町の場合、平成20年度に耕作放棄地解消のため、「三股町優良農地創出プロジェクトチーム」を設置し、各地域の農業委員による地権者への意向調査を行い、解消に向けて活動しているところでございます。今年度は今回、国の補正予算の中に耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業がございますので、各種協議会と十分協議しながら、取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 産業振興課長。

○産業振興課長（下沖 常美君） 今、町長の方で申し上げましたように、本年度の国の補正予算の方にもありますし、また、農業公社の方が取り組んでいます、宮崎フロンティア農地再生事業というのもあります。これも、基本的には国の事業とタイアップして行ってますので、この場合は、国の補助プラス県の補助金もついているということで、そういう事業もありますので、解消に向けて国の補助事業も平成23年までということになっておりますので、それも含めて、農業委員会を中心に解消に向けて進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 宮崎フロンティア21再生事業ですね。県の方でもプロジェクトを進めています。ブザーがなりますけど、議長ちょっと延ばさせていただきたいと思います。平成21年4月1日付けの農林振興局長通知、耕作放棄地再生利用緊急対策実施の要綱、5カ年が通知されたが、三股町の耕作放棄地に対する今後の取り組みを1つ。それからもう1つ三股町内には、農地、水、環境を見守る三股会を中心に、アーモンド、ゴマ、ナタネを生産し、失業者対策、障害者対策、遊休地農地の解消対策、地域環境保全対策、農業エネルギー対策、食料自給対策、担い手対策等々の取り組みを実施したいとのパイオニア組織、大野、長田、梶山、宮村、勝岡等が誕生したが、行政としてもこれをご支援していただけるかお伺いし、最後の質問といたします。

○議長（東村 和往君） 産業振興課長。

○産業振興課長（下沖 常美君） 今の、今後ということですが、耕作放棄地につきましては、各県それから地域において、協議会を設立してその中で、この地区はこの耕作放棄地に事業として取り組んでいかどうかというそういう事業の審査、それから経費の問題等も精査しながら、位置を決定していくということになっております。ただし、本町の場合は、耕作放棄地がまとまって、ヘクタール単位であるというのほとんどありません。1反、2反あたりの放棄地ということになっていきますので、そこあたりが予算的にどうなのかといういろいろな問題もあります。基準としては、10アールあたり6万円以上かからないと補助が出ないという、フロンティアも一緒ですが、そういう事業ですので、そこあたりも十分精査しながらやっていかないといけないということになっております。

農地、水、環境保全という事業が先ほどありましたが、これについては、趣旨が景観等に対する農地、水、環境ですので、先ほど言われました、アーモンド、ゴマ等のそこで販売という目的が出てくれば全く違った団体を作っていくといけないという、収益が出てきますので、それはそれなりの団体を作ってもらわないといけないと思います。それは、収益が出てくるとなれば、なかなか町の補助としての考えがなかなか難しくなるのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（東村 和往君） ここで、2時10分まで本会議を休憩します。

午後1時56分休憩

午後2時10分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。発言順位8番、池田さん。

〔7番 池田 克子君 登壇〕

○議員（7番 池田 克子君） 通告いたしました、1、健康管理対策におけるがん検診の受診率向上についてと、2、学校教育における特別支援教育について、それぞれお尋ねいたします。

まず、1番目のがん検診の受診率向上について、今年3月議会の一般質問でも申し上げておりましたが、その後何らかの対策を検討されたのでありましょうか。再度の質問となります。前回の答弁によりますと、他のがん検診に比べて女性特有の乳がん、子宮頸がんの受診率が特に低かったので、大変危惧いたしているところであります。この女性特有の2つのがんは当町だけでなく、全国的にも極めて低い受診率とのデータであります。近年、子宮頸がんや乳がん罹患する若い女性が急増しております。「余命1カ月の花嫁、乳がんと闘った24歳、最後のメッセージ」というのが、上映されて今話題となっております。まさに、自分たちの身近なこととして、意識啓発につながることを期待いたしております。毎年、子宮頸がんでは、約8,000人が罹患し、約2,500人が死亡、乳がんでは35,000人が罹患し、約1万人の女性が命を落としております。国も受診率を50%にアップすると目標を立てまして、地方交付税措置で予算倍増をしているようではありますが、各自治体の実情を見ますと、余り期待のできる結果は出ていないのではないのでしょうか。

女性は、女性特有のがん検診になぜ行かないのでしょうか。さまざまなアンケートや意識調査から明らかにされたところによりますと、恥ずかしい、怖い、痛そう、知らなかったという実態であります。かつて、受診率が低かったイギリスにおいて、対象女性全員に受診、勧奨通知をした結果、飛躍的に受診率が伸びたそうであります。そして、当然ながら、死亡率も毎年7%ずつ低下していきました。

そこで、我が党のがん対策プロジェクトチームが次のようなことを検討いたしました。多くの女性に検診に行ってもらうためには、まず、無料であること、個人に通知がされること、いつでもどこでも受けられること、そして、検診の必要性を啓蒙すること、これらがポイントではなからうかということであります。

今回の女性特有のがん検診推進事業の実施はまさに女性の声に耳を傾けてくれたうれしい国策であったと喜んでいるところであります。皆様にご協力いただいた、がん対策の強化、充実を求めた署名運動も功を奏したと感謝いたしました次第であります。これによって、1人でも多くの女性が、がんで苦しまず、命を落とさずに生活できることとなります。これは、本人のみならず、御家族を初め、全国民の望むことであります。この事業の基準日は6月30日となっておりますが、5月29日に開催されました、がん対策担当者会議において、がん検診台帳の整備、検診機関と

の調整、検診手帳の検討など、事前に準備するよう協力願いがあったかと思しますので、次のことをお尋ねいたします。

女性特有のがん検診の対象者について、それぞれ乳がん、子宮がんの該当者は何名おられるのでしょうか。女性特有のがん検診推進事業における無料クーポン券の早期配布について、受診しやすい体制、休日、早朝、夜間づくりについて、それぞれお尋ねいたします。

次、(2)の学校教育における特別支援教育について、お尋ねいたします。この件につきましても、平成19年3月に一般質問いたしておりましたので、再度の質問となりますが、今回は、法的に位置づけられた特別支援教育の在り方について、質問させていただきます。

学校教育法等の改正により、次のように変わりました。障害のある児童生徒などの教育について、障害の種別等に応じ、特別の場で指導を行う特殊教育から、特別支援教育への転換が図られました。平成19年4月よりの実施であります。特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導及び、必要な支援を行うと定義されております。

また、知的な遅れのない発達障害も含めて特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての学校で実施されるとあります。特別支援教育が法的に位置づけられたことによりまして、小中学校に在籍する障害のある児童生徒に対して支援を行うものを特別支援教育支援員として、配置できるようになりました。支援員の業務内容の一例を挙げますと、学校教育活動上の日常生活の介助、つまり、食事、排泄などの補助や車椅子での教室移動の補助などや、学習活動上のサポートなどです。LD学習障害、ADHD周囲欠陥多動性障害、高機能自閉症等で特別な支援が必要な児童生徒は通常の学級において6.3%程度在籍しているとみられております。そこでお尋ねいたします。

当町においての障がい児、児童数は何人ぐらいおられるのでしょうか。各学校ごとにお尋ねいたします。前回の答弁の中で、単独事業として、補助教員を雇用し、特殊学級への発達支援に取り組んでいるとありました。今回の特別支援教育支援員と補助教員との違いはどこにあるのでしょうか。給与に対する体系の違いはわかりますが、支援員としての処遇にはならないのでありまじょうか。それぞれの人数も含めてお尋ねいたします。支援員の業務内容も先ほど申し上げましたが、食事、排泄などの補助とか考えますと、1対1で対応しなければ先生方の授業にも差し障りが出てくるのではないかと危惧されております。国では本年度も特別支援、教育支援員を配置するため、地方財政措置で360億円計上しております。支援員の確保を積極的に要請されたのでありまじょうか。もっと拡充すべきだと思いますが、いかがお考えになりますか。今、一度お尋ねいたしたいと思っております。

以上で壇上よりの質問を終わります。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

1番目の健康管理対策における、がん検診の受診率向上について。①の女性特有のがん検診の対象者について、それぞれ乳がん、子宮頸がんの該当者は何名かということでございます。国による対象者は、平成21年6月末現在で、三股町に住民票のある年齢該当者となっているため、正確な人数がまだ出せない状況でございます。6月9日現在の対象者は、子宮頸がん検診対象者は20歳が130名、25歳が137名、30歳が168名、35歳が169名、40歳が154名で、計758名でございます。乳がん検診対象者は、40歳で154名、45歳で168名、50歳で198名、55歳で198名、60歳で209名で合計927名となっております。

それから、②の女性特有のがん検診推進事業における無料クーポン券の早期配布についてでございます。この事業は、国の経済危機対策といたしまして、平成21年度補正予算、去る5月の29日に可決成立しておりますが、これに計上されたもので、内容といたしましては、国から市町村へ100%の補助で平成21年度の単年度の事業でございます。無料クーポン券及び検診手帳を対象者へ配布することとなっておりますが、検診、受診体制を整え、町の補正予算計上などを考慮すると、無料クーポン券、検診手帳配布は9月以降となる予定でございます。そこで、去る6月の5日、県の担当者会議でも県内のほとんどの市町村が9月補正計上ということで、ございまして。そういうわけで体制が整い次第、配布する予定でございます。

それから③の受診しやすい体制、休日、早朝、夜間の体制づくりについてでございますが、三股町は5月から2月まで指定医療機関での個別検診体制をとっております。自分の都合に合わせて受診ができるよう考慮いたしております。過去に、休日、早朝がん検診を実施した経緯がございますが、受診者の増にはならなかったわけでございます。女性のがん検診対象者の中には、年代的に、勤労者も多いことから、各事業所におきまして、がん検診受診のための休暇を取りやすい職場づくりも必要かと存じます。

今後のがん検診、受診について、普及啓発活動を積極的に実施し、受診しやすい体制づくりを検討してまいりたいと考えているところでございます。

次の学校教育における特別支援教育につきましては、所管の教育委員会の方から答弁をお願いいたします。

以上で回答といたします。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、私のほうから、学校教育における特別支援教育についてお

答えいたします。

まず、発達障害児の児童数等でございますが、特別支援教育について、全国的な数字を見ますと、小中学校の特別支援教室の数が昭和60年度が約2万2,000学級、平成18年度は3万6,000学級と大幅に増加している状況にあります。また、通常の学級に在籍している児童生徒についても、先ほどありました、LD、ADHD、高機能自閉症により、学習や生活の面で特別な支援を必要とする児童生徒が約6%程度の割合で、存在する可能性があると言われております。本町におきまして、特別支援学級の数ですが、長田小学校を除いて、6小中学校に特別支援学級を設置しております。特別支援学級に在籍している発達障がい児ですが、三股小学校は4名、勝岡小学校4名、三股西小学校が5名、梶山小学校が2名、宮村小学校が1名、三股中学校8名の計22名が特別支援学級に所属しております。

次に、通常学級に在籍している、発達障がい児数は、小中7校、併せて70名ほどが在籍している状況でございます。

次に、補助教員と特別支援教員との違いはどうかということですが、特別支援教育については、平成19年4月に学校教育法が改正になりまして、特別支援学級だけでなく、通常の学級においても、発達障害を含めまして、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、適切な教育を行うことが明確化されました。このような状況を踏まえまして、本町においては、平成20年度から特別支援教育支援員を三股小学校と三股西小学校にそれぞれ1名、計2名を配置しまして、通常学級における日常生活、動作の介助や学習活動のサポートを行っているところでございます。一方、補助教員は本町独自の取り組みといたしまして、特別支援学級専任として、雇用しているもので、平成18年度から平成20年度までの3カ年は、三股西小学校に1人、本年度は三股中学校に1人と配置しているところでございます。

特別支援教育支援員の拡充についてでございますが、3番目、特別支援教育支援員は現在2名ありますが、この人数では在籍している発達障がい児の人数、学校側の要望に答えきれないことを十分理解しているところでございます。そこで、現時点における対応といたしましては、長田小学校の複式補助教員のうちの1名を要請のあった学校に週1回の割合で派遣したり、校内就学指導委員会を通しまして、対応しているところであります。

なお、特別支援教育支援員については、先ほどもありました、国の方で、公立小中学校の支援3万人分で約360億円が計上されて、1校あたりに換算すると120万円になるということになって、地方財政措置がされているところであります。教育委員会といたしましても、支援員の拡充の必要性は十分認しておりますので、今後学校、財政当局とも協議しながら、このことについては積極的に取り組んでいく所存でございます。

以上であります。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） まだ、具体的にはあまり進んでいないようなことをご答弁いただいたのですけれども、私、先ほども申し上げましたように、国のほうから、推進しなさいということは先もって言ってきてあると思うのです。ですから、当然、台帳の整備とかあるいは健診機関等の調整とか、打診してこなきゃいけないんじゃないかと思うわけですから、その辺もまだ、全くされていないのでしょうか。もう1回お尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 町は打診はしておりますけれども、先ほど、町長の答弁の中で、9月以降になる予定とあったのですけれども、都城市の方に聞いてみたら、医療圏が都城市、三股町一緒なので、7月補正ですか、7月臨時会がある予定になっていると思いますので、その中で、早めに経済危機対策関係であげようかなとは思っておるところでございます。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） もう、何回も申しますけれども、いろいろな対策の中で、この件については、こうしないといけないとか、こういう問題が出てきた場合はこうしないといけないという検討会というか、内容、その所管の皆さんの中で全く何もすり合わせしていないのですかね。そういう時期が来ないとしないとかそういうことですか。いろいろなことが想定されると思うのですよ。例えばですよ、住民基本台帳に載っていない方いらっしゃいますよね、DV被害者とかですね。あるいは、里帰り出産で、滞在されている方とかですね。そういう方たちが、住民票はないわけなのです。しかし、そういう方たちも申し出があった場合は、補助対象になるというようなことは国は言われているわけですから、そういう方たちに対する周知徹底みたいなものも、必要かと思うのですが、そういうものも全く検討されていないのですか。もう1回お尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 一応、聞いたところによりますと、国の方の、対象者については先ほども言われてきましたように、6月末現在で、三股町に住民票のある年齢該当ということで聞いております。先ほどいわれた、里帰りとか、そういう人についてはちょっと今のところわかりませんが、国の方では、住民票のある年齢該当ということで聞いております。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） この件は、国がはっきり答えを出しているのですよ。ですから、そういうものをしっかり国の方にこれに関してはどうなのですかとか、そういうものは当然聞いておくべきじゃないかと思うのですよね。私が入手しました情報によりますと、いろいろな問いを各自治体の方が問い合わせをしているのですよ。それに対して、国の方も答えを出しておりま

すので、そういうものも、ぜひこれは、ご自分たちの中で早くそういう情報を入手していただいて、対処方がその時になって、これはどうだ、ああだあって、戸惑いがないような形で、受け入れ態勢をしていただきたいと思います。その辺ぜひよろしくお願いします。

それと、実際この診療のクーポン券が外された、そしてこれが、使用期限が市町村がクーポン券を発行した日から6カ月とその間に受診していただきとなっているわけですがけれども、6カ月あるからもうちょっと余裕があるから、後でしょうなんてこともあるかも知れません。ですから、それを考えると、期限切れになる、賞味期限ではないのですけれども、賞味期限切れになる、間近になって、そういう人たちへの受診干渉というようなことはできないのかどうか、その辺の検討とかお考えとかはないのでしょうか。もう1回お尋ねします。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） クーポン券については、まだ協議はしていないのですけれども、それを言われるのであれば、文書の中に期限が6カ月間あり、何カ月間なので、早期に受診をしてください。ということしか今のところは考えておりません。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 今回のこの受診に関しては、本当に受診率が上がることによってもちろん、医療費もそうですけれども、早期発見、早期治療することによって、そういう命を落とすとか、あるいは、それにもって、苦しむことを本当に国を上げて、がん対策をしようとしたことでもありますので、それを考えるともうちょっと取り組みを真剣に捉えていただきたいと思うのです。ですから、いただいた方自体は、さっき言ったように6カ月間まだ余裕があるからなんて、後回しにする可能性も十分考えられるわけですから、むしろ、こちらの方がそういう受診を皆さんが100%していただけるそういう熱意を表すためには、例えばですけれども、広報車等で受診の日程がもう間もなく切れますと、ぜひクーポン券を貰われた方は全員受診してくださいという、広報塔でも使ってでも促していく、受診を促すその辺の熱意を考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。この件については。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） その件については、6月5日に県の会議があって、まだ内部ではいろいろクーポン券がいつ配られるというのがまだ決まっていませんので、協議はしていると思いますので、その辺を私見て、いろいろ検討していきたいと思っています。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） やることは間違いのないわけですから、していただくことはですね。ですから、後は自分たちがそういう事業に対して取り組みの姿勢、さっきからいいですけども取り組みの姿勢をどう持っていかその熱意が自分たちの各自治体のそういうものというのです

かね、取り組みの姿勢がそこで問われていくわけですから、クーポン券が出来てからとかそういう問題ではないと思いますので、ぜひ、前向きに検討をしてください。よろしくお願いします。

それと、ここで質問いたしました中で、休日、早朝、夜間、これもぜひやっていただきたいということを申し上げたわけですが、さっき、町長の答弁の中で、過去にも実施したけれども実績がなかったというようなことをおっしゃったのですが、それは、前は前のことであって、今回は全く国上げての取り組みであるわけですし、国もこれを推奨しているわけですよ。夜間、休日ということは働いている方に対してですね、あるいは夜間もそうですね。そして、また早朝、これもまた大体働く方に対する取り組みになるかと思うのですけれども、これ自身も実際しっかりと医療機関の方にもこちらがこういう方向でやっていただきたいというそういうものをまず、言っていたきたいと思うのですが、いま1度、ご答弁をお願いします。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 今言われた通り、検診業務はこのことなのですけれども、ならなかったということなのですけれども、これにつきましては指定医療機関等とも話をして、今言われたように、早朝、夜間の健診等もできるようにお話していこうと思います。

以上です。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） それでもって、100%またいっていただけるのは幸いですけれども、それでもまたもれる方もあるかと思うのですね。そこで、個別健診ということになっているのですけれども、乳がんに関しても、子宮がんに関してもそうですね。マンモグラフィー車とか、婦人健診車とかそういう公的機関のそういうものもあるわけですね。そういう、車等を利用した呼びかけですね、そういうものは今後考えられないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） そういう医療機関関係もあたってやっていこうと思います。その健診が、我々役場職員で、我々で出来るものであればいつでもできるのですけれども、今言われましたように、指定のドクターでないとがん検診は難しいできないことなので、一応その辺は協議しながらしていこうと思います。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） ぜひその辺も含めてお願いしておきます。

また、この受診率を上げるために、あらゆる手立てをしていただかなければならないのですけれども、前回も申し上げたのですが、会社等の健診、町長も答弁いただいたのですが、やはり会社をあげて健診を協力していただく体制ですね。そういうの中で前回の答弁では、社保と国保の違いがあるので、それは、どうなのかなと検討したいという答弁でした。しかし、今回の場合

は、そういうことで、また、国をあげてしようとしているわけですから、企業に対する要請もぜひ検討をいただきたいと思うのですが、これに対してはいかがでございましょうか。もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほど答弁申し上げましたが、せつかくの国の制度による事業でございますので、各事業所に対するこの周知徹底、普及啓発を十分やっていきたいと考えております。やはり、女性の方の乳がん、子宮頸がんという非常に女性にとりましても、この病気については、かねがね、それぞれ考えておられると思いますので、やはり何といたしても、PR、啓発活動が大事ではないかと考えております。受診しやすい環境作り、こういうものを今後考えていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） ぜひよろしく願いしておきます。

次にまいります。発達障がい児、あるいは情緒障害とか、今、本当にご家族の方にとっても、お気の毒なぐらい、苦悩されている方がいらっしゃいます。自分たちでできることは何なのかな、と考えたときに、その子供の人権をいかにしてみんなが認めてその子をしっかりサポートしながら一人前になって本当にあの子は立派になったと言えるような子供に成長していただくためにいろいろ国も今回特別支援員として対策をとっているわけなのですが、教育長のご答弁の中には、なかなか、支援への拡充に対して県がなかなか動いてくれないとか、というようなことをおっしゃったわけですね。前回も平成19年度3月でした、申し上げたのが、その時も県に要請したいというご答弁だったのです。ですから、今でもまだそれが、ま、その時は1名だったのかね、それが2名になったということになるわけでしょうかね。ちょっと人数的に多分1名だったと思うのですが、それが2名になったということで、少しは進展したのかなと思うのですが、他の子供たちが授業を受ける中でも、その子供がいろいろなことで、手をとられるとした時に、他の子供にもまた影響があるというそういうものもあるわけなのですが、例えば、その支援員の方だけじゃなくて、もっとそういう大体といったらおかしいのですけれども、その方々に代わるような支援員の方というのはいらっしゃらないものなのではないでしょうかね。ちょっとお尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 特別支援員については、今、池田議員がおっしゃったとおりその後1名から2名、そして、特別支援に関わる補助として、入れておりますから、それで、三股町では、特別支援に関わる人も小学校の免許を持っている人を採用しています。というのは、学習指導を

しているところで、同じ場所で指導してくわけですから、やっぱりそういう免許を持った人を採用して行くべきだろうと考えまして採用している。ただ、採用するだけならどうでもわかりますよね。そこで、その子に対して指導もしないといけないということだったら、やっぱりそういう人を採用するべきであろうというふうにして、今、採用している。それで、今後はこの支援員を増やす方法で、検討していかないといけないと思います。というのは、ご存知のように障がい児が増えてきておりますから、学級にですね。大変です。1人の先生が教えて1人は外に飛び出していく、それをだれが指導するかとなったときには必要ですものね。そういう意味では、このことは進めないといけないと思っている。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 実は、前回の答弁の中で、教育長が特別支援コーディネーターを配置していると、各学校ごとに、そしてその子供たちですね。その子供たちに対して、そのコーディネーターの方が対応するというようなことをご答弁いただいたのですが、このコーディネーターの方は現在はいらっしゃらないのですか。いらっしゃるわけですか。じゃ、その方はいまどういうことをなさっているのですか。お尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 平成19年の4月の法改正から、各学校の教職員はすべて、特別支援教育に関わる、認識と指導力がないといけないというふうになってきているわけです。そうすると、各学校には、コーディネーターとして、他に1人いるわけです。学校の教諭の中に1つの役割として。そして、特別支援に関わる研修会を持ったり、そういうところにコーディネーターは、いろいろと情報を集めたりしてしているところです。各学級にそのようにいるから、みんなの先生方が特別支援教育にそういう指導力がないと出来ませんから、そういう意味から、特別支援教育は全教職員で行う、そして、一番良いのは、10名には10名いるのが一番いいのでしょうけれども、そういうことは財政的にできませんから、それは今の法改正でそのようなことになって各学校にあります。コーディネーターとしては、その人はもちろん授業を持ち、普通の先生方で、その人に気づくという。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 今、職員の方がいろいろ研修を受けられて、そして支援等と大体同じようなことも、しっかりされているというようなことかと思うわけですが、実はその研修を受けられているのに関わらず、なかなかその先生方の性格とかいろいろなものもあるのでしょうけれども、なかなかその研修が、現場で生かされていないという現状もあるみたいなのです。そうしたときに親御さん、保護者の方がそういう評価をするというか、そういう制度的なものとかは、どんなでしょうか。お考えになられないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 今、おっしゃるとおり、もう先生方の中にはそれぞれ、それに秀でた人、そして、普通の人、もちろんいろいろおります。十人十色で。ですから、以前は特別支援、特殊学級は特殊学級の先生だけがやればよいというような考え方が強かったのです。だから、一般の先生たちは、関わりあわないということが強かった。今そういう条件になって、みんなの人がそういう方に目を向けなさいということになっていきますので、今おっしゃるとおり、それだけ学級の参観日があったり、学校がいろいろそれに向けて評価してきていますから。その項目の中には入れて評価してもらうことはできます。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） ご父兄の方にもまたいろいろいらっしゃって、そのことが、全部正しい情報かどうかは、わからない面もあることはあるのですけれども、やはり、目標というか、目的は子供たちはいかに安心して教育が受けられて、その子が成長していけるか、というのが1つの本当の目的なのですけれども、策とか方法とかのそういうものに目を向けられているというのも考えられるのですけれども、皆が納得できるように、しっかり子供たちのフォローをしていただきたいなと思います。

この、特別支援教育というのが法的に位置づけられたというのは、本当に大きな意義があると思うのですけれども、児童生徒も要するに一人一人に光が当てられたということですので、その子はしっかりした人権を持っているわけですので、今後そういう支援教育に対して本当に皆が真剣に取り組んでいただくとその子供たちが、本当にどんなにか立派に成長するのかなということで、今後の教育の中で、期待をするわけです。

今は大変ですから、教育ということに関してもむしろ、親を教育していただきたいのでは思うようなこともあるのですが、本当に教育という現場は大変な現場だと思いますけれども、教育長さんをはじめ、皆の方が一丸となって、この対策に取り組んでいただければと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（東村 和往君） 一般質問はこれにて終結します。

○議長（東村 和往君） それでは以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後2時52分散会

平成 21 年 第 5 回 (定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第 5 日)

平成 21 年 6 月 24 日 (水曜日)

議事日程 (第 5 号)

平成 21 年 6 月 24 日 午前 10 時 00 分開会

- 日程第 1 常任委員長報告
日程第 2 質疑
日程第 3 討論・採決 (議案第 5 5 号から議案第 6 6 号及び陳情第 4 号)
日程第 4 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
日程第 2 質疑
日程第 3 討論・採決 (議案第 5 5 号から議案第 6 6 号及び陳情第 4 号)
日程第 4 議員派遣について
-

出席議員 (12 名)

1 番 指宿 秋廣君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 大久保義直君
5 番 重久 邦仁君	6 番 東村 和往君
7 番 池田 克子君	8 番 原田 重治君
9 番 中石 高男君	10 番 山中 則夫君
11 番 黒木 孝光君	12 番 山領 征男君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	桑畑 和男君	副町長	-----	木佐貫辰生君
教育長	-----	田中 久光君			
総務企画課長兼町民室長	-----				渡邊 知昌君
税務財政課長	-----	原田 順一君	町民保健課長	-----	重信 和人君
福祉課長	-----	大脇 哲朗君	産業振興課長	-----	下沖 常美君
都市整備課長	-----	中原 昭一君	環境水道課長	-----	岩松 健一君
教育課長	-----	野元 祥一君	会計課長	-----	山元 宏一君

午前 10 時 00 分開会

○議長（東村 和往君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。日程に入ります前に、町長より一言発言の要求がありますので、お願いいたします。町長。

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。本日の議事日程に入られる前に、当局の方から一言、お詫びを申し上げたいと存じます。

今、議会にご提案申し上げました議案の中で議案第 5 6 号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」の件につきましては、提案理由の中で建築確認申請時の手数料を今回廃止することで、これまで、申請されてこられました受益者の方々への取り扱い手数料に配慮が欠けていた旨の説明が不足していたわけでございます。この件につきまして、議員の皆様方大変ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫びを申し上げますと共に、ご支援方についてよろしくお願いを申し上げましてお詫びの言葉とさせていただきます。

日程第 1. 常任委員長報告

○議長（東村 和往君） 日程第 1、常任委員長報告を行います。

まず、総務厚生委員長よりお願いいたします。

〔総務厚生常任委員長 上西 祐子君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（上西 祐子君） おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会の審査結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案 5 5 号、5 7 号、5 8 号、6 0 号、6 1 号、6 2 号、6 3 号、6 4 号、6 5 号と陳情第 4 号の計 1 0 件でございます。以下案件ごとに説明いたします。

議案第 5 5 号、「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」です。今回の国民健康保険税の条例改正は後期高齢者支援金、納付金の増額に伴う保険税率の引き上げ及び、介護納付金

の減額に伴う保険税の引き下げであります。また、医療費分の引き上げは、国民健康保険税収納率93%目標を見据えた改正であります。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しましたが、附帯意見として、先般行われました国民健康保険運営協議会で、基金を取り崩して保険税を上げないようにしてもよいのではないかという附帯意見が出されたと聞きましたが、それらはどう審議されたのかという意見が出されました。それと収納率を上げるよう努力してほしいという意見です。

次、議案第57号「三股町ふるさと未来基金条例」です。

本案はふるさと三股町を応援するため、あるいは地域活性化のためなど、目的を持った寄附金のうち、早急に予算化できないものについて、基金を設置し、寄附金の有効な活用を図ろうと新たに条例を制定するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第58号「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例」。

本案は、都城市を中心として、鹿児島県曾於市、同志布志市そして、三股町の3市1町は、互いに連携、協力して広域医療体制の整備、充実や、圏域の医療ネットワークに必要な都城志布志道路の整備促進などに取り組み、安心して暮らせる地域を形成するため、定住自立圏形成協定に向けてあらかじめ議会の議決すべきこととして、所要の事項について、新たに条例を制定するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第60号「平成21年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」です。

本案は、人事異動に伴い減額補正するものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額、26億2,213万円から歳入歳出それぞれ363万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を26億1,849万6,000円とするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第61号「平成21年度三股町老人保健特別会計補正予算（第1号）」です。

本案は、前年度の医療費の確定により精算し、歳入歳出予算の総額2,901万4,000円に歳入歳出それぞれ、969万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3,871万1,000円とするものです。

歳入の主なものは、国庫負担金で過年度精算金760万4,000円と繰越金209万1,000円で、歳出については、償還金44万9,000円、一般会計繰出金924万9,000円を補正計上したものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第62号「平成21年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」。

本案は、予算総額1億9,067万6,000円に歳入歳出それぞれ、110万6,000円を増額するものであります。

すなわち、歳入については一般会計繰入金128万6,000円減額し、繰越金239万2,000円を財源にし、歳出については、人事異動による人件費の減額と後期高齢者医療広域連合納付金239万2,000円が主なものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第63号「平成21年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」です。

本案は、歳入歳出予算の総額16億7,774万9,000円に歳入歳出それぞれ520万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億7,254万1,000円とするものです。主に人事異動並びに期末手当の削減に伴い補正するものであり、歳入については保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、及び繰入金をそれぞれ減額し、歳出については、総務費及び地域支援事業費を減額するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第64号「平成21年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」です。

本案は、歳入歳出予算の総額1,369万3,000円にそれぞれ21万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,390万3,000円とするものであります。地域包括支援センターの支援システムのライセンス購入に伴い補正するものであり、歳入については、繰入金を増額し、歳出については、総務費において、施設管理費を増額するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第65号「都城市こども発達センターきらきらを三股町の住民の利用に供させること」について。

本案は、今年度、都城市が都城祝吉町に発達障がい児の診断施設として開設した、都城市こども発達センターきらきらを地方自治法第244条の3、第2項の規定に基づき都城市と協議の上、本町の住民に利用させることについて協定を締結するにあたり、地方自治法第244条の3の参考の規定に基づいて、議会の議決を得ようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

陳情第4号「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を国に求めることについての陳情です。協同労働の協同組合とは、協同組合に参加する人すべてが協同で出資し、協同で経営し、協同で働く形を取っています。この陳情は協同労働の協同組合には法的根拠がないために社会的理解が不十分であり、団体として、入札契約ができなかったり、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。すでにヨーロッパ、アメリカでは労働者協同組合についての法整備がなされております。我が国でも、協同労働の協同組合に関する法律の公正化を

求める取り組みが広がっております。地域活性化の視点からも公正化の流れを推し進めるために国会での議論と速やかな制定とを要望する内容となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（東村 和往君） 建設文教委員長よりお願いいたします。

〔建設文教常任委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○建設文教常任委員長（指宿 秋廣君） それでは、建設文教常任委員会に付託された案件についてご報告申し上げます。

案件は、議案第56号及び、66号の2件であります。両議案とも、慎重に審査したことをまず報告しておきたいと思っております。それでは、案件ごとに審議の内容、及び採決の結果をご報告いたします。

議案第56号「三股町使用料及び手数料の一部を改正する条例」をご報告申し上げます。

本案は、建築確認申請時に確認申請手数料を400円徴収していたが、本町だけ徴収しているとの指摘があり、廃止するための条例改正を行おうとするものであります。審査の過程で、県の確認申請手数料と本町の確認申請手数料を重複して申請者に求めていたこととなります。このことは、一市五町の都城市、北諸県合併協議会の時には、既に町執行部は把握していたと思われまゝ。この事務に関する事務費は、既に事務手数料として、宮崎縣市町村権限委譲交付金で確認関係副審業務交付金が毎年交付されていて、平成20年度ベースでは、約45万1,000円本町に受け入れ済みであります。町長はこのような事態を重大に受け止める必要があり、またほかにこのような事案がないか調査を行い早急な対応をするべきであることを認識し、議会に報告すべきということを、附帯意見として申すことで議案第56号は審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号「町道路線の認定」についてであります。

本案は、大字蓼池字下原4282番5地先から大字蓼池字下原4282番1地先までの、前目33号線、幅員4.1メートル、延長57.5メートルと大字樺山字東原4503番6地先から大字樺山字東原4503番2地先までの、東原27号線、幅員6メートル、延長27.5メートルを新たに町道認定しようとするものであります。審査の過程で新規に町道認定を行うにあたり、町道認定基準が公表されていないので、今後は基準を定め、例規集に記載して、明確にすべきであるとの問題提起がありましたので、ご報告いたします。

議案第66号は審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、建設文教常任委員会の審査の報告を終わります。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今、建設文教委員長の方からご報告がありましたが、その中で議案第56号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」の中の附帯意見として、ほかにもこういった根拠、重複しているものがないのかということで早急な調査をなさいたいということが委員会の中でございまして、それを早急に調査をしまいたところでございます。ほかの件につきましては、証明手数料、閲覧手数料、交付手数料、その他いろいろございますが、すべて根拠法令等も整備をしております、そういったこの件に関するような、事案はないということは確認しましたので、ここでご報告を申し上げておきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（東村 和往君） 次に、一般会計予算・決算委員長より申し上げます。

〔一般会計予算・決算委員長 山中 則夫君 登壇〕

○一般会計予算・決算委員長（山中 則夫君） おはようございます。それでは、ご報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案59号、1件だけでございます。平成21年度「三股町一般会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

本案は、人事異動に伴う給与費、給与改定、補助金の交付決定等に基づき、補正措置をするものであります。歳入歳出予算の総額72億4,000万円に歳入歳出それぞれ3,823万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ72億7,823万6,000円とするものであります。なお、審査の経過の中で委員の全会一致で、以下の附帯意見を付すことになりました。

附帯意見、今回の給与関係補正予算案は、県内では川南町と都農町の2町だけが本町と同じ提案をしているだけで、県や他の市町村は定期異動に伴う補正予算案だけを提案しております。5月の臨時議会の提案のときは、県内の状況を詳細に説明したにもかかわらず、今回の補正予算案の説明では、状況を把握していないとの答弁でありました。今回のように、全県下に該当する案件の場合は、県内の状況を十分に把握して対処すべきものであるという、附帯意見であります。

以上、当委員会では、慎重な審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、説明終わります。

日程第2. 質疑

○議長（東村 和往君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。ご協力方よろしくをお願いいたします。

質疑はありませんか。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 1番です。議案になっております、議案第55号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について質疑ありますので、明解な答弁をお願いしたいと思いますし、町長からこの案件については、国保運営協議会の答申であるとありましたので、国保運営協議会の参加者の人もできれば答えてほしいと思います。

収納率に対するペナルティーがいつから始まっているのかというのが、第1点です。

次、全体の収納率が1.62%医療費が下がっているのにもかかわらず、今回引き上げる明確な手段がどうも感じられないと思っております。それと、高齢者支援分と介護保険について、1引く0.55、要するに45%を被保険者に付すようになっていきます。法律上でいうと、40%が被保険者、被保険者が負担すべきものというふうに思われています。これを足していくと、各医療費の算定は、105%になるというふうに思われます。その5%は弾力的に今から先、医療費の弾力的につかわれるものが、この5%というふうに認識しているのですが、そういう関係の論議はされていたのかどうかということ、まずお聞きいたします。

○議長（東村 和往君） 総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（上西 祐子君） いま、おっしゃられたことは、私たちはそういう詳しいところまでは論議しておりません。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 論議をされてなくて、答申をされたということになるんだろうと思いますが、それでは、視点を変えてお聞きをしたいと思えます。

国保運営協議会の説明資料の中で、医療費一般分、退職者分と別枠あります。これについてその合計が医療費合計でマイナス合計では1.62%となっています。これの医療費分がなぜ、45%増えて、退職者医療分がなぜ、81.99%減ったのか、退職者医療が81.99%減りました、医療費が合計で45.18%増えましたということが国保運営協議会で論議されたのかどうかお聞きします。

○議長（東村 和往君） 総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（上西 祐子君） そのような詳しいことは論議しておりませんし、またいまは総務厚生常任委員会で審議したことへの質問ではないかなと。だからそのあたりは私たちは、このままで行くと4,000万円国保財政が不足するので、案件を出したということで、審議したわけですから、そのような詳しい説明は受けておりませんし、また審議もしておりません。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 要するに、国保運営協議会としては、これは来年も続くだろうと思っております。念のために申し上げますが、今回都城市は国保税条例改正案は提案していないよ

うに聞いています。そこは、総務厚生常任委員会では論議されたのかお聞きをいたします。都城市で提案していないということだけ。

○議長（東村 和往君） 総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（上西 祐子君） 都城市のことは一切聞いておりません。

○議長（東村 和往君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

日程第3. 討論・採決（議案第55号から議案第66号及び陳情第4号）

○議長（東村 和往君） 日程第3、討論・採決を行います。

まず、議案第55号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 議案第55号に対しまして、今回の条例改正は日々の生活に苦しんでいる町民に対して、さらなる負担を求めるものであります。特に、低所得者層に負担を求めるもので、例を言いますと、町民が溺れているのに、それを見て知らん顔で通り過ぎるような、温かみのかけらもない非情なものではないかと思っています。町民が苦しんでいるときこそ、行政は積極的に財政を出動して、少しでも町民の苦しみをといてやるのが、それこそ生きた行政であり、政治の基本と私は思っております。義理人情の政治ではないかと思えます。よって、本案に反対するものであります。

○議長（東村 和往君） 次に賛成討論の発言を許します。ほかに討論はありませんか。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 1番です。先ほど疑義でも言いました。今回、医療費の推計が1.62%全体合計で下がっているということでもあります。1.62%下がっていただければ「医療費がこれだけ下がりましたよ、町民の皆さん、ご協力ありがとうございます。」ということで、受益者負担を例えば1人当たり100円でも下げてやって行くべきだろうと思っています。例えば、私が試算してみました。例えば介護支援分から後期高齢者分を45%ではなくて、40%にするという計算をし、もしくは、額面上かもしれませんが、93%収納率を96%収納率という形で計算をすると、お金が3,938万6,000円出てきます。

ようするに、そういうことを、額面上としても今回は緊急的なものとして、税金を納めた人、去年まで納めてきた人について、納めなくて税率が下がったそのペナルティ分を今から納めようとする善良な納税者に負担をかけるというのはいささか道理に合わないと思いますので、本案に対して反対いたします。

○議長（東村 和往君） ほかに討論はありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。

国保の加入者は農業や商工業者、年金生活者、また会社をリストラされ失業している方々など、現在の不況のもと苦しい生活をしている方がたくさんおられます。昨年から、医療分介護分のほかに、後期高齢者支援金加わり、ますます保険料は高く設定されるようになりました。そのために、払いたくても払えない滞納世帯が増えており、現在の経済悪化で所得が落ち込んでいる人が多いわけですから、町長の政治的判断で、基金を取り崩したり、一般財源繰り入れをしたりして、引き下げをしてほしかったと思います。

以上、討論終わります。

○議長（東村 和往君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。ご異議がありますので、起立により採決を行います。議案第55号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。議案第56号は建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号「三股町ふるさと未来基金条例」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。議案第57号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。議案第58号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号「平成21年度三股町一般会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。議案第59号は一般会計・予算決算委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されま

した。

次に、議案第60号「平成21年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。議案第60号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号「平成21年度三股町老人保健特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。議案第61号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号「平成21年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。議案第62号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号「平成21年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。議案第63号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号「平成21年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。議案第64号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号「都城市子ども発達センターきらきらを三股町の住民の利用に供させることについて」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。議案第65号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号「町道路線の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。議案第66号は建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第4号「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を国に求めることについての陳情を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。陳情第4号は総務厚生委員長の報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、陳情第4号は原案のとおり採択されました。

先程の陳情第4号の採択に伴う、意見書案の取扱いについてお諮りします。意見書案第4号「協同労働の協同組合法」（仮称）の速やかな制定を求める意見書案を日程に追加し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。それでは議事日程表の日程第3の次に「追加日程第1、意見書（案）第4号上程」とご記入願います。

これより、意見書（案）を配布いたします。しばらくお待ち下さい。

〔配布〕

○議長（東村 和往君） それでは、追加日程第1、意見書案第4号を議題といたします。意見書案第4号について提出者の説明を求めます。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長 上西 祐子君 登壇〕

○総務厚生委員長（上西 祐子君） それでは、意見書案第4号「協同労働の協同組合法」（仮称）の速やかな制定を求める意見書案について、提案の趣旨を説明いたします。

今、地域のさまざまな課題を解決するため、行政でなく住民自身の力に大きな期待がかかっており、地域に密着した公益性の高い活動が、非営利団体によって事業展開されております。その1つである協同労働の協同組合は協同で出資し、協同で経営し、協同で働く形でコミュニティーの再生を目指す地域に必要な事業を起こしていますが、現在この協同労働の協同組合には法的根拠がないことから、社会的な理解が不十分な状況となっております。だれもが希望と誇りを持って働くことができ、安心と豊かさを実感できるコミュニティーを作る働き方を目指す、協同労働の協同組合は、地域の住民自身によるまちづくりの創造社会に参加する道を開くもので、その発展が期待されるものであります。

以上のことから、その根拠となる法令を速やかに制定するよう意見書を提出するものであります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（東村 和往君） それでは、これより質疑・討論・採決を行います。

意見書案第4号「協同労働の協同組合法」（仮称）の速やかな制定を求める意見書案を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。意見書案第4号は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

意見書は、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることと致します。

日程第4. 議員派遣について

○議長（東村 和往君） 日程第4、議員派遣についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております資料のとおり、議会運営委員会視察研修、地方行政問題協議会、議会広報研修会に、それぞれ議員を派遣することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については別紙資料のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

○議長（東村 和往君） 以上ですべての案件を終了しましたが、3月定例会以後の議長の公務報告は、お手元に配布してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時45分休憩

〔全員協議会〕

午前11時34分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（東村 和往君） 以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成21年第5回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後11時35分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 東村 和往

署名議員 指宿 秋廣

署名議員 山領 征男